

官報

号外

昭和二十六年五月三十一日

第十回 参議院會議錄第四十九号

昭和二十六年五月三十日(水曜日)午前
十時五十三分開議

議事日程 第四十八号

昭和二十六年五月三十日

午前十時開議

第一 西院法規委員辭任の件

第二 土地收用法案(岩沢忠恭君
外六名発議)

第三 土地收用法施行法案(岩沢
忠恭君外六名発議)

第四 港灣法の一部を改正する法
律案(衆議院提出)(委員長報告)

第五 森林法案(衆議院提出)
(委員長報告)

第六 森林法施行法案(衆議院提
出)(委員長報告)

第七 身体障害者福祉法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)(委員長報告)

第八 有価証券の処分調整等につ
いて法律の廃止に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第九 漁港法第十七條第二項の規
定により、漁港整備計画につ
いて承認を求めるの件(衆議院送
付)(委員長報告)

第一〇 新恩給法制定に関する請
願(四十六件)(委員長報告)

第二一 高知県中村町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第二二 岡山県高梁町の地域給に
関する請願(二件)(委員長報告)

第二三 岡山県玉島、長尾西町の
地域給に関する請願(委員長報告)

第二四 岡山市の地域給に関する
請願(委員長報告)

第二五 横須賀市の地域給に関す
る請願(委員長報告)

第二六 愛媛県大洲町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第二七 大分県佐賀町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第二八 千葉県茂原地区の地域給
に関する請願(委員長報告)

第二九 岐阜県北方町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三〇 北海道岩内町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三一 宇都宮市の地域給に関す
る請願(委員長報告)

第三二 栃木県足利市の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三三 栃木県久野、筑波内村の
地域給に関する請願(委員長報告)

第三四 栃木県足利地区の地域給
に関する請願(委員長報告)

第二五 栃木県小俣町外三町村の
地域給に関する請願(委員長報告)

第二六 愛知県西浦町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第二七 愛知県津村の地域給に
関する請願(委員長報告)

第二八 愛知県形原町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第二九 栃木県今市町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三〇 新潟市外三十一市町村の
地域給に関する請願(委員長報告)

第三一 大阪府南河内郡の地域給
に関する請願(委員長報告)

第三二 愛媛県三島町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三三 徳島県池田町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三四 愛媛県松柏村の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三五 千葉県勝浦町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三六 千葉県東金町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三七 大阪府泉南郡の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三八 茨城県下館町の地域給に
関する請願(委員長報告)

第三九 岐阜県飛騨地方の特殊勤
務手当に関する請願(委員長報告)

第四〇 林野庁経営の林野事業に
従事する労働者を特別職に編入
の請願(委員長報告)

第四一 公務員の給与ベース改訂
等に関する請願(委員長報告)

第四二 電気通信職員の特給給與
表制定に関する請願(委員長報告)

第四三 退職金に対する所得税免
除の請願(四件)(委員長報告)

第四四 美容業に対する所得税の
適正化の請願(委員長報告)

第四五 時計類の物品税撤廃に関
する請願(委員長報告)

第四六 襦袢および家具の物品税
撤廃に関する請願(委員長報告)

第四七 雑物消費税の廃止に伴う
業者手持品に対する損失補償の
請願(委員長報告)

第四八 林業税制改正に関する請
願(委員長報告)

第四九 歯科医師に対する課税適
正化等の請願(委員長報告)

第五〇 水稲耕作地帯に対する所
得税課税の適正化の請願(委員長報告)

第五一 九州地方の殖産会社加入
者救済に関する請願(委員長報告)

第五二 東北地区に開兌銀行支所
設置の請願(委員長報告)

第五三 六はこ小売の利益率引上
げに関する請願(委員長報告)

第五四 漁業権補償金に対する課
税免除の請願(六件)(委員長報告)

第五五 漁業権補償金に対する課
税免除の請願(委員長報告)

第五六 漁業権証券に対する課税
免除等の請願(委員長報告)

第五七 家畜登録事業の育成強化
に関する請願(委員長報告)

第五八 北海道小清水村上砥草原
国有林野開放に関する請願(委員長報告)

第五九 農耕地土じり維持増強
に関する請願(委員長報告)

第六〇 岩手県黄海岸地内国有林
還元拂下げに関する請願(委員長報告)

第六一 岩手県大津保村津谷川山
国有林還元拂下げに関する請願(委員長報告)

第六二 長崎県福江島土地改良事
業に関する請願(委員長報告)

第六三 主食配給に関する請願
(委員長報告)

第六四 長崎県小浜町別所原ダム
建設に関する請願(委員長報告)

第六五 部落農業団体育成強化に
関する請願(委員長報告)

第六六 積雪寒冷地帯に対する
農業災害補償制度改正強化の
請願(委員長報告)

第六七 北海道、中央道、釧路道に
関する請願(委員長報告)

第六八 北海道および東北地方に
酪農モデル地区設定の請願(委員長報告)

第六九 食糧管理法中一部改正に
関する請願(委員長報告)

第七〇 土地改良事業費国庫補助
増額等に関する請願(委員長報告)

- 第七一 国有林撈下げに関する請願 (委員長報告)
- 第七二 熊本県築山村用水ため池建設に関する請願 (委員長報告)
- 第七三 石川県邑知海干拓事業反対に関する請願 (委員長報告)
- 第七四 宮崎県川南牧場青鹿地内にかんがい用ため池建設の請願 (委員長報告)
- 第七五 社寺等に無償で貸し付けである財産の処分に関する法律中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第七六 積雪寒冷地帯地帯振興に関する請願 (委員長報告)
- 第七七 国有林野内牧野解放に関する請願 (委員長報告)
- 第七八 果菜類貯蔵庫設置に関する請願 (委員長報告)
- 第七九 長崎県阿蘇浦港整備工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇 間人漁港修築工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八一 小型機船底曳網漁業整備に伴う転換資金交付の請願 (八件) (委員長報告)
- 第八二 酒屋漁港防波堤修築に関する請願 (委員長報告)
- 第八三 星匯漁港いゆんせつ工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八四 海区漁業調整委員会経費増額に関する請願 (十件) (委員長報告)
- 第八五 いわし船曳網漁業整備に伴う漁業資金交付の請願 (委員長報告)
- 第八六 瀬戸内海漁業調整に関する請願 (三件) (委員長報告)
- 第八七 有明海関係四県連合海区漁業調整委員会経費増額に関する請願 (委員長報告)
- 第八八 漁業権証券の資金化に関する請願 (六件) (委員長報告)
- 第八九 漁業用資材に対する補助金制度復活の請願 (二件) (委員長報告)
- 第九〇 小型機船底曳網漁業操業区域等に関する請願 (委員長報告)
- 第九一 北上川水害宮城県柳津、飯野両町のえん堤魚でい破等に関する請願 (委員長報告)
- 第九二 沿岸漁業振興対策に関する請願 (委員長報告)
- 第九三 中央漁業調整審議会拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第九四 漁業権補償金に関する請願 (委員長報告)
- 第九五 漁業権証券を漁業協同組合系統機関に保有の請願 (委員長報告)
- 第九六 狩野川放水路開さくによる被害漁民の救済対策確立の請願 (委員長報告)
- 第九七 岩手県崎浜漁港施設費国庫助成に関する請願 (委員長報告)
- 第九八 漁船保険法による魚船保険制度改革の請願 (四件) (委員長報告)
- 第九九 漁船に対する特殊保険制度改革の請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 西武鉄道田無駅、関前橋間および武蔵岡、武蔵境西駅間に鉄道敷設の請願 (委員長報告)
- 第一〇一 宇野、高松間貨車軌送力増強に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第一〇二 二俣、佐久間両駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇三 広島県加計町、布駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 岩宿、田定両駅間にデイズル動車停留所設置の請願 (委員長報告)
- 第一〇五 三明、三井両間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 宮城県金山、角田両町間の国営バス路線を互理町に延長するの請願 (委員長報告)
- 第一〇七 根橋標津、斜里両駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 六日町、五日町両駅間に停車場新設の請願 (委員長報告)
- 第一〇九 三重町、延岡両駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 白河、仙台南駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一一一 信越、上越両線連絡鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一一二 横須賀港改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一三 松島火山観測所設置に関する請願 (委員長報告)
- 第一一四 東北線鉄道電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一一五 小本線延長工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一一六 浜田港に駅新設の請願 (委員長報告)
- 第一一七 掛川町、御前崎町間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一一八 宮崎、小林両市間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一一九 志布志線鉄道延長に関する請願 (委員長報告)
- 第一二〇 日ノ影、高森両駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二一 日向長井、三重町両駅間鉄道敷設促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第一二二 伊集院、上伊集院両駅間に簡易停車場設置の請願 (委員長報告)
- 第一二三 列車内に放送設備設置の請願 (委員長報告)
- 第一二四 荒海駅、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二五 銅路市地区鉄道改良計画実施促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二六 横須賀線を三崎町まで延長の請願 (委員長報告)
- 第一二七 日本国有鉄道法中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一二八 日本国有鉄道法第二十六條改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一二九 電気保安法中一部修正に関する請願 (委員長報告)
- 第一三〇 港湾法中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一三一 郵便の日曜、祭日、配達禁止反対の請願 (委員長報告)
- 第一三二 郵便法中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一三三 小包はがき発行計画中止等に関する請願 (委員長報告)
- 第一三四 簡易生命保険及郵便年金積立金運用再開に関する請願 (委員長報告)
- 第一三五 秋田県能代市豊祥台に郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一三六 福島県木幡郵便局に集配事務開始の請願 (委員長報告)
- 第一三七 栃木県宇都宮市一ノ沢町に無集配特定郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一三八 川崎市新城町に郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一三九 事業附属宿舎宿舎規定中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一四〇 特需契約下の労働条件等に関する請願 (委員長報告)
- 第一四一 労働用物資対策強化に関する請願 (委員長報告)
- 第一四二 失業対策事業資材資材庫補助等に関する請願 (委員長報告)
- 第一四三 国等を相手方とする契約における労働条件に関する法律制定の請願 (委員長報告)
- 第一四四 吉井川の境、今井両橋間右岸築堤に関する請願 (委員長報告)
- 第一四五 山形県黒瀬地内土地への防災復旧工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一四六 災害復旧事業費予算増額に関する請願 (委員長報告)

第一四七 一ツ瀬川を直轄河川に

編入等の請願 (委員長報告)

第一四八 過年度災害復旧工事費

等の国庫補助金交付促進に關す

る請願 (委員長報告)

第一四九 道路法および同法施行

令中一部改正に關する請願 (委員長報告)

第二五〇 国道第三号線中延岡

市、岩脇村間改修工事促進に關

する請願 (委員長報告)

第二五一 東北地方に対する住宅

金融公庫融資の請願 (委員長報告)

第二五二 連合軍用木材等の調達

一元化に關する請願 (委員長報告)

第二五三 川原、石河内第二西電

所復元に關する請願 (委員長報告)

第二五四 宮崎県宮崎川発電所開

発促進に關する請願 (委員長報告)

第二五五 電氣事業再編成に關す

る政令運用に關する請願 (委員長報告)

第二五六 日本発送電株式会社へ

の出資設備増強に關する請願

(二件) (委員長報告)

第二五七 岐阜県揖斐川水害水力

発電所復元に關する請願 (委員長報告)

第二五八 只見川上流未開発電源

の増強に關する請願 (委員長報告)

第二五九 只見川電源増強に關す

る請願 (委員長報告)

第二六〇 平衡交付金増額に關す

る請願 (三件) (委員長報告)

第二六一 美容業の特別所得増徴

減に關する請願 (委員長報告)

第二六二 地方財政確立に關する

請願 (委員長報告)

第二六三 食糧配給公団廃止に伴

う主要食糧配給事務費国庫負担

の請願 (委員長報告)

第二六四 旅館の宿泊に対する遊

興飲食税減免の請願 (委員長報告)

第二六五 市町村民税減免規定運

用適正化に關する請願 (委員長報告)

第二六六 大学附属病院放射線完

業員の待遇改善に關する請願 (委員長報告)

第二六七 世界無名戦士の墓建設

に關する請願 (委員長報告)

第二六八 六・三制教育費全額国

庫負担等に關する請願 (委員長報告)

第二六九 海技専門学院の昇格に

關する請願 (委員長報告)

第二七〇 学校における宗教知識

の教育に關する請願 (委員長報告)

第二七一 教職員の旅費に關する

請願 (委員長報告)

第二七二 六・三制学校施設の整

備に關する請願 (委員長報告)

第二七三 地方団体の社会教育費

国庫補助に關する請願 (委員長報告)

第二七四 国宝文化財防護費を平

衡交付金算定基礎に包含するの

請願 (委員長報告)

第二七五 結核教職員の身分保障

に關する請願 (三件) (委員長報告)

第二七六 東京都港区善福寺を史

跡に指定の請願 (委員長報告)

第二七七 小学校児童完全給食実

施に伴う施設費国庫助成等に關

する請願 (委員長報告)

第二七八 義務教育費国庫負担の

法的措置に關する請願 (委員長報告)

第二七九 盲人用特殊学用品購入

費国庫補助等に關する請願 (委員長報告)

第二八〇 学校事務職員を教育公

務員とするの請願 (委員長報告)

第二八一 職業教育法制定に關す

る請願 (委員長報告)

第二八二 国民健康保険事業の危

機突破に關する請願 (二十五件)

第二八三 国立幸ヶ丘病院移転促

進に關する請願 (委員長報告)

第二八四 社会保障制度促進に關

する請願 (二件) (委員長報告)

第二八五 児童福祉施設最低基準

令施行延期に關する請願 (委員長報告)

第二八六 民間社会事業従事者の

現任訓練経費国庫支弁に關する

請願 (委員長報告)

第二八七 社会事業金庫設立に關

する請願 (委員長報告)

第二八八 社会福祉事業基本法制

定に關する請願 (委員長報告)

第二八九 戦争犠牲者遺族に年金

支給の請願 (委員長報告)

第二九〇 戦争犠牲者遺族の援護

強化に關する請願 (四件) (委員長報告)

第二九一 山口県北海岸一帯を国

立公園に指定の請願 (委員長報告)

第二九二 近畿地区に結核コロ

ニ建設の請願 (委員長報告)

第二九三 結核後保護施設設立に

關する請願 (委員長報告)

第二九四 保健婦、看護婦の資質

向上および待遇改善に關する請

願 (委員長報告)

第二九五 らい研究施設等に關

する請願 (委員長報告)

第二九六 奈良市国立病院の移転

等に關する請願 (委員長報告)

第二九七 看護婦及び医師の増員

等に關する請願 (五件) (委員長報告)

第二九八 完全看護、完全給食の

内容向上に關する請願 (二件) (委員長報告)

第二九九 結核結核増設に關する

請願 (七件) (委員長報告)

第三〇〇 生活保護法の最低生活

を保障する扶助基準に關する請

願 (委員長報告)

第三〇一 昭和二十二年九月以前

の結核患者に現行厚生年金保険

法の全面適用促進の請願 (三件) (委員長報告)

第三〇二 北海道に国立光明養護

施設の請願 (委員長報告)

第三〇三 医療法中一部改正に關

する請願 (二件) (委員長報告)

第三〇四 新宿御苑保存に關する

請願 (委員長報告)

第三〇五 国立療養所入所費等取

扱細則第三條大巾適用に關する

請願 (九件) (委員長報告)

第三〇六 ストレプトマイシン、

パスおよびテビオン等の適用

範囲拡大に關する請願 (六件) (委員長報告)

第三〇七 国立療養所附費予算増

額等に關する請願 (七件) (委員長報告)

第三〇八 国立療養所入所患者の

早期退所問題に關する請願 (委員長報告)

第三〇九 国立療養所退所措置費

和に關する請願 (委員長報告)

第三一〇 新医療法実施延期に關

する請願 (七件) (委員長報告)

第三一一 鹿児島県星塚敬愛園の

増床に關する請願 (三件) (委員長報告)

第三一二 結核対策に關する請願

(三件) (委員長報告)

第三一三 らい療養所看護婦定員

増加に關する請願 (委員長報告)

第三一四 国立三島病院病棟増築

に關する請願 (委員長報告)

第三一五 鹿児島県立鹿屋病院改

築増床経費国庫補助に關する請

願 (委員長報告)

第三一六 緊急結核対策に關する

請願 (委員長報告)

第三一七 産兒制限の促進ならび

に人口問題解決の新機軸設置に

關する請願 (委員長報告)

第三一八 がん治療法研究費国庫

補助に關する請願 (委員長報告)

第三一九 乳、乳製品および類似

乳製品の成分規格等に關する省

令中一部改正に關する請願 (委員長報告)

第三二〇 国立療養所療養患者に

衣料品配給の請願 (委員長報告)

第三二一 旅館業を食品衛生法よ

り除外するの請願 (委員長報告)

第三二二 保健所法および同法施

行令中一部改正に關する請願 (委員長報告)

- 第二二三 京都府綾部市の上水道
新設事業費国庫補助に關する請
願 (委員長報告)
- 第二二四 保健婦に自転車配給の
請願 (委員長報告)
- 第二二五 宮城県蔵里村に結核療
養所設置の請願 (委員長報告)
- 第二二六 らい療養所職員に對す
る特殊勤務手当支給等の請願
(委員長報告)
- 第二二七 保健婦既得権者に国家
試験免除等の請願 (委員長報告)
- 第二二八 優生保護補導員制度設
定等に關する請願 (委員長報告)
- 第二二九 医業金融公庫設立に關
する請願 (委員長報告)
- 第三〇 国立都城病院病棟改築
工事に關する請願 (委員長報告)
- 第三一 牛乳殺菌設備改善に低
利資金融資等の請願 (委員長報告)
- 第三二 町村吏員の恩給改善に
關する陳情 (委員長報告)
- 第三三 鳥取県倉吉町の地域給
に關する陳情 (委員長報告)
- 第三四 退職金に對する所得税・
免除の陳情 (委員長報告)
- 第三五 かばん類の物品税免税
点引上げに關する陳情 (委員長報告)
- 第三六 雜物消費税廃止に伴う
業者手持品に對する損失補償の
陳情 (委員長報告)
- 第三七 富裕税に關する陳情
(委員長報告)
- 第三八 塩化ビニール製造業
に對する法人税免除の陳情
(委員長報告)
- 第二三九 地方銀行設立に關する
陳情 (委員長報告)
- 第二四〇 外地引揚者の内地むけ
送金支拂促進に關する陳情
(委員長報告)
- 第二四一 漁業権補償金に對する
課税免除の陳情(二件)
(委員長報告)
- 第二四二 漁業権補償金に對する
課税特別免除の陳情
(委員長報告)
- 第二四三 漁業権証券に對する課
税免除の陳情 (委員長報告)
- 第二四四 北陸三県畜産振興に關
する陳情 (委員長報告)
- 第二四五 購置資金融資に關する
陳情 (委員長報告)
- 第二四六 供出早場米の獎勵金存
続等に關する陳情 (委員長報告)
- 第二四七 家畜改良施策に關する
陳情 (委員長報告)
- 第二四八 土地改良事業費国庫補
助強化に關する陳情 (委員長報告)
- 第二四九 畜産振興に關する陳
情 (委員長報告)
- 第二五〇 昭和二十六年度購置資
金に關する陳情 (委員長報告)
- 第二五一 国有林野内牧野開放に
關する陳情 (委員長報告)
- 第二五二 園および果樹土地改良
事業促進に關する陳情
(委員長報告)
- 第二五三 種子もみ購入費国庫補
助に關する陳情 (委員長報告)
- 第二五四 海区漁業調整委員會経
費増額に關する陳情(二件)
(委員長報告)
- 第二五五 小型機船底曳網漁業整
備に伴う振換資金交付の陳情
(五件) (委員長報告)
- 第二五六 鹿児島県枕崎島にかつ
おえさ養殖施設設置の陳情
(委員長報告)
- 第二五七 漁業権補償金に關する
陳情 (委員長報告)
- 第二五八 県水産業会継承資金に
對する長期融資の陳情
(委員長報告)
- 第二五九 漁業権証券の資金化に
關する陳情(五件) (委員長報告)
- 第二六〇 水産銀行設置に關する
陳情 (委員長報告)
- 第二六一 小型機船底曳網漁業整
備に伴う振換資金交付等の陳情
(委員長報告)
- 第二六二 米軍用船による漁具被
害に對する損害補償の陳情
(委員長報告)
- 第二六三 水産業に對する災害補
償および損失補償制度に關する
陳情 (委員長報告)
- 第二六四 貨車新造に關する陳情
(委員長報告)
- 第二六五 四国循環鉄道敷設促進
に關する陳情 (委員長報告)
- 第二六六 機帆船燃料油の増配等
に關する陳情 (委員長報告)
- 第二六七 日本海水域の機雷に關
する陳情 (委員長報告)
- 第二六八 長崎県における離島航
路改善の陳情 (委員長報告)
- 第二六九 浜田港に駅新設の陳情
(委員長報告)
- 第二七〇 明石、相生両駅間鉄道
電化促進に關する陳情
(委員長報告)
- 第二七一 船川特定港存続に關す
る陳情 (委員長報告)
- 第二七二 日本海中部外二基地に
海上保安庁救命艇基地設置の陳
情 (委員長報告)
- 第二七三 宇野、高松間貨車航送
力増強に關する陳情
(委員長報告)
- 第二七四 刈田港建設費地元負担
額軽減に關する陳情
(委員長報告)
- 第二七五 貨車の増備に關する陳
情 (委員長報告)
- 第二七六 日本国有鉄道法中一部
改正に關する陳情 (委員長報告)
- 第二七七 浮遊機雷に對する災害
補償法制定の陳情 (委員長報告)
- 第二七八 簡易生命保険および郵
便年金積立金運用再開に關する
陳情(二件) (委員長報告)
- 第二七九 簡易生命保険の運用再
開に關する陳情 (委員長報告)
- 第二八〇 鹿児島県吾平町岡幸田
に無集配郵便局設置の陳情
(委員長報告)
- 第二八一 けい肺法單獨立法化に關
する陳情 (委員長報告)
- 第二八二 国道改修工事実施促進
に關する陳情 (委員長報告)
- 第二八三 東京都世田谷区内道路
改修工事施行に關する陳情
(委員長報告)
- 第二八四 住宅金融公庫予算増額
に關する陳情 (委員長報告)
- 第二八五 東北七県の住宅金融公
庫融資増額に關する陳情
(委員長報告)
- 第二八六 耐火建築助成法案に關
する陳情 (委員長報告)
- 第二八七 土地收用法中一部改正
に關する陳情 (委員長報告)
- 第二八八 土地收用法の実現に關
する陳情 (委員長報告)
- 第二八九 只見川電源移属に關す
る陳情 (委員長報告)
- 第二九〇 大淀川発電所復元に關
する陳情 (委員長報告)
- 第二九一 平衡交付金等増額に關
する陳情 (委員長報告)
- 第二九二 平衡交付金算定基準の
適正化に關する陳情
(委員長報告)
- 第二九三 平衡交付金増額に關す
る陳情 (委員長報告)
- 第二九四 地方財政確立に關する
陳情(三件) (委員長報告)
- 第二九五 地方自治法中一部改正
に關する陳情 (委員長報告)
- 第二九六 消防力強化に關する陳
情 (委員長報告)
- 第二九七 東京都に主税局設置の
陳情 (委員長報告)
- 第二九八 公民館建設費等国庫補
助増額に關する陳情
(委員長報告)
- 第二九九 六・三制学校整備費国
庫補助増額に關する陳情
(委員長報告)
- 第三〇〇 社会保障制度実現に關
する陳情 (委員長報告)
- 第三〇一 厚生年金支給額増額に關
する陳情 (委員長報告)
- 第三〇二 新医療法実施延期の陳
情(十一件) (委員長報告)
- 第三〇三 戦争犠牲者遺族の援護
強化に關する陳情 (委員長報告)
- 第三〇四 児童福祉法による措置
のために支出する費用の特別補
助金繰入の陳情 (委員長報告)

第三〇五 国立療養所松丘保養園
病床増設に関する陳情

第三〇六 国立大久保病院移転に
関する陳情 (委員長報告)

第三〇七 医療機関整備に見返資
金融資の陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤武蔵) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

一昨二十八日衆議院から左の議案を提
出した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

司法書士法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

税理士法案 大蔵委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は即日これを内閣委
員会に付託した。

北海通關法の一部を改正する法律
案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

信用金庫法案

軽便鉄道國際親善文化観光都市建設法
案

民間學術研究機關の助成に関する法
律案

鉄道敷設法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

計量法施行法案

硫酸アンモニア増産及配給統制法を
廃止する法律案

道路運送法施行法案

自動車抵当法案

自動車抵当法施行法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法施行法案

郵便法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の衆議院提出案
は、即日これを衆議院に回付した。

信用金庫法施行法案

公営住宅法案

同日修正議決した衆議院送付の左の内
閣提出案は、即日これを衆議院に回付
した。

計量法案

同日衆議院から、本院の回付した左の
衆議院提出案は、同院において本院の
修正に同意した旨の通知書を受領し
た。

信用金庫法施行法案

公営住宅法案

同日衆議院から、本院の回付した左の
内閣提出案は、同院において本院の修
正に同意した旨の通知書を受領した。

計量法案

同日土地収用法案及び土地収用法施行
法案につき左の六名より発議者追加の
申出があつた。

田中 一君

三輪 貞治君

赤木 正雄君

徳川 宗敬君

岩崎正三郎君

小林 英三君

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

信用金庫法案

計量法施行法案

硫酸アンモニア増産及配給統制法を
廃止する法律案

民間學術研究機關の助成に関する法
律案

鉄道敷設法の一部を改正する法律
案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法施行法案

自動車抵当法案

自動車抵当法施行法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

道路運送法案

同 人事委員

同 外務委員

同 厚生委員

同 通商産業委員

同 運輸委員

同 建設委員

同 経済安定委員

同 予算委員

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 内閣委員

同 人事委員

同 外務委員

同 厚生委員

同 通商産業委員

同 運輸委員

同 建設委員

同 経済安定委員

同 予算委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

林屋龜次郎君

松本 昇君

大谷 肇君

金子 洋文君

堂森 芳夫君

黒川 武雄君

駒井 藤平君

小泉 秀吉君

森田 豊壽君

東 隆君

山本 米治君

永井純一郎君

下條 恭兵君

曾根 益君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 東 隆君

同 大谷 肇君

同 金子 洋文君

同 堂森 芳夫君

同 黒川 武雄君

同 駒井 藤平君

同 小泉 秀吉君

同 森田 豊壽君

同 東 隆君

同 山本 米治君

同 永井純一郎君

同 下條 恭兵君

同 曾根 益君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 東 隆君

同 大谷 肇君

同 金子 洋文君

同 堂森 芳夫君

同 黒川 武雄君

同 駒井 藤平君

同 小泉 秀吉君

同 森田 豊壽君

同 東 隆君

同 山本 米治君

同 永井純一郎君

一、調査の目的 購和を目録にひか
えて、わが国金融政策並びに制度
の基本的な在り方につき検討を行
う。

一、利益 わが国金融体制の自主的
確立に資し得る。

一、方法 各方面の関係者、学識経
験者より意見及び説明を聴取し、
資料の蒐集に當るの外必要に依じ
て実地調査を行。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規
則第三十四條第二項により要求す
る。

昭和二十六年五月二十六日

大蔵委員長 大矢半次郎

代理理事

参議院議長佐藤武蔵

昨二十九日内閣から、予備審査のため
左の議案が送付された。よつて議長は
即日これを電氣通信委員会に付託し
た。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

同日衆議院議長から予備審査のため左の議
案が送付された。

四 運河法（大正二年法律第十六号）による運河の用に供する施設

五 国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

七 日本国有鉄道が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第三條第一項各号に掲げる業務の用に供する施設又は日本専売公社が日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第二十七條各号に掲げる業務の用に供する施設

八 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一條第一項若しくは第二項の規定による地方鉄道、同條第三項の規定による索道で一般の需要に応じ旅客若しくは貨物を運送するもの又は軌道法（大正十年法律第七十八号）による軌道若しくは同法が準用される無軌道電車に供する施設

九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業の用に供する施設

十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港法（昭和二十五年法律第二百十七号）による漁港施設

十一 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）による水路測量標

十二 国が設置する航空保安施設（飛行場を含む。）

十三 気象、海象、地震又はこれら水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置

十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備

十六 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）による放送事業の用に供する放送設備

十七 公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による公益事業の用に供する電気工作物又はガス工作物

十八 水道條例（明治二十三年法律第九号）による水道又は下水道法（明治三十三年法律第三十二号）による下水道の用に供する施設

十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八十六号）によつて設置する消防の用に供する施設

二十 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が水防の用に供する施設

二十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは學術研究のための施設

二十二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二條に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第八十八号）による図書館（同法第二十九條に規定する図書館同種施設を除く。）

二十三 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設又は職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）による公共職業補導所

二十四 国、地方公共団体若しくはその組合、健康保険組合若しくは同連合会、国民健康保険組合若しくは同連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、保健所法（昭和二十二年法律第一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所

二十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による火葬場

二十六 屠場法（明治三十九年法律第三十二号）による屠場又は、いんげん畑等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）によるいんげん畑

二十七 汚物掃除法（明治三十三年法律第三十一号）による公共掃き、公共便所、じんかい焼却場その他汚物掃除に関する施設

二十八 中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）による中央卸売市場

二十九 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）による国立公園事業

三十 国又は地方公共団体が建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十八條第一項の規定による住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営

三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設

三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

三十三 前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない道路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨て場、材料の置場、職務上宿舎を必要とする職員の宿所又は宿舎その他の施設（収用し、又は使用することのできる土地等の制限）

第四條 この法律又は他の法律によつて、土地等を収用し、又は使用することのできる事業の用に供し

てい土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することのできない。
（権利の収用又は使用）
第五條 土地を第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、その土地にある左の各号に掲げる権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することのできる。

一 地上権、永小作権、地役権、探石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利その他土地に関する所有権以外の権利

二 鉱業権

三 温泉を利用する権利

2 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、これらの物件に関する所有権以外の権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することのできる。

3 土地、河川の敷地又は流水、海水その他の水を第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、これらのものに關係のある漁業権、入漁権その他河川の敷地又は流水、海水その他の水を利用する権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することのできる。

(立木、建物等の収用又は使用)
第六條 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに、第三條各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの物を収用し、又は使用することが出来る。

第七條 土地に属する土石砂れきを、第三條各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらのものを収用することが出来る。

(土石砂れきの収用)
第八條 この法律において「起業者」とは、土地、第五條に掲げる権利若しくは第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は前條に規定する土石砂れきを収用することを必要とする第三條各号の一に規定する事業を行う者をいう。

2 この法律において「土地所有者」とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。
3 この法律において「関係人」とは、第二條の規定によつて土地を収用し、又は使用する場合においては当該土地に關して地上権、永小作権、地役権、探石権、質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に關して所有権その他の権利を有する者を、第五條の規定によ

つて同條に掲げる権利を収用し、又は使用する場合においては当該権利に關して質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他の権利を有する者を、第六條の規定によつて同條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合においては当該物件に關して所有権以外の権利を有する者を、第七條の規定によつて土石砂れきを収用する場合においては当該土石砂れきの属する土地に關して所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に關して所有権その他の権利を有する者をいう。但し、第三十三條(第百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による土地細目の公告(第五條に掲げる権利を収用し、若しくは使用する場合にあつては権利細目の公告、第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合にあつては物件細目の公告又は第七條に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては土石砂れき細目の公告)があつた後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

第九條 合併その他の事由により事業の承継があつた場合においては、この法律の規定によつて従前の起業者が有していた権利義務は、当該事業は承継した者に移転する。

(手続の承継)
第十條 起業者、土地所有者又は関係人の変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基く命令の規定によつて従前の起業者、土地所有者又は関係人がした手続その他の行為は、新たに起業者、土地所有者又は関係人となつた者に対しても、その効力を有する。

第二章 事業の準備
第十一條 第三條各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査をする必要がある場合においては、起業者は、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を記載した申請書を当該区域を管轄する都道府県知事に提出して立入の許可を受けなければならない。但し、起業者が国であるときは、当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

2 都道府県知事は、前項本文の規定によつて立入の許可の申請があつた事業が第三條各号の一に掲げる事業に該当しない場合又は立ち入ろうとする土地の区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲をこえる場合を除いては、立入を許可するものとする。

3 前項の規定によつて都道府県知事の許可を受けた起業者又は第一項但書の規定によつて都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。
4 都道府県知事は、第二項の規定による許可をしたとき、又は第一項但書の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類並びに起業者が立ち入ろうとする土地の区域及び期間をその土地の占有者に通知し、又はこれらの事項を公告しなければならない。

(立入の通知)
第十二條 前條第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の五日前までに、その日時及び場所を市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を土地の占有者に通知し、又は公告しなければならない。
3 前條第三項の規定によつて宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、その土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

第十三條 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第十一條第三項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。
(障害物の伐除)
第十四條 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第三條各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、これを伐除することができる。この場合において、市町村長は、許可を與える前に、あらかじめ、障害物の所有者及び占有者に意見を述べる機会を與えなければならない。

第十五條 前項の規定によつて障害物を伐除しようとする者は、伐除しようとする日の三日前までに、その所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障

害物を伐除するものとする。

害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証票等の携帯)

第十五条 第十一條第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証(起業者が国である場合を除く。)を携帯しなければならない。

2 前條の規定によつて障害物を伐除しようとする者は、その身分を示す証票及び市町村長の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する証票及び許可証の様式は、建設省令で定める。

第三章 事業の認定

(事業の認定)

第十六条 起業者は、事業のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この章の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

(事業の認定に関する処分を行う機関)

第十七條 事業が左の各号の一に掲げるものであるときは、建設大臣が事業の認定に関する処分を行う。

一 国又は都道府県が起業者である事業

二 事業を施行する土地(以下「起業地」という。)が二以上の都道府県の区域にわたる事業

2 事業が前項各号の一に掲げるものの以外のものであるときは、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行う。

(事業認定申請書)

第十八條 起業者は、第十六條の規定による事業の認定を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前條第一項又は第二十七條第一項の場合においては建設大臣に、前條第二項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 起業地

四 事業の認定を申請する理由

2 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 起業地及び事業計画を表示する図面

三 起業地内に第四條に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見

四 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見

五 事業の施行に關して行政機関の免許許可又は認可等の処分を必要とする場合においてはこれ

らの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見(事業認定申請書の欠陥の補正及び却下)

第十九條 前條の規定による事業認定申請書及びその添付書類が同條又は同條に基く建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣又は都道府県知事は、相當な期間を定めて、その欠陥を補正せなければならない。第百二十五條の規定による手数料を納めないときも、同様とする。

2 起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにもかかわらず、その定められた期間内に欠陥を補正しないときは、建設大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書を却下しなければならない。

(事業の認定の要件)

第二十條 建設大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができ、

一 事業が第三條各号の一に掲げるものに關するものであること。

二 起業者が当該事業を施行する充分な意思と能力を有する者であること。

三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄與するものであること。

四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

(関係行政機関の意見の聴取)

第二十一條 建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に關する処分

を行おうとする場合において必要があるとき、当該事業の施行に關して関係のある行政機関又はその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。

2 事業の施行に關して関係のある行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の認定に關する処分について建設大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができ、

(専門的學識及び経験を有する者の意見の聴取)

第二十二條 建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に關する処分を行おうとする場合において必要があるとき、申請に係る事業の事業計画について専門的學識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

(公聴會)

第二十三條 建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に關する処分を行おうとする場合において必要があるとき、公聴會を開いて一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定による公聴會を開こうとするときは、起業者の名称、事業の種類及び起業地並びに公聴會の期日及び場所を一般に公告しなければならない。

3 公聴會の手続に關して必要な事項は、建設省令で定める。

(事業認定申請書の送付及び縦覧)

第二十四條 建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に關する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十條に規定する要件

に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に對して事業認定申請書及びその添付書類のうち当該市町村に關係のある部分の写を送付しなければならない。この場合において、建設大臣にあつては、起業地を管轄する都道府県知事を經由するものとする。

2 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

(利害關係人の意見書の提出)

第二十五條 前條第二項の規定による公告があつたときは、事業の認定に關して利害關係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができ、

2 都道府県知事は、建設大臣が認定に關する処分を行おうとする事業に關して、前項の規定による意見書を受け取つたときは、直ちに、これを建設大臣に送付し、前條第二項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

(事業の認定の告示)

第二十六條 建設大臣又は都道府県知事は、第二十條の規定によつて事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を建設大臣にあつては官報で、都道府県知事に

あつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、建設大臣にその旨を報告し、建設大臣の要求があつた場合においては、事業の認定に関する書類の写を送付しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知し、第十八條第二項第一号から第四号までに掲げる書類の写を送付しなければならない。

4 事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(事業の認定に関する処分を行う機関の特例)

第二十七條 起業者は、左の各号の一に該当するときは、建設大臣に対して事業の認定を申請することができる。この場合においては、起業者は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

一 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき。

二 都道府県知事が第十八條の規定による事業認定申請書を受理した日から三月を経過しても事業の認定に関する処分を行わないとき。

2 建設大臣は、前項第一号の規定による申請を受けたときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞いた上で、自ら事業の認定に関する処分を行わなければならない。

3 建設大臣は、第一項第二号の規定による申請を受けたときは、あ

らかじめ都道府県知事の意見を聞いた上で、都道府県知事に対して、相当な期間を定めて、事業の認定に関する処分を行うことを命ずることができる。

4 建設大臣は、都道府県知事が前項の規定によつて命ぜられた期間内に処分を行わないとき、又は同項の規定によつて処分を行うことを命ずることが適当でないと認めるときは、都道府県知事及び起業者にあらかじめ自ら事業の認定に関する処分を行うことを通知した上で、自ら事業の認定に関する処分を行うことができる。

5 前項の規定による建設大臣の通知を受けた後においては、都道府県知事は、当該事件につき事業の認定に関する処分を行うことができる。

6 都道府県知事は、第二項又は第四項の規定によつて建設大臣が自ら事業の認定に関する処分を行う場合において、既に開かれた公聴会の記録、既に提出された利害関係人の意見書等当該事業の認定に関する処分を行うために必要な書類があるときは、直ちに、これらの書類を建設大臣に送付しなければならない。

7 第二項又は第四項の規定によつて建設大臣が自ら事業の認定に関する処分を行う場合においては、建設大臣は、事業の認定に関する処分を行うための手続その他の行為で都道府県知事が既に行つたものを省略することができる。

(事業の認定の拒否及び再審査)
第二十八條 建設大臣又は都道府県

知事は、事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

2 建設大臣が事業の認定を拒否したとき(前條第二項の規定によつて行つた処分において拒否した場合を除く)は、起業者は、その通知を受けた日から二週間以内に、建設省令で定める様式に従い、事業の認定の再審査を建設大臣に申請することができる。

3 建設大臣は、前項の規定による事業の認定の再審査の申請を受理したときは、これを審査し、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞いた上で、再審査の申請が理由がないと認めるときは事業の認定を拒否し、理由があると認めるときは事業の認定をしなければならない。

(事業の認定の失効)
第二十九條 起業者が第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年以内に第三十一條の規定による土地細目の公告の申請をしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失う。

(事業の廃止又は変更)
第三十條 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたときは、起業者は、遅滞なく、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。この場合において、そ

の事由の発生が第三十三條の規定による土地細目の公告の後であるときは、土地所有者及び関係人にも、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項前段の規定による届出を受け取つたときは、事業の全部又は一部の廃止又は変更があつたことを都道府県知事が定める方法で告示するとともに、直ちに、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項前段の規定による届出がない場合においても、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたことを知つたときは、あらかじめ起業者の事情を聴取した上で、前項に規定する告示及び報告をしなければならない。

4 事業の認定は、前二項の規定による告示があつた日から将来に向つて、その効力を失う。

第四章 収用又は使用の手続
第一節 土地細目の公告及び協議

(土地細目の公告の申請)
第三十一條 起業者は、土地を収用し、又は使用しようとするときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、第二十九條に規定する期間内の都道府県知事に土地細目の公告を申請しなければならない。

2 第三十九條の規定によつて土地細目の公告が効力を失つた後においても、前項の規定によつて更に

土地細目の公告の申請をすることを妨げない。

(土地細目の公告の申請書)
第三十二條 起業者は、前條の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、起業地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示の写
二 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目
三 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

2 前項第三号に掲げる事項に関して起業者が過失がなく知ることができないものについては、同項の規定による申請書に記載することを要しない。

(土地細目の公告及び通知)
第三十三條 都道府県知事は、第三十一條の規定による申請があつたときは、遅滞なく、前條第一項第二号に掲げる事項を都道府県知事が定める方法で公告するとともに、同項第三号に掲げる土地所有者及び関係人にこれを通知しなければならない。

(土地の保全)
第三十四條 前條の規定による土地細目の公告があつた後において、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、公告があつた土地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある

へ 牧用又は使用の時期

三 第三十六條の規定による土地調書及び物件調書又はこれらの写

四 土地所有者及び関係人との協議の経過説明書

2 第三十二條第二項の規定は、前項第二号に掲げる事項の記載について準用する。

(裁決申請書の欠陥の補正)

第四十三條 第十九條の規定は、前條の規定による裁決申請書及びその添附書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前條」とあるのは「第四十二條」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替へるものとする。

(裁決申請書の送付及び縦覧)

第四十四條 収用委員会は、第四十二條第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を受理したときは、前條において準用する第十九條第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除く外、市町村別に当該市町村に關係がある部分の字を当該市町村長に送付するとともに、添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしななければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、直ちに、裁決の申請があつた旨及び第四十二條第一項第二号に掲げる事項を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならぬ。

3 市町村長は、前項の規定による

公告をしたときは、遅滞なく、公告の日の収用委員会に報告しななければならない。

(土地所有者及び関係人等の意見書の提出)

第四十五條 前條第二項の規定による公告があつたときは、土地所有者及び関係人は、同條の縦覧期間内に、収用委員会に意見書を提出することができる。但し、縦覧期間が経過した後において意見書が提出された場合においても、収用委員会は、相当の理由があると認めるときは、当該意見書を受理することができる。

2 前條第二項の規定による公告があつたときは、その公告があつた土地及びこれに關する権利について差押、仮差押又は仮処分をした者その他損失の補償の決定によつて権利を害される虞のある者(以下「準関係人」と総稱する)は、収用委員会の審理が終るまでは、自己の権利が影響を受ける限度において、損失の補償に關して収用委員会に意見書を提出することができる。

(審理手続の開始)

第四十六條 収用委員会は、第四十四條第二項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、審理を開始しなければならない。

2 収用委員会は、審理を開始する場合においては、起業者、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人並びに前條の規定によつて意見書を提出した者に、あらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない。

所を通知しなければならない。

(却下の裁決)

第四十七條 起業者の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは、収用委員会は、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

一 申請に係る事業が第二十六條第一項の規定によつて告示された事業と異なるとき。

二 申請に係る事業計画が第十八條第二項第一号の規定によつて事業認定申請書に添附された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

(収用又は使用の裁決)

第四十八條 収用委員会は、前條の規定によつて申請を却下する場合を除く外、左に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二 損失の補償

三 収用又は使用の時期

四 その他この法律に規定する事項

2 収用委員会は、前項第一号に掲げる事項については、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類によつて起業者が申し立てた範囲内で、且つ、事業に必要な限度において裁決しなければならない。但し、第七十六條第一項又は第八十一條第一項の規定による請求があつた場合においては、その請求の範囲内において裁決することができる。

3 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類並びに第四十五條若しくは第六十三條第二項の規定による意見書又は第六十五條第一項第一号の規定に基いて提出された意見書によつて起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

掲げる事項については、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類並びに第四十五條若しくは第六十三條第二項の規定による意見書又は第六十五條第一項第一号の規定に基いて提出された意見書によつて起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

(裁決事項の一部の先決)

第四十九條 収用委員会は、審理を円滑に進めるために必要があり、且つ、前條第一項第一号に掲げる事項について同項第二号から第四号までに掲げる事項と分離して判断するのに適當な時期であると認めるときは、審理の途中において、同項第一号の事項について決定をもつて、あらかじめこれを定めることができる。

2 前條第二項本文の規定は、前項の規定による決定に準用する。

3 第一項の規定による決定があつたときは、起業者、土地所有者及び関係人は、決定のあつた事項については、第六十三條の規定にかかわらず、収用委員会の審理において意見を述べ、又は意見書を提出することができる。但し、第七十六條第一項又は第八十一條第一項の規定による請求については、この限りでない。

(和解)

第五十條 収用委員会は、審理の途中において、何時でも、起業者、土地所有者及び関係人に、和解を勧めることができる。

2 収用し、又は使用しようとする

土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員との間に第四十八條第一項各号に掲げるすべての事項に關して和解がとつた場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは、収用委員会は、起業者、土地所有者及び関係人の申請により、和解調書を作成することができる。

3 前項の和解調書には、第四十八條第一項各号に掲げるすべての事項を記載し、収用委員会の会長及び和解調書の作成に加つた委員並びに起業者、土地所有者及び関係人が、これに署名押印しなければならない。

4 和解調書の正本には、収用委員会の印章を押し、これを起業者、土地所有者及び関係人に送達しなければならない。

5 第三項の規定による和解調書が作成されたときは、この法律の適用については、第四十八條第一項の規定による収用又は使用の裁決があつたものとみなす。この場合において、起業者、土地所有者及び関係人は、和解の成立及び内容を争うことができない。

第五章 収用委員会
第一節 組織及び権限

第五十一條 この法律に基く権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に、収用委員会を設置する。

2 収用委員会は、独立してその職権を行う。

(組織及び委員)
第五十二條 收用委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 收用委員会には、就任の順位を定めて、二人以上の予備委員を置かなければならない。

3 委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に關してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることが出来る者のうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 委員及び予備委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、都道府県の議会の同意を得ないで委員及び予備委員を任命することが出来る。

5 前項の場合においては、任命後最初の議会でその承認を得なければならぬ。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

6 委員及び予備委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第五十三條 委員及び予備委員の任期は、三年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。

3 前項の規定による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員及び予備委員は、再任されることが出来る。

(委員の欠格事項)

第五十四條 左の各号の一に該当する者は、委員及び予備委員となることが出来ない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(身分保障)

第五十五條 委員及び予備委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 收用委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができなると認められたとき
二 收用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

2 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

3 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職するものとする。

(会長)
第五十六條 收用委員会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が互選する。

3 会長は、收用委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、委員

のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(総則)

第五十七條 委員及び予備委員は、都道府県の條例で定めるところにより、給與を受ける。

(收用委員会の職務)

第五十八條 收用委員会の職務は、都道府県知事が定める当該都道府県の局部において処理する。

(收用委員会の運営)

第五十九條 この法律又はこの法律に基く條例に規定する事項を除くの外、收用委員会の会議その他運営に必要な事項は、收用委員会が定める。

第二節 会議及び審理

(会議及び議決)

第六十條 收用委員会の会議は、会長が招集する。

2 收用委員会は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることが出来ない。

3 收用委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 收用委員会が第五十五條第一項各号の規定による議決をする場合においては、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(委員の除斥)

第六十一條 左の各号の一に該当する者は、委員として收用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることが出来ない。

一 起業者、土地所有者及び関係人
二 起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人及び保佐人
三 起業者、土地所有者及び関係人である地方公共団体の長並びに副知事及び助役
四 合名会社、合資会社、株式会社、有限会社その他の法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合において、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員、当該株式会社の無限責任社員、当該合資会社の取締役及び監査役その他当該法人の理事、監事その他これらに準ずる職務権限を有する者

2 委員のうち一人以上が前項の規定に該当するため委員の数が減少して、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができないときは、予備委員が就任の順位に従つて、会長の指名により臨時に補充されるものとする。

(審理の公開)
第六十二條 收用委員会の審理は、公開しなければならない。但し、收用委員会は、審理の公正が害される虞があるときその他公益上必要があるときと認めるときは、公開しないことができる。

(意見の述べざる権利等)
第六十三條 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二條第一項の規定によつて提出された裁決申請書の添附書類又は第四十五條第一項の規定によつて提出し、若しくは受理された意見書に記載された事項については、第六十五條第一項第一号の規定によつて意見書の提出を命ぜられた場合又は第二項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、收用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることが出来る。

2 起業者、土地所有者及び関係人は、損失の補償に關する事項については、收用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることが出来る。

3 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類により、若しくは第四十五條第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は前二項の規定によつて意見書により、若しくは口頭で述べた意見の内容を証明するために、收用委員会に対して資料を提出すること、必要な参考人を審問すること、鑑定人に鑑定を命ずること又は土地若しくは物件を实地に調査することを申し立てることが出来る。

4 起業者、土地所有者及び関係人は、審理において收用委員会が第六十五條第一項の規定による処分によつて出頭を命じた参考人又は鑑定人を自ら審問することを申し立てることが出来る。

(会長の審理指揮権)
第六十四條 收用委員会の審理の手続は、会長が指揮する。

2 会長は、起業者、土地所有者及び関係人が述べざる意見、申立、審

事項については、第六十五條第一項第一号の規定によつて意見書の提出を命ぜられた場合又は第二項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、收用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることが出来る。

2 起業者、土地所有者及び関係人は、損失の補償に關する事項については、收用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることが出来る。

3 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類により、若しくは第四十五條第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は前二項の規定によつて意見書により、若しくは口頭で述べた意見の内容を証明するために、收用委員会に対して資料を提出すること、必要な参考人を審問すること、鑑定人に鑑定を命ずること又は土地若しくは物件を实地に調査することを申し立てることが出来る。

4 起業者、土地所有者及び関係人は、審理において收用委員会が第六十五條第一項の規定による処分によつて出頭を命じた参考人又は鑑定人を自ら審問することを申し立てることが出来る。

(会長の審理指揮権)
第六十四條 收用委員会の審理の手続は、会長が指揮する。

2 会長は、起業者、土地所有者及び関係人が述べざる意見、申立、審

問その他の行為が既に述べた意見又は申立と重複するとき、裁決の申請に係る事件と関係がない事項にわたるときその他相当でないことと認めるときは、これを制限することができ。

3 会長は、收用委員会の公正な審理の進行を妨げる者に対しては、退場を命ずることができる。

(審理又は調査のための権限等)
第六十五條 收用委員会は、第六十三條第三項の規定による申立が相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 起業者、土地所有者若しくは関係人又は参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは資料の提出を命ずること。
二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
三 收用委員会の委員又は收用委員会の職務を処理する職員をして現地について土地又は物件を調査させること。

2 前項第三号の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を現地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならぬ。

3 前項に規定する証票の様式は、建設省令で定める。

4 第一項第二号の規定による鑑定人は、第六十一條第一項各号の一に該当する者であつてはならない。

5 第一項の規定による鑑定人又は参考人に対しては、條例で定めるところにより、旅費及び手当を給する。

(裁決及び決定の会議等)
第六十六條 收用委員会の裁決及び決定の会議は、公開しない。

2 裁決及び決定は、文書によつて行ひ、裁決書及び決定書には、その理由及び成立の日を附記し、会長及び会費に加つた委員は、これに署名押印しなければならない。

3 裁決書及び決定書の正本には、收用委員会の印章を押し、これを起業者、土地所有者及び関係人に送達しなければならない。

(審理及び裁決の合同)
第六十七條 第四十一條の規定による裁決の申請があつた場合において、收用し、又は使用しようとする土地が二以上の都道府県の区域にわたるため、関係收用委員会がそれぞれその收用委員会において裁決することが適当でないとき、又は起業者の申立があり、且つ、関係收用委員会がその申立を相当と認めるときは、関係收用委員会は、協議により、合同して審理し、裁決することができる。

2 前項の規定によつて関係收用委員会が合同して審理し、裁決する場合においては、会長の職を行ふ者は、関係收用委員会の会長の互選によつて定め、その会議及び審理は、それぞれの收用委員会の委員が三人以上出席してこれを行わなければならない。

3 第一項の規定により関係收用委員

員会が合同した裁決は、この法律の適用については、それぞれの收用委員会が、その裁決の申請に係る收用し、又は使用しようとする土地の全部についてした裁決とみなす。

4 收用委員会が合同して審理し、裁決する場合の手続については、前二項に規定するものを除くの外、第四十條から第五十五條まで及びこの節の規定を準用する。但し、これらの規定によつて起業者、土地所有者、関係人又は準関係人が收用委員会に提出すべき意見書は、関係收用委員会に提出すれば足りる。

第六章 損失の補償
第一節 收用又は使用に因る損失の補償

(損失を補償すべき者)
第六十八條 土地を收用し、又は使用することによつて土地所有者及び関係人が受ける損失は、起業者が補償しなければならない。

(個別補償の原則)
第六十九條 損失の補償は、土地所有者及び関係人に、各人別にしなければならない。但し、各人別に見積ることが困難であるときは、この限りでない。

(損失補償の方法)
第七十條 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法について、第八十二條から第八十六條までの規定により收用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

(補償額算定の時期)
第七十一條 損失は、收用委員会の收用又は使用の裁決の時の価格によつて算定して補償しなければならない。

(土地の收用の損失補償)
第七十二條 收用する土地に対しては、近傍類地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならない。

(土地の使用の損失補償)
第七十三條 使用する土地に対しては、その土地及び近傍類地の地代、借賃等を考慮して相当な価格をもつて補償しなければならない。この場合において、使用の方法が土地の形質を變更し、当該土地を原状に復することを困難にするものであるときは、これに因つて生ずる損失をあわせて補償しなければならない。

(残地補償)
第七十四條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を收用し、又は使用することによつて、残地の価格が減少し、その他残地に関して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

(工事の費用の補償)
第七十五條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を收用し、又は使用することによつて、残地に通路、みど、かき、さく、その他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

(残地收用の請求権)
第七十六條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を收用することによつて、残地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、土地所有者は、その全部の收用を請求することができる。

2 前項の規定によつて收用の請求がされた残地又はその上にある物件に關して權利を有する関係人は、收用委員会に対して、起業者の業務の執行に特別の支障がなく、且つ、他の関係人の權利を害しない限りにおいて、従前の權利の存続を請求することができる。

(移転料の補償)
第七十七條 收用し、又は使用する土地に物件があるときは、その物件の移転料を補償して、これを移転せなければならない。この場合において、物件が分割されることとなり、その全部を移転しなれば従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(移転困難な場合の收用請求権)
第七十八條 前條の場合において、物件を移転することが著しく困難であるとき、又は物件を移転することによつて従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の收用を請求することができる。

(移転料多額の場合の收用請求権)
第七十九條 第七十七條の場合にお

いて、移転料が移転しなければならぬ物件に相当するものを取得するに要する価格をこえるときは、起業者は、その物件の収用を請求することができる。

(物件の補償)

第八十條 前二條の規定によつて物件を収用する場合において、収用する物件に対しては、近傍同種の物件の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならない。

(土地の使用に代る収用の請求)

第八十一條 土地を使用する場合において、土地の使用が三年以上にわたるとき、土地の使用に因つて土地の形質を変更するとき、又は使用しようとする土地に土地所有者の所有する建物があるときは、土地所有者は、その土地の収用を請求することができる。但し、空間又は地下を使用する場合で、土地の通常の用法を妨げないときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて収用の請求がされた土地に關して權利を有する関係人は、収用委員会に対して従前の權利の存続を請求することができる。

3 収用委員会は、前項の規定による請求があつたときは、第四十八條第一項の規定による裁決において、左に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 存続する權利

二 第四十二條第一項の規定による使用の裁決申請書の添附書類によつて起業者が申し立てた範圍内、且つ、事業に必要な領

度において前号の權利の行使を制限する方法及び期間

三 関係人が前号の規定による權利の制限に因つて受ける損失の補償

(替地による補償)

第八十二條 土地所有者又は関係人(賃権及び抵当権を有する者を除く。以下この條及び第八十三條において同じ)は、収用される土地又はその土地に關する所有權以外の權利に對する補償金の全部又は一部に代えて土地又は土地に關する所有權以外の權利(以下「替地」と稱する)をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

2 土地所有者又は関係人が起業者の所有する特定の土地を指定して前項の規定による要求をした場合において、収用委員会は、その要求が相當であり、且つ、替地の譲渡が起業者の事業又は業務の執行に支障を及ぼさないと認めるときは、替地による損失の補償の裁決をすることができる。

3 土地所有者又は関係人が土地を指定しない、又は起業者の所有に屬しない土地を指定して第一項の規定による要求をした場合において、収用委員会は、その要求が相當であると認めるときは、起業者に對して替地の提供を勧告することができる。

4 前項の規定による勧告に基いて起業者が提供しようとする替地について、土地所有者又は関係人が同意したときは、収用委員会は、

替地による損失の補償の裁決をすることができる。

5 第三項の規定による勧告があつた場合において、国又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は国の所有する土地で、公用又は公共用に供し、又は供するものと決定したもの以外のものであつて、且つ、替地として相當と認められるものがあるときは、その譲渡のあつた旋を収用委員会に申請することができる。

6 前項の規定による申請があつた場合において、収用委員会は、その申請を相當と認めるときは、国又は地方公共団体に對し、替地として相當と認められるものの譲渡を勧告することができる。

7 起業者が提供すべき替地は、土地の地目、地積、土性、水利、權利の内容等を総合的に勘案して、従前の土地又は土地に關する權利に照応するものでなければならぬ。

(耕地の造成)

第八十三條 土地所有者又は関係人は、前條第一項の規定による要求をする場合において、収用される土地が耕作を目的とするものであるときは、その要求にあわせて、収用される土地又はその土地に關する所有權以外の權利に對する補償金に代る範圍内において、同條第七項の規定の趣旨により、替地となるべき土地について、起業者が耕地の造成を行うことを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相當であると認めるときは、

は、工事の内容及び工事を完了すべき時期を定めて、耕地の造成による損失の補償を替地による損失の補償にあわせて裁決することができる。

3 前項の場合において、起業者が国以外の者であるときは、収用委員会は、必要があると認めるときは、同時に起業者が耕地の造成のための担保を提供しなければならぬ旨の裁決をすることができる。

4 前項の規定による担保は、収用委員会が相當と認める金額又は有価証券を供託することによつて、提供することとする。

5 起業者が工事を完了すべき時期までに工事を完了しないときは、土地所有者又は関係人は、収用委員会の確認を得て前項の規定による担保の全部又は一部を取得する。この場合において、起業者は、収用委員会の確認を得て耕地の造成による損失の補償の義務を免かれるものとする。

6 起業者は、工事を完了したときは、収用委員会の確認を得て第四項の規定による担保を取りもどすことができる。

7 前二項の規定による担保の取得及び取りもどしに關する手続は、建設省令で定める。

(工事の代行による補償)

第八十四條 第七十五條の場合において、起業者、土地所有者又は関係人は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事を行うことを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相當であると認めるときは、工事の内容及び工事を完了すべき時期を定めて、工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

8 前條第三項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同條第三項及び第五項中「耕地の造成」とあるのは、「工事の代行」と読み替へるものとする。

(移転の代行による補償)

第八十五條 第七十七條に規定する場合において、起業者又は物件の所有者は、移転料の補償に代えて、起業者が当該物件を移転することを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相當であると認めるときは、移転の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

(宅地の造成)

第八十六條 第七十七條の規定により建物を移転しようとする場合において、移転先の土地が宅地以外の土地であるときは、土地所有者又は関係人は、第七十二條から第七十四條まで及び第八十八條の規定による損失の補償の一部に代えて、起業者が宅地の造成を行うことを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相當であると認めるときは、工事の内容を定めて宅地の造成による損失の補償の裁決をすることができる。

(請求、要求の方法)

第八十七條 第七十六條から第七十九條まで並びに第八十一條第一項及び第二項の規定による請求、第八十二條第一項、第八十三條第一項、第八十四條第一項、第八十五條第一項及び前條第一項の規定による要求は、第四十五條第一項若しくは第六十三條第二項の規定による意見書又は第六十五條第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつてしなければならない。

(通常受ける損失の補償)

第八十八條 第七十二條から第七十五條まで、第七十七條及び第八十條に規定する損失の補償の外、離作料、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他土地を収用し、又は使用することによつて土地所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならない。

(損失補償の制限)

第八十九條 土地所有者又は関係人は、第三十三條の規定による土地収用の公告の後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて都道府県知事の承認を得た場合を除くの外、これに関する損失の補償を請求することができない。

2 土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置がもつた補償の増加のみを目的とすると認められるときは、都道府県知事は、前

項に規定する承認をしてはならない。

2 土地の形質の変更について、土地所有者又は関係人が第三十四條第一項の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による承認があつたものとみなす。

(起業利益との相殺の禁止)

第九十條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用する場合において、当該土地を収用し、又は使用する事業の施行に因つて残地の価格が増加し、その他残地に利益が生ずることがあつても、その利益を収用又は使用に因つて生ずる損失と相殺してはならない。

第二節 測量、事業の廃止等に因る損失の補償

(測量、調査等に因る損失の補償)

第九十一條 第十一條第三項、第十四條又は第三十五條第一項の規定により土地又は工作物に立ち入つて測量し、調査し、又は障害物を伐除することに因つて損失を生じたときは、起業者は、損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、損失があつたことを知つた日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(事業の廃止又は変更等に因る損失の補償)

第九十二條 第三十三條の規定による土地収用の公告があつた後、起業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、第二十

九條の規定に因つて事業の認定が失効し、又は第九十條の規定により裁決が失効したことに因つて土地所有者又は関係人が損失を受けたときは、起業者は、これを補償しなければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(収用し、又は使用する土地以外の土地に関する損失の補償)

第九十三條 土地を収用し、又は使用(第二百二十二條第一項又は第二百二十三條第一項の規定によつて使用する場合を含む)して、その土地を事業の用に供することに因り、当該土地及び残地以外の土地について、道路、みぞ、かき、さくその他の工作物を新築し、改築、増築し、若しくは修繕し、又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときは、起業者は、これらの工事をする必要とする者(以下この條において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。

この場合において、起業者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事をを行うことを要求することができ

2 前項の規定による損失の補償は、事業に係る工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(前三條による損失の補償の裁決手続)

第九十四條 前三條の規定による損失の補償は、起業者と損失を受け

た者(前條第一項に規定する工事をする必要とする者を含む。以下この條において同じ。)とが協議して定めなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

3 前項の規定による裁決を申請しよとする者は、建設省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所
二 相手方の氏名及び住所
三 事業の種類
四 損失の事実
五 損失の補償の見積及びその内容

六 協議の経過

4 第九十九條の規定は、前項の規定による裁決申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前條」とあるのは「第九十四條第三項」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替へるものとす。

5 収用委員会は、第三項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第九十九條第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第三項の規定による裁決申請書及び裁決申請書に記載されている相手方

を通知した上で、審理を開始しなければならない。

6 第五十條及び第五章第二節(第六十三條第一項及び第六十七條を除く。)の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理する場合に準用する。この場合において、第五十條、第六十一條第一項、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條第二項及び第六十六條第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、又は第五十條第二項中「収用し、又は使用しよとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同條第二項及び第三項中「第四十八條第一項各号に掲げるすべての事項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同條第五項中「第四十八條第一項の規定による収用又は使用の裁決」とあるのは「第九十四條第八項の規定による裁決」と、第六十三條第三項中「第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類により、若しくは第四十五條第一項の規定により申し立てた事項又は前二項」とあるのは「第九十四條第三項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は前項」と、第六十五條第一項第一号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第六十六條第一項及び第二項中「裁決及び決定」とあるのは「裁決」と、同條第二項及び第三項中「裁

決書及び決定書」とあるのは「裁決書」と読み替えるものとする。

7 収用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

8 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償すべき時期について裁決しなければならない。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決申請書又は第六項において準用する第六十三條第二項の規定による意見書若しくは第六項において準用する第六十五條第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつて申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第三百三十三條第一項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から三十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴を提起しなければならない。

10 前項の規定による訴の提起があつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に關しては、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百五十九條第三号の規定による債務名義とみなす。

11 前項の規定による債務名義によつて執行力ある正本は、収用委員会の会長が付與する。

12 前項の規定による執行文付與に關する異議についての裁判及び更

に執行文付與についての裁判は、収用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

第七章 収用又は使用の効果（補償の拂渡又は供託等）

第九十五條 起業者は、収用又は使用の時期までに、第四十八條第一項の規定による裁決に係る補償金の拂渡、舊地の譲渡及び引渡、第八十五條第二項の規定に基く物件の移転の代行又は第八十六條第二項の規定に基く宅地の造成をしなければならない。

2 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、収用又は使用の時期までに補償金を供託することができ

一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。

二 起業者が過失がなく補償金を受けるべき者を確定することができないとき。

三 起業者が収用委員会の裁決した補償金額に対して不服があるとき。

四 起業者が差押又は仮差押により補償金の拂渡を禁じられたとき。

3 前項第三号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、起業者は、自己の見積金額を拂渡し、裁決による補償金額との差額を供託しなければならない。

4 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、第一項の規定にか

わらず、収用又は使用の時期までに舊地を供託することができ

一 舊地を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は舊地の譲渡若しくは引渡を受けることができないとき。

二 起業者が差押又は仮差押により舊地の譲渡又は引渡を禁じられたとき。

5 起業者は、裁決で定められた工事を完了すべき時期までに、第四十八條第一項の規定による裁決に係る第八十三條第二項の規定に基く耕地の造成又は第八十四條第二項の規定に基く工事の代行をしなければならない。

（担保の供託）

第九十六條 第四十八條第一項の規定による裁決に係る第八十三條第四項（第八十四條第三項において準用する場合を含む。以下第九十七條及び第九十八條において同じ。）の規定に基く金銭又は有価証券の供託は、収用又は使用の時期までにしなければならない。

（供託の方法）

第九十七條 第八十三條第四項並びに第九十五條第二項及び第三項の規定による金銭又は有価証券の供託は、収用し、又は使用しようとする土地の所在地の供託所にしなければならない。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十五條第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第八十一條及び第八十二條の規定は、第九十五條第四項の規定による舊地の供託について準用する。

3 起業者は、前二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金、舊地又は担保を取得すべき者に通知しなければならない。

（土地若しくは物件の引渡又は物件の移転）

第九十八條 土地所有者及び関係人その他収用し、又は使用しようとする土地又はその土地にある物件に關して權利を有する者は、収用又は使用の時期までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

（土地若しくは物件の引渡又は物件の移転の代行及び代執行）

第九十九條 前條の場合において左の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代つて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責に帰することができない事由に因りその義務を履行することができないとき。

二 起業者が過失がなく土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確定することができないとき。

2 前條の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても収用若しく

は使用の時期までに完了する見込がないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。物件を移転すべき者が、第四十八條第一項の規定による裁決に係る第八十五條第二項の規定に基く移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

3 前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の範囲内で、義務者が起業者から受けるべき補償金を義務者に代つて受けることができる。

4 起業者が前項の規定に基く補償金の全部又は一部を都道府県知事に支拂つた場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支拂つた金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に補償金を支拂つたものとみなす。

5 第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第二條の規定にかかわらず、起業者から徴収するものとし、起業者がその費用を支拂つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとみなす。

（収用又は使用の裁決の失効）

第一百條 起業者が収用又は使用の時期までに、第四十八條第一項の規定による裁決に係る補償金の拂渡若しくは供託、舊地の譲渡及び引

譲若しくは供託、第八十五條第二項の規定に基く物件の移転の代行の提供、第八十六條第二項の規定に基く宅地の造成の提供又は第八十三條第四項の規定に基く金銭若しくは有価証券の供託をしないときは、第四十八條第一項の規定による收用委員会の裁決は、その効力を失ふ。

(権利の取得、消滅及び制限)
第一百條 土地又は物件を收用するときは、起業者は、收用の時期において、当該土地又は物件の所有権を取得し、当該土地又は物件に関するその他の権利は、消滅する。但し、第七十六條第二項の規定に基く請求に係る裁決では存続を認められた権利については、この限りでない。

2. 土地を使用するときは、起業者は、使用の時期において、当該土地を使用する権利を取得し、当該土地に関するその他の権利は、使用の期間中は、行使することができない。但し、裁決で認められた方法による当該土地の使用を妨げない権利については、この限りでない。

(第八十一條第三項の規定による裁決の効果)
第二百二條 第八十一條第三項の規定に基く裁決で存続を認められた権利は、前條第一項本文の規定にかかわらず、消滅しない。

2. 第八十一條第三項の規定に基く裁決で存続を認められた権利の行使に対する制限の方法及び期間が定められたときは、この法律の適用については、当該権利の使用の裁決があつたものとみなす。

(危険負担)
第二百三條 收用又は使用の裁決があつた後、收用又は使用すべき土地又は物件が土地所有者又は関係人の責に帰することができない事由に因つて滅失し、又は損害したときは、その滅失又は損害に因る損失は、起業者の負担とする。

(担保物権と補償金又は替地)
第二百四條 先取特権、質権若しくは抵当権の目的物が收用され、又は使用された場合においては、これらの権利は、その目的物の收用又は使用に因つて債務者が受けるべき補償金又は替地に對しても行うことができる。但し、その拂渡又は引渡前に差押をしなければならぬ。

(返還及現状回復の義務)
第二百五條 起業者は、土地を使用する場合において、その期間が満了したとき、又は事業の廃止、変更その他の事由に因つて使用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、その土地を土地所有者又はその承継人に返還しなければならぬ。

2. 起業者は、前項の場合において、土地所有者の請求があつたときは、土地を原状に復しななければならない。但し、当該土地が第七十三條後段の規定によつて補償されたものであるときは、この限りでない。

(買受権)
第二百六條 收用の時期から十五年以内、事業の廃止、変更その他の事由に因つて起業者が、收用した土地の全部若しくは一部が不用となつたとき、又は收用の時期から五年を経過しても收用した土地の全部を事業の用に供しなかつたときは、收用の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人(以下「買受権者」と総称する)は、当該土地が不用となつた時期から五年又は收用の時期から十五年のいずれか遅い時期までに、起業者が不用となつた部分の土地又は事業の用に供しなかつた土地及びその土地に関する所有権以外の権利に對して支拂つた補償金に相當する金額を起業者に起供して、その土地を買ひ受けることができる。但し、第七十六條第一項の規定によつて收用した残地は、その残地とともに收用された土地でその残地に接続する部分が不用となつたときでなければ買ひ受けることができない。

内、事業の廃止、変更その他の事由に因つて起業者が、收用した土地の全部若しくは一部が不用となつたとき、又は收用の時期から五年を経過しても收用した土地の全部を事業の用に供しなかつたときは、收用の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人(以下「買受権者」と総称する)は、当該土地が不用となつた時期から五年又は收用の時期から十五年のいずれか遅い時期までに、起業者が不用となつた部分の土地又は事業の用に供しなかつた土地及びその土地に関する所有権以外の権利に對して支拂つた補償金に相當する金額を起業者に起供して、その土地を買ひ受けることができる。但し、第七十六條第一項の規定によつて收用した残地は、その残地とともに收用された土地でその残地に接続する部分が不用となつたときでなければ買ひ受けることができない。

2. 前項の規定は、第八十二條の規定によつて土地所有者が收用された土地の全部又は一部について替地による損失の補償を受けたときは、適用しない。

3. 第一項の場合において、土地の価格が收用の時期に比して著しく騰貴したときは、起業者は、訴をもつて同項の金額の増額を請求することができる。

4. 第一項の規定による買受権は、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の定めるところに従つて收用の登記がされたときは、

第三者に対して對抗することができず。

(買受の消滅)
第二百七條 前條第一項に規定する不用となつた土地又は事業の用に供しなかつた土地があるときは、起業者は、遅滞なく、その旨を買受権者に通知しなければならぬ。但し、起業者が過失がなく買受権者を通知することができないときは、その土地が存する地方の新聞紙に、通知すべき内容を少くとも一月の期間において三回公告しなければならぬ。

2. 買受権者は、前項の規定による通知を受けた日又は第三回の公告があつた日から六月を経過した後においては、前條第一項の規定にかかわらず、買受権を行使することができない。

第八章 收用又は使用に関する特別手続
第一節 收用委員会の調停(調停の申立)
第二百八條 第四十條の規定によつて協議を開始し、又は第四十一條の規定によつて裁決を申請した後、協議の成立又は第四十八條第一項の規定による裁決があるまでは、起業者は、何時でも、土地の全部又は一部について権利を取得し、又は消滅させるために、すべての土地所有者及び関係人の同意を得て、收用委員会調停を申立てることができる。

2. 起業者は、前項の規定によつて收用委員会の調停を申し立てようとするときは、調停を申し立てようとする事由を記載した書面及び

調停を申し立てることについて土地所有者及び関係人の同意があつたことを証する書面を收用委員会に提出しなければならない。

(調停委員)
第二百九條 收用委員会は、前條の規定によつて調停の申立があつたときは、調停委員をして調停を行わせる。

2. 調停委員は、委員三人をもつて組織する。

3. 委員は、收用委員会の委員のうちから、收用委員会の会長が命ずる。

4. 收用委員会の会長は、必要があるとき認められる場合には、前項の規定にかかわらず、委員のうち二人については收用委員会の委員でない左に掲げる者のうちからそれぞれ一人を命ずることができ

る。

一 起業者が推薦する者
一 土地所有者及び関係人が推薦する者

5. 收用委員会の委員のうちから命ぜられる委員のうち收用委員会の会長が指名する者は、調停委員の会議において委員長となる。

6. 調停委員の会議は、委員長が招集し、その議事は、調停案を作成する場合を除き、委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

7. 調停委員の委員は、非常勤とする。

(非公開)
第二百十條 調停の手続は、公開しない。

(意見の聴取)

第百十一條 調停委員は、期日をもって、起業者、土地所有者、関係人又は参考人の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

(調停案の作成及び勧告)

第百十二條 調停委員は、適當と認める時期に、全委員の一致をもつて調停案を作成し、これを起業者、土地所有者及び関係人に示し、相当と認める期限を附してその受諾を勧告しなければならない。

(調停案の受諾)

第百十三條 起業者、土地所有者及び関係人は、前條の規定による調停案を受諾したときは、調停書を作成し、署名押印して調停委員に提出しなければならない。

(調停申立の却下及び取下)

第百十四條 調停委員は、第百八條の規定によつて調停の申立があつた日から相當な期間を経過しても調停が成立するに至らないとき、又は調停が成立する見込がないときは、調停の申立を却下することができる。

(調停の効力)

第百十五條 調停委員が第百十三條の規定による調停書を受諾したときは、この法律の適用については、第四十條の規定による協議が成立したものとみなす。

(協議の確認の申請)

第百十六條 土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人全員との間に第四十條の規定による協議が成立したときは、起業者は、第三十三條の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内に限り、当該土地所有者及び関係人の同意を得て、当該土地の所在する都道府県の収用委員会に協議の確認を申請することができ、

(協議の確認)

第百十七條 起業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、建設省令で定める様式に従ひ、土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面を添えて、左に掲げる事項を記載した確認申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(協議の確認)

第百十八條 収用委員会は、第百十六條第二項の規定による確認申請書を受領したときは、前條において準用する第百九條第二項の規定により確認申請書を却下する場合を除く外、市町村別に当該市町村に關係のある部分の字を当該市町村長に送付しなければならない。

(協議の確認)

第百十九條 収用委員会は、第百十六條第二項の規定による協議の確認の申請があつた場合において、その申請が前條第五項の規定に該當しないときは、確認を拒否しなければならない。但し、異議の申立が申請に係る土地の一部に關するものであつて、他の部分に影響がないときは、その影響のない部分について、確認をしなければならない。

(協議の拒否)

第百二十條 第六十六條の規定は、第百十八條第五項若しくは前條但書の規定による確認又は前條本文の規定による確認の拒否に準用する。この場合において、「裁決及び決定」とあるのは、「確認又は確認の拒否」と、「裁決書及び決定書」とあるのは、「確認書及び確認拒否書」と、起業者、土地所有者及び関係人」とあるのは、起業者、土地所有者、関係人及び第百十八條第四項の規定によつて異議を申し立てた利害關係人」と読み替へるものとする。

(協議の効力)

第百十五條 調停委員が第百十三條の規定による調停書を受諾したときは、この法律の適用については、第四十條の規定による協議が成立したものとみなす。

(協議の確認の申請)

第百十六條 土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人全員との間に第四十條の規定による協議が成立したときは、起業者は、第三十三條の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内に限り、当該土地所有者及び関係人の同意を得て、当該土地の所在する都道府県の収用委員会に協議の確認を申請することができ、

(協議の確認)

第百十七條 起業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、建設省令で定める様式に従ひ、土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面を添えて、左に掲げる事項を記載した確認申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(協議の確認)

第百十八條 収用委員会は、第百十六條第二項の規定による確認申請書を受領したときは、前條において準用する第百九條第二項の規定により確認申請書を却下する場合を除く外、市町村別に当該市町村に關係のある部分の字を当該市町村長に送付しなければならない。

(協議の確認)

第百十九條 収用委員会は、第百十六條第二項の規定による協議の確認の申請があつた場合において、その申請が前條第五項の規定に該當しないときは、確認を拒否しなければならない。但し、異議の申立が申請に係る土地の一部に關するものであつて、他の部分に影響がないときは、その影響のない部分について、確認をしなければならない。

(協議の拒否)

第百二十條 第六十六條の規定は、第百十八條第五項若しくは前條但書の規定による確認又は前條本文の規定による確認の拒否に準用する。この場合において、「裁決及び決定」とあるのは、「確認又は確認の拒否」と、「裁決書及び決定書」とあるのは、「確認書及び確認拒否書」と、起業者、土地所有者及び関係人」とあるのは、起業者、土地所有者、関係人及び第百十八條第四項の規定によつて異議を申し立てた利害關係人」と読み替へるものとする。

(協議の効力)

第百二十一條 第百十八條第五項又は第百十九條但書の規定による確認があつたときは、この法律の適用については、第四十八條第一項

(協議の効力)

の規定による収用又は使用の裁決があつたものとみなす。この場合において、起業者、土地所有者及び関係人は、協議の成立及び内容を争うことができない。

(協議の効力)

第三節 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用

(非常災害の際の土地の使用)

第百二十二條 非常災害に際し公共の安全を保持するために第三條各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができ、但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

(協議の効力)

第百十五條 調停委員が第百十三條の規定による調停書を受諾したときは、この法律の適用については、第四十條の規定による協議が成立したものとみなす。

(協議の確認の申請)

第百十六條 土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人全員との間に第四十條の規定による協議が成立したときは、起業者は、第三十三條の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内に限り、当該土地所有者及び関係人の同意を得て、当該土地の所在する都道府県の収用委員会に協議の確認を申請することができ、

(協議の確認)

第百十七條 起業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、建設省令で定める様式に従ひ、土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面を添えて、左に掲げる事項を記載した確認申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(協議の確認)

第百十八條 収用委員会は、第百十六條第二項の規定による確認申請書を受領したときは、前條において準用する第百九條第二項の規定により確認申請書を却下する場合を除く外、市町村別に当該市町村に關係のある部分の字を当該市町村長に送付しなければならない。

(協議の確認)

第百十九條 収用委員会は、第百十六條第二項の規定による協議の確認の申請があつた場合において、その申請が前條第五項の規定に該當しないときは、確認を拒否しなければならない。但し、異議の申立が申請に係る土地の一部に關するものであつて、他の部分に影響がないときは、その影響のない部分について、確認をしなければならない。

(協議の拒否)

第百二十條 第六十六條の規定は、第百十八條第五項若しくは前條但書の規定による確認又は前條本文の規定による確認の拒否に準用する。この場合において、「裁決及び決定」とあるのは、「確認又は確認の拒否」と、「裁決書及び決定書」とあるのは、「確認書及び確認拒否書」と、起業者、土地所有者及び関係人」とあるのは、起業者、土地所有者、関係人及び第百十八條第四項の規定によつて異議を申し立てた利害關係人」と読み替へるものとする。

(協議の効力)

第百二十一條 第百十八條第五項又は第百十九條但書の規定による確認があつたときは、この法律の適用については、第四十八條第一項

(協議の効力)

の規定による収用又は使用の裁決があつたものとみなす。この場合において、起業者、土地所有者及び関係人は、協議の成立及び内容を争うことができない。

(協議の効力)

第三節 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用

(非常災害の際の土地の使用)

第百二十二條 非常災害に際し公共の安全を保持するために第三條各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができ、但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による使用の期間が、許可があつた日（同項但書の場合にあつては、市町村長に通知をした日）から六月をこえることができない。

（緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用）

第二百二十三條 収用委員会は、第四十一條の規定による裁決の申請に係る事業を緊急に施行する必要がある場合で、第四十八條第二項の規定による裁決が遅延することによつて事業の施行が遅延し、その結果、災害を防止することが困難となりその他公共の利益に著しく支障を及ぼす虞があるときは、起業者の申立により、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供せしめ、直ちに、当該土地を使用することを許可することができる。

2 前項の規定による使用の期間は、六月とする。使用の許可の期間の更新は、行うことができない。

3 収用委員会は、第一項の規定による許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 起業者は、第一項の場合において、土地所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を拂い渡さなければならない。

5 第一項の規定による使用の許可があつた後、第四十八條第一項の規定による裁決があつたときは同條第一項第三号の時期において、第四十七條の規定によつて却下の裁決があつたときはその裁決の時期において、第一項の規定による使用の許可は、第二項の規定にかかわらず、その効力を失う。

6 第八十三條第四項から第七項までの規定は、第一項の規定によつて提供すべき担保並びにその取得及び取り戻しについて準用する。この場合において、同條第四項中「前項」とあるのは「第二百二十三條第二項」と、同條第五項及び第六項中「工事完了」とあるのは「補償の支拂」と、同條第五項中「耕地の造成による損失の補償」とあるのは「損失の補償」と読み替へるものとする。

（前二條の使用に因る損失の補償）

第二百二十四條 起業者は、第二百二十二條第一項の規定によつて土地の使用の許可を受けた場合、前條第二項の規定による使用の期間が満了した場合又は同條第五項の規定によつて使用の許可が失効した場合において、土地を使用することによつて生ずる損失を第六章第一節（第七十一條、第七十八條、第七十九條及び第八十一條を除く。）の規定によつて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

2 第九十四條（第六項を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。

この場合において、同條第二項「前三條」とあるのは「第二百二十四條第一項」と、同條第八項中「第六項」とあるのは「第二百二十四條第三項において準用する第六項」と読み替へるものとする。

3 第九十四條第六項の規定は、収用委員会が前項において準用する第九十四條第五項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において「第九十四條」とあるのは「第二百二十四條第二項において準用する第九十四條」と読み替へるものとする。

第九章 手数料及び費用の負担

（手数料）

第二百二十五條 左の各号の一に掲げる者は、第一号の場合にあつては事業の認定をなすべき者が建設大臣であるときは国に、都道府県知事であるときは都道府県に、第二号から第五号までの場合にあつては都道府県に、一万円をこえない範囲において政令で定める額の手料を納めなければならない。但し、これらの者が国又は都道府県（政令で定める場合を除く。）であるときは、この限りでない。

一 第十八條の規定によつて事業の認定を申請する者

二 第四十一條又は第九十四條第二項（第二百二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用若しくは使用又は損失の補償の裁決を申請する者

三 第三百八條の規定によつて収用委員会の調停を申し立てる者

（裁決申請中の者を除く。）

四 第一百六條の規定によつて収用委員会の協議の確認を申請する者

五 他の法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者

（鑑定人等の旅費及び手当の負担）

第二百二十六條 第六十五條第五項（第九十四條第六項又は第二百二十四條第三項において準用する第九十四條第六項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定人及び参考人の旅費及び手当は、起業者の負担とする。

（手続費、義務履行費その他の費用の負担、徴収等）

第二百二十七條 起業者、土地所有者及び関係人がこの法律又はこの法律に基く命令に規定する手続その他の行為をし、又は義務を履行するために要する費用は、それぞれの者が自ら負担しなければならない。

第二百二十八條 市町村長は、第九十九條第一項の規定により市町村長が土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を、第九十八條の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

2 第九十九條第三項及び第四項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。この場合において、同條第三項中「前項前段」とあるのは「第二百二十八條第一項」と、「当該執行に要した費用」とあるのは「第一項の規定により市町村長が土地

若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用」と、同項及び同條第四項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替へるものとする。

3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する第九十九條第三項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないとき、又は、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。

4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権は、市町村の地方税以外の徴収金と同順位とする。

第十章 訴願及び訴訟

（訴願）

第二百二十九條 都道府県知事がした事業の認定に対して利害関係を有する者が当該事業の認定について不服があるときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から二週間以内に建設大臣に訴願することができる。

2 収用委員会の裁決に対して不服がある者は、裁決書の正本の送達を受けた日から二週間以内、建設大臣に訴願することができる。但し、損失の補償（第七十六條第一項、第七十八條及び第八十一條第一項の規定による請求に係る裁決を除く。）に関しては、訴願することができない。

（訴願の裁決）

第二百三十條 前條第一項の規定による訴願があつた場合において、事業の認定が法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、建設大臣は、事業の認定の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決をすることができる。

2 前條第二項の規定による訴願があつた場合において、収用委員会の裁決が法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、建設大臣は、原裁決の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決をすることができる。

3 建設大臣は、前二項の規定によつて、事業の認定又は原裁決を取り消した場合において必要があるとき、事件を都道府県知事又は収用委員会に差し戻すことができる。

4 前項の規定によつて事件の差し戻しを受けた場合においては、都道府県知事は再び事業の認定に関する処分を行い、収用委員会は再び審理し、裁決しなければならぬ。この場合において、事業の認定又は裁決のため既に行つた手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして、事業の認定

又は原裁決の取消の理由となつたものを除き、省略することができる。

5 建設大臣は、訴願の理由がないと認めるときは、裁決をもつてこれを却下しなければならない。

6 建設大臣は、前條の規定による訴願があつた場合において、都道府県知事の事業の認定又は収用委員会の裁決に至るまでの手続その他の行為に關して違法があつてもそれが輕微なものであつて、事業の認定又は裁決に影響を及ぼす虞がないときは、裁決をもつて訴願を却下することができる。

第二百三十一條 建設大臣は、第二百二十九條の規定による訴願に対して、前條第一項、第二項、第五項又は第六項の規定による裁決をするときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならぬ。

（訴訟）

第二百三十二條 建設大臣の裁決の取消又は変更を求める訴は、裁決書の正本の送達を受けた日から二週間以内に提起しなければならない。

第二百三十三條 収用委員会の裁決のうち損失の補償に關する訴は、裁決書の正本の送達を受けた日から三月以内に提起しなければならない。

2 前項の規定による訴は、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人を、土地所有者又は関係人であるときは起業者を、それぞれ被告としなければならない。

第二百三十四條 前條の規定による訴の提起は、事業の進行及び土地の収用又は使用を停止しない。

第十一章 雜則

（期間の計算、通知及び書類の送達の方法）

第二百三十五條 この法律の規定による期間の計算方法は、訴願及び訴訟の提起の期間の計算方法を除き、民法による。但し、十二月二十九日から三十一日までのは同法第四十二條の規定によるその他の休日とみなし、申請書、意見書、調停の申立及び異議の申立を郵便で差出した場合においては、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2 この法律に規定する通知及び書類の送達の方法に關して必要な事項は、政令で定める。

（代理人）

第二百三十六條 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定の申請、裁決の申請、意見書の提出等この法律で定める手続その他の行為について弁護士その他の適当な者を代理人とすることができる。

2 前項の代理人は、書面をもつて、その権限を証明しなければならない。

（秘密を守る義務）

第二百三十七條 収用委員会の委員、予備委員調停委員の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が、その職を退いた後も、同様とする。

（権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に關する準用規定）
第二百三十八條 第十條、第三章、第

四章、第五章第二節、第六章（第七十六條及び第八十一條を除く）、第七章（第二百二條、第二百六條及び第二百七條を除く）、第八章から第十章まで及び第二百三十六條の規定は、第五條に掲げる權利若しくは第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合は第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。但し、左の各号に掲げる規定は、準用しない。

一 第五條第一項第一号に掲げる質權若しくは抵當權、同項第二号若しくは第三号若しくは同條第二項若しくは第三項に掲げる權利又は第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合は第八十二條及び第八十三條

二 第七條に規定する土地に屬する土石砂れきを収用する場合
第七十三條、第八十二條、第八十三條、第九十八條、第九十九條、第一百一條及び第一百五條

2 前項において準用するこの法律の規定中「土地所有者」とあるのは、第五條に掲げる權利を収用し、又は使用する場合には「当該權利者」と、第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合には「当該物件の所有者」と、第七條に規定する土石砂れきを収用する場合には「当該土石砂れきの屬する土地の所有

者」と読み替へるものとし、左の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる前項において準用するこの法律の規定の読替は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第五條に掲げる權利を収用し、又は使用する場合は第三十四條第一項中「形質の変更」とあり、又は同條第二項中「土地の形質の変更」とあるのは第五條第一項又は第三項に掲げる權利を収用し、又は使用する場合には、それは「当該權利の目的であり、その他当該權利に關係のある土地、河川の敷地又は水の形質の変更」と、同條第二項に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件に關する權利を収用し、又は使用する場合にはあつては「当該權利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件の損壊又は除去」と、第三十七條第一項（第一号及び第二号を除く）中「土地」とあるのは「權利」と、同項第一号中「土地」とあるのは「權利の目的であり、又は当該權利に關係のある土地、河川の敷地、水又は立木、建物その他土地に定着する物件」と、同項第二号中「土地の面積」とあるのは「權利の種類及び内容」と、第四十條並びに第二百六十六條第二項第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と、第二百一一條第一項中「起業者は、収用の時期において、当該土地又は物件の所有權を取

得し」とあるのは「收用の時期において、当該権利は、消滅し、起業者は、当該物件の所有権を取得し」と、同條第二項中「起業者は、使用の時期において、当該土地を使用する権利を取得し」とあるのは「使用の時期において、当該権利は、制限され」と、第百三條中「滅失し、又は損し」とあるのは「消滅し、又は変更し」と、「滅失又は損」とあるのは「消滅又は変更」と読み替へるものとする。

二 第六條に掲げる立木、建築物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合 第三十四條中「形質の変更」とあるのは「損壊又は除去」と読み替へ、第三十七條第一項第一号から第三号までの規定は、同條第二項第一号から第三号までに規定する字句に読み替へるものとする。

三 第七條に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合 第三十四條中「形質の変更」とあるのは「土石砂れきの属する土地の形質の変更」と、第三十七條第一項（第一号及び第二号を除く）中「土地」とあるのは「土地に属する土石砂れき」と、同項第一号中「土地」とあるのは「土石砂れきの属する土地」と、同項第二号中「土地の面積」とあるのは「土石砂れきの種類及び数量」と読み替へるものとする。

3 前項に規定するものの外、第一項において準用するこの法律の規

定に關して必要な技術的替は政令で定める。
(土石砂れきを収用する場合の効果の特例)
第百三十九條 第七條の規定によつて土石砂れきを収用する場合において、起業者は、收用の時期において、当該土石砂れきを採取する権利を取得し、当該土石砂れきの属する土地に關するその他の権利は、その採取に支障を及ぼす限度において、行使することができない。

2 前項の場合においては、土石砂れきの属する土地の所有者及び関係人その他当該土地に關して権利を有する者は、收用の時期までに、当該土地を起業者に引き渡さなければならぬ。
(特別地方公共団体に關する規定) 第百四十條 この法律（第三條を除く）の規定中市町村又は市町村長に關する規定は、都の特別区若しくは特別区長に、又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の規定による市にあつては当該市の区若しくは区長に適用する。

2 この法律の規定中市町村又は市町村長に關する規定は、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものがある場合においては、当該町村組合又はその管理者に適用する。
第十二章 罰則
第百四十一條 左の各号の一に該當する場合、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 第六十五條第一項第二号（第九十四條第六項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む）、第百二十四條第三項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む））において準用する第九十四條第六項又は第百三十八條第一項において準用する場合を含む。以上第百四十六條第一号において同じ。の規定によつて、收用委員会に出席を命ぜられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたとき。
二 第百三十七條の規定により秘密を守る義務がある者が、職務上知り得た秘密を漏らしたとき。

一 第六十五條第一項第二号（第九十四條第六項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む）、第百二十四條第三項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む））において準用する第九十四條第六項又は第百三十八條第一項において準用する場合を含む。以上第百四十六條第一号において同じ。の規定によつて、收用委員会に出席を命ぜられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたとき。
二 第百三十七條の規定により秘密を守る義務がある者が、職務上知り得た秘密を漏らしたとき。

第百四十二條 第三十四條第一項（第百三十八條第一項において準用する場合（第六條に掲げる立木、建築物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に限る）を含む）、の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に處する。
第百四十三條 左の各号の一に該當する者は三万円以下の罰金に處する。

一 第十一條第一項に規定する場合において、都道府県知事の許可を受けずに土地に立ち入り、又は立ち入らせた起業者
二 第十三條（第三十五條第三項又は第百三十八條第一項において準用する第三十五條第三項）の規定に違反して第十一條第三項

の規定による立入を拒み、又は妨げた者
三 第十四條第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者
四 第九十八條第一項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む）の規定に違反して、土地若しくは物件を引き渡さず、又は物件を移動しない者
五 第百三十九條第二項の規定に違反して土地を引き渡さない者
第百四十四條 第六十五條第一項第三号（第九十四條第六項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む）、第百二十四條第三項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む））において準用する第九十四條第六項又は第百三十八條第一項において準用する場合を含む。以下第三号において同じ。の規定により出席を命ぜられた者が、正当の事由がなくして出席せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

一 第六十五條第一項第二号の規定により出席を命ぜられた鑑定人が、正当の事由がなくして出席せず、又は鑑定をしないとき。
二 第六十五條第一項第一号（第九十四條第六項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む）、第百二十四條第三項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む））において準用する第九十四條第六項又は第百三十八條第一項において準用する場合を含む。以下第三号において同じ。の規定により出席を命ぜられた者が、正当の事由がなくして出席せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

三 第六十五條第一項第一号の規定により資料の提出を命ぜられた者が、正当の事由がなくして資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。
附則
この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年をこえない期間内において、政令で定める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
土地收用法施行法案
右の議案を決議する。
昭和二十六年五月十九日
参議院議長佐藤徳武殿

岩沢 忠恭 田中 一
三輪 貞治 赤木 正雄
徳川 宗敬 岩崎正三郎
小林 英三
参議院議長佐藤徳武殿

土地收用法施行法案
土地收用法施行法

(旧法の廃止)

第一條 土地收用法(明治三十三年法律第二十九号。以下「旧法」といふ)は、廃止する。

(経過規定)

第二條 土地收用法(昭和二十六年法律第 号。以下「新法」といふ)の施行前旧法第十三條の規定によつてした事業の認定の申請は、新法第十七條に規定する区分に従い、同法第十八條の規定によつて建設大臣又は都道府県知事に対ししたものとみなす。

2 前項の規定によつて都道府県知事にししたものとみなされた事業の認定の申請については、建設大臣は、遅滞なく、関係書類を当該都道府県知事に送付しなければならない。この場合においては、新法第二十七條第一項第二号の規定の適用については、当該都道府県知事が関係書類の送付を受けた日を事業認定申請書を受領した日とみなす。

3 建設大臣又は都道府県知事は、前二項の場合において、必要があるとき、新法第十八條第二項第四号又は第五号に掲げる書類の提出を起業者に命ずることができる。

第三條 新法施行の際旧法第二十四條第二項の規定によつて現に裁決の申請書及びその添付書類を公衆の縦覧に供している場合においては、当該書類の縦覧期間は、同項の規定にかかわらず、公告の日から二週間とする。

2 新法施行の際旧法第二十四條第二項の規定による書類の縦覧期間が既に満了しているが、縦覧の初日から二週間を経過していないときは、土地所有者及び関係人の意見書の提出の期間は新法第四十五條第一項の規定にかかわらず、縦覧期間の初日から二週間とする。

第四條 新法施行前に旧法第五十九條の規定によつてした損失補償の決定の申請は、新法第九十四條第二項の規定によつてした裁決の申請とみなす。この場合において、都道府県知事は、関係書類を遅滞なく、収用委員会に送付しなければならない。

第五條 前三條に規定する場合を除くの外、新法施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合には、新法の規定によつてしたものとみなす。

第六條 旧法の規定によつて収用した土地については、新法第六條第一項本文の規定にかかわらず、その全部又は一部が事業の廃止、変更その他の事由によつて収用の時期から二十年以内になつたとき(旧法第六十六條第三項の規定により主務大臣の認定した事業に現に供している場合を除く)は、収用の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人は、収用の時期から二十年以内、起業者が不用となつた部分の土地及びその土地に関する所有権以外の権利に対して支拂つた補償金に相当する金額を企業者に提供して、その土地を買い受けることができる。

第七條 旧法第五十九條の規定による都道府県知事の決定に対する訴訟については、新法施行後も、なお旧法第八十二條第三項の規定による。

第八條 新法第五十二條第三項の規定による収用委員会の委員及び予備委員の任命のために必要な行為は、新法施行前においても行うことができる。

2 新法施行後最初に任命される委員の任期は、新法第五十三條第一項の規定にかかわらず、それぞれ二人については一年、他の三人については二年、その他の三人については三年とし、最初に招集される収用委員会の会議において、くじで定める。

3 新法施行後最初に招集される収用委員会の会議は、新法第六十條第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が招集する。

(罰則の適用)
第九條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、新法施行後も、なお従前の例による。

(土地改良区に関する経過規定)
第十條 新法施行の際現に存する耕地整理組合及び耕地整理組合、北海道士功組合、普通水利組合及び普通水利組合、普通水利組合、新法第三條第五号又は第六号の規定の適用については、土地改良区とみなす。

律施行法(昭和二十六年法律第 号)第四十六條第三項の規定によつて株式合資会社が存在を認められる間においては、新法第六十一條第一項第四号中「合名会社、合資会社、株式合資会社、有限会社」とあるのは「合名会社、合資会社、株式合資会社、株式合資会社、株式合資会社、有限会社」と、「当該合名会社の社員、当該株式合資会社の無限責任社員、当該株式合資会社の無限責任社員、当該株式合資会社の無限責任社員、当該株式合資会社の無限責任社員、当該株式合資会社の無限責任社員」と読み替へるものとする。

第十二條 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「第三條ノ規定ニ依ル都市計画ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業ノ認定ニ至第三條ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ認可ヲ以テ土地收用法第二十條ノ規定ニ依リ建設大臣ノ為シタル事業ノ認定ニ改める。

第十條第二項の表中
収用審査会
土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)を削る。

(日本専売公社法の一部改正)
第十五條 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「土地收用法第二十二條第一項中「土地收用法第四十條」に改め、同條第二項中「収用審査会」を「収用委員会」に改める。

(不良住宅地区改良法の一部改正)
第十三條 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「土地收用法第十二條ノ規定ニ依ル事業ノ認定」を「土地收用法第二十條ノ規定ニ依リ建設大臣ノ為シタル事業ノ認定」に、「土地收用法第十四條ノ規定ニ依ル公告」を「土地收用法第二十條第一項ノ規定ニ依ル告示」に改める。

第十四條 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

地收用法(昭和二十六年法律第 号)に改める。
(日本国有鉄道法の一部改正)
第十六條 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三條中「土地收用法明治三十三年法律第二十九号」を「土地收用法（昭和二十六年法律第号）」に改める。

（測量法の一部改正）

第十七條 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）」を「土地收用法（昭和二十六年法律第号）」に改め、同條第三項中「土地收用法第十四條の規定による公告」を「土地收用法第二十六條第一項の規定による告示」に改める。

第二十條第二項中「土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）」による收用審査会の裁決を「土地收用法（昭和二十六年法律第号）第九十四條第二項の規定による收用委員会の裁決」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第十八條 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項第二号中「第百二十條の規定により」を「土地收用法（昭和二十六年法律第号）第三條第五号、第六号又は第三十三号に規定する事業で、国営土地改良事業として行う事業のために、国が同法により」に改める。

第二百二十條を次のように改める。

（放送法の一部改正）

第十九條 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十九條を次のように改める。

（造林臨時措置法の一部改正）

第二十條 造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「土地收用法明治三十三年法律第二十九号」を「土地收用法（昭和二十六年法律第号）」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第二十一條 建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）」による收用審査会の裁決を「土地收用法（昭和二十六年法律第号）第九十四條第二項の規定による收用委員会の裁決」に改め、同條第四項を削る。

（漁港法の一部改正）

第二十二條 漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項を削り、同條第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同條第二項を同條第一項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第三十六條第三項中「第二十四條第四項」を「第二十四條第三項」に改める。

第四十五條第二号中「第二十四條第二項」を「第二十四條第一項（第三十六條第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

（鉱業法の一部改正）

第二十三條 鉱業法（昭和二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）」を「土地收用法（昭和二十六年法律第号）」に改め、同條第二項中「土地收用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告」を「土地收用法第二十條の規定による事業の認定又は公告」に改め、同條に次の一項を加える。

第三 通商産業局長は、前條第五項の規定による公告をしたときは、土地收用法第二十六條第二項及び第三項の規定にかかわらず、土地調整委員会又は收用委員会の要求があつた場合においては、土地の使用又は收用の許可に関する書類の写を、土地調整委員会又は收用委員会に送付しなければならない。

第八十七條第二項中「土地收用法第八十一條第一項」を「土地收用法第二十九條」に改める。

（採石法の一部改正）

第二十四條 採石法（昭和二十五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）」を「土地收用法（昭和二十六年法律第号）」に改め、同條第二項中「土地收用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告」を「土地收用法第二十條の規定による事業の認定又は公告」に改め、同條に次の一項を加える。

第三 通商産業局長は、前條第五項の規定による公告をしたときは、土地收用法第二十六條第二項及び第三項の規定にかかわらず、土地調整委員会又は收用委員会の要求があつた場合においては、土地の使用又は收用の許可に関する書類の写を、土地調整委員会又は收用委員会に送付しなければならない。

第八十一條第一項を「土地收用法第二十九條」に改める。

（附則）

この法律は、新法施行の日から施行する。

法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

（第七條第一項中「土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）」を「土地收用法（昭和二十六年法律第号）」に改め、同條第二項中「土地收用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告」を「土地收用法第二十條の規定による事業の認定又は公告」に改め、同條に次の一項を加える。

第三 通商産業局長は、前條第五項の規定による公告をしたときは、土地收用法第二十六條第二項及び第三項の規定にかかわらず、土地調整委員会又は收用委員会の要求があつた場合においては、土地の使用又は收用の許可に関する書類の写を、土地調整委員会又は收用委員会に送付しなければならない。

第八十一條第一項を「土地收用法第二十九條」に改める。

（附則）

この法律は、新法施行の日から施行する。

（小林英三君遺囑、拍手）

○小林英三君 只今議題となりました土地收用法及び土地收用法施行法案につきまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

土地收用法案は、土地を収用又は使用することが出来る事業の種類、及び収用、使用の手続、これに關係する行政機關の組織等を整備し、民主化すると共に、損失補償の方法を拡張整備いたしまして、公共の利益の増進と私有財産の調整を図らんとするものでありまして、同法施行法案は同法施行に關する経過的规定であるのであります。

建設委員会といたしましては、法案について提案者の説明、当局の意見を聴取いたしましたほか、特に学識経験者、起業家及び土地を収用又は使用せらるるいわゆる被収用者の立場の人々の証言を求めまして、慎重なる審議に資した次第でございます。

御承知のごとく、現行の土地收用法は明治三十三年に制定せられて以來、何ら根本的改正は加えられておりませんので、今日の新しい法律形態といたしましては幾多不備、不適切な点が多々あるのであります。今回これを改正せんとするのが本案の狙いであるのであります。

今、改正の主な点を挙げますれば、その一つは、土地を収用できる事業の種類を明確にすると共に、時代の要請に應ずるために新たに必要なるものを追加して整備いたしましたこととあります。その二は、電源開発等の要請に鑑みまして、収用の対象としての土地に關するもののほか、水利権、漁業権その他、水の利用に關する権利の収用等に明確なる規定を設けたこととあります。その三は、土地の収用のできる事業の認定は、現行法におきましては建設大臣がその権限を持つておつたのに対しまして、建設大臣のほか、事業の種類範圍によりましては都道府県知事も認定し得ることとするとともに、必要な場合におきましては、關係行政機關や専門的學識経験者の意見を聞き、又は公聽會を開くことなどの手続規定をいたしたのであります。その四は、収用、使用につきましては、調停や和解の方法を設けまして、成るべく当事者双方の意思の合致を図る方法を講じたのであります。その五は、従来の收用審査会の構成や手続が官權的な嫌いがあつたものを改めまして、收用委員會の組織を民主化したとしまして、共に、審査の手続もこれを公開として、口頭陳述によりまして当事者の意見を十分に提出せしめる方法を講じたのであります。その六は、損失補償につきましては、現行法が専ら金銭によ

る補償に限つておつたのであります。が、これを改めまして、替地や耕地、宅地の造成、物件の移転、盛土その他の工事の代行など、現物補償の方法を設けまして、耕作者その土地所有者の保護を図つたこととあります。そのほか当事者間に成立いたしました協議の確証、収用された土地以外の土地についての補償、事業を緊急に施行する必要がある場合の措置、収用手続の費用に關連いたしました手数料を徴収する途を開いたこと等が法案の主なる内容であります。

委員会におきます審議の詳細は速記録によりまして御了承願ひたいと思ひますが、勿論逐條審議に當りましては、質疑に關連いたしまして、本法の運用若しくは政令の制定につきましても本法の円滑なる実施のために種々なる意見が開陳せられたのであります。かくいたしまして質疑を終了、討論を省略いたしまして、採決の結果、全員一致を以ちまして原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、港灣法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

港灣法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年五月二十六日
衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

港灣法の一部を改正する法律案
港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。
目次中(第四十二條・第四十三條)を(第四十二條・第四十三條)に改める。
第二條第五項第二号中「防砂堤」を「防砂堤、防潮堤」に、「この門及び護岸」を「この門、護岸、堤防、突堤及び胸壁」に、同項第三号中「浮きん橋及び物揚場」を「浮きん橋、物揚場及び船揚場」に改める。
同條第五項に次の一号を加える。
十 港灣施設用地 前各号の施設の敷地
同條中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。
6 前項各号に掲げる施設で、港灣区域及び臨港区内にないものについても、運輸大臣が港灣管理者の申請によつて認定したもの、は、港灣施設とみなす。
但し、当該指定された港灣で、政令で定めるものについては、この限りでない。
第四條第一項中「第三項及び第四項の手続を経た後その議会の議決を経て、協議の上、」を削り、同條第三項を次のように改める。

3 港務局の設立を發起する關係地方公共団体は、その議会の議決を経た上、單獨又は共同して港灣區域及び他の關係地方公共団体が意見を出しうるべき期間を公告し、且つ、他の關係地方公共団体より意見の申し出があつたときは、これと協議しなければならぬ。但し、關係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は、一箇月を下ることができない。
同條第四項中「第一項の規定により港務局の設立の協議が調つたときは、港務局を設立しようとする地方公共団体は、港務局の港灣区域について、左の区分により、」を「前項の期間内に他の關係地方公共団体により同項の規定による意見の申出があつたときは又は同項の規定による關係地方公共団体の協議が、議会の議決を経て調つたときは、港務局を設立しようとする關係地方公共団体は、港務局の港灣区域について、左の区分により、運輸省令で定める手続により、」に、同條第七項中「第一項」を「第三項」に定める。
第十二條第一項に第五号の二及び第十一号の二として次の二号を加える。
五の二 港灣区域内における入港船又は出港船から入港届又は出港届を受領すること。
十一の二 前号に掲げるものの外、港灣区域及び臨港区内における貨物の積卸、保管、荷さばき及び運送の改善についてあつたこと。
同條第二項中「前項」を「第一項に

改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。
2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に關し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの條例で定める。
3 前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならぬ。
第十六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 港務局を組織する地方公共団体の数が七をこえるものに置かれる委員会はあつては、前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の数に達するまで、委員の数を増加することができる。
第十七條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を次のように改める。
一 国会議員
二 地方公共団体の議会の議員。
但し、港務局を組織する地方公共団体の議会の推薦した議員の中から、一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。
第二十二條第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。
第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。
第三十三條を次のように改める。
(港灣管理者としての地方公共団体の決定等)
第三十三條 關係地方公共団体は、港務局を設立しない港灣につい

て、單獨で港灣管理者となり、又は港灣管理者として地方自治法第二百八十四條第一項の地方公共団体を設立することができる。
2 第四條第二項から第十項までの規定は、前項の場合に、同條第四項から第六項までの規定は、港灣管理者としての地方公共団体が港灣区域を変更する場合に、第九條第一項の規定は、港灣管理者としての地方公共団体が港灣区域又はその変更について認可を受けた場合に準用する。この場合において、第四條第三項中「港務局の設立を發起する關係地方公共団体」とあるのは「單獨で港灣管理者となり、又は港灣管理者としての地方自治法第二百八十四條第一項の地方公共団体の設立を發起する關係地方公共団体」と読み替へるものとする。
第三十七條第一項中「港灣区域」の下に「(その区域外百メートル以内の区域を含む。)」を、「建設し、」の下に「港灣工事以外の工事をし、」を加え、同條第二項を次のように改める。
2 港灣管理者の長は、前項の建設若しくは工事、占用又は採取が、港灣の保全に著しく支障を與え、又は港灣の開発発展に關する港灣管理者の計画の遂行を著しく阻害し、その他港灣の開発発展に著しく支障を與えるものでない限り、許可しなればならない。
同條第三項中「建設」を「建設若しくは工事」に改める。
第四十二條第四項を第五項とし、同條第三項中「前二項」を「前三項」に

改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。
2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に關し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの條例で定める。
3 前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならぬ。
第十六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 港務局を組織する地方公共団体の数が七をこえるものに置かれる委員会はあつては、前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の数に達するまで、委員の数を増加することができる。
第十七條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を次のように改める。
一 国会議員
二 地方公共団体の議会の議員。
但し、港務局を組織する地方公共団体の議会の推薦した議員の中から、一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。
第二十二條第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。
第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。
第三十三條を次のように改める。
(港灣管理者としての地方公共団体の決定等)
第三十三條 關係地方公共団体は、港務局を設立しない港灣につい

改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。
2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に關し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの條例で定める。
3 前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならぬ。
第十六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 港務局を組織する地方公共団体の数が七をこえるものに置かれる委員会はあつては、前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の数に達するまで、委員の数を増加することができる。
第十七條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を次のように改める。
一 国会議員
二 地方公共団体の議会の議員。
但し、港務局を組織する地方公共団体の議会の推薦した議員の中から、一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。
第二十二條第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。
第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。
第三十三條を次のように改める。
(港灣管理者としての地方公共団体の決定等)
第三十三條 關係地方公共団体は、港務局を設立しない港灣につい

改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。
2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に關し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの條例で定める。
3 前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならぬ。
第十六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 港務局を組織する地方公共団体の数が七をこえるものに置かれる委員会はあつては、前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の数に達するまで、委員の数を増加することができる。
第十七條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を次のように改める。
一 国会議員
二 地方公共団体の議会の議員。
但し、港務局を組織する地方公共団体の議会の推薦した議員の中から、一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。
第二十二條第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。
第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。
第三十三條を次のように改める。
(港灣管理者としての地方公共団体の決定等)
第三十三條 關係地方公共団体は、港務局を設立しない港灣につい

改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。
2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に關し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの條例で定める。
3 前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならぬ。
第十六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 港務局を組織する地方公共団体の数が七をこえるものに置かれる委員会はあつては、前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の数に達するまで、委員の数を増加することができる。
第十七條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を次のように改める。
一 国会議員
二 地方公共団体の議会の議員。
但し、港務局を組織する地方公共団体の議会の推薦した議員の中から、一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。
第二十二條第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。
第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。
第三十三條を次のように改める。
(港灣管理者としての地方公共団体の決定等)
第三十三條 關係地方公共団体は、港務局を設立しない港灣につい

改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。
2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に關し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの條例で定める。
3 前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならぬ。
第十六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 港務局を組織する地方公共団体の数が七をこえるものに置かれる委員会はあつては、前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の数に達するまで、委員の数を増加することができる。
第十七條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を次のように改める。
一 国会議員
二 地方公共団体の議会の議員。
但し、港務局を組織する地方公共団体の議会の推薦した議員の中から、一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。
第二十二條第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。
第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。
第三十三條を次のように改める。
(港灣管理者としての地方公共団体の決定等)
第三十三條 關係地方公共団体は、港務局を設立しない港灣につい

改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。
2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に關し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの條例で定める。
3 前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならぬ。
第十六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 港務局を組織する地方公共団体の数が七をこえるものに置かれる委員会はあつては、前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の数に達するまで、委員の数を増加することができる。
第十七條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を次のように改める。
一 国会議員
二 地方公共団体の議会の議員。
但し、港務局を組織する地方公共団体の議会の推薦した議員の中から、一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。
第二十二條第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。
第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。
第三十三條を次のように改める。
(港灣管理者としての地方公共団体の決定等)
第三十三條 關係地方公共団体は、港務局を設立しない港灣につい

改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。
2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に關し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの條例で定める。
3 前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならぬ。
第十六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 港務局を組織する地方公共団体の数が七をこえるものに置かれる委員会はあつては、前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の数に達するまで、委員の数を増加することができる。
第十七條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を次のように改める。
一 国会議員
二 地方公共団体の議会の議員。
但し、港務局を組織する地方公共団体の議会の推薦した議員の中から、一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。
第二十二條第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。
第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。
第三十三條を次のように改める。
(港灣管理者としての地方公共団体の決定等)
第三十三條 關係地方公共団体は、港務局を設立しない港灣につい

改め、同項を第四項とし、同條第二項を第三項とし、同條に第二項として次の一項を加える。

2 港務管理者が、重要港務のうち外国貿易の増進上特に重要な港務で、政令で定めるもの(以下「特定重要港務」という。)において、一般公衆の利用に供する目的で、前項に規定する港務工事をする場合には、水域施設又は外かく施設については、その工事に要する費用の十分の十までを、けい留施設については、その工事に要する費用の十分の七・五までを、国において負担することができる。

第四十三條第一号中「重要港務を」
「特定重要港務以外の重要港務」に改め、同條中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同條に第一号として次の一号を加える。

一 特定重要港務における臨港交通施設の建設又は改良の港務工事については十分の七・五以内第五章中第四十三條の次に次の二條を加える。

(他の工作物と効用を兼ねる港務施設の港務工事の施行及び費用の負担)

第四十三條の二 港務施設で他の工作物と効用を兼ねるものの港務工事の施行及び費用の負担については、港務管理者と当該工作物の管理者とが、協議して定めるものとする。

(損傷者の負担)

第四十三條の三 営業の結果によつて特に港務工事の必要を生じさせた者があるときは、港務管理者は、その営業者に、その港務工事

の費用の一部を負担させることができる。
第四十九條の次に次の一條を加える。

(港務台帳)

第四十九條の二 港務管理者は、その管理する港務について、港務台帳を調製しなければならない。
2 港務台帳に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五十二條第一号中「重要港務」の下に「又は避難港」を加え、同條第二号中「第四十二條第四項」を「第四十二條第五項」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により運輸大臣がする港務工事に係る費用のうち、特定重要港務における臨港交通施設の建設又は改良に係るものは、当該港務の港務管理者がその十分の二・五を負担し、特定重要港務以外の重要港務における臨港交通施設の建設又は改良に係るものは、当該港務の港務管理者がその十分の五を負担する。

第五十八條第一号中「市街地建築物法(大正八年法律第三十七号)第二條から第五條までの規定」を「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第四十九條及び第五十條の規定」に改め、同條第五項を削る。

第六十條第一号中「第四條第四項」を「第四條第四項第一号」に改める。
附則に次の三項を加える。

(国内産業の開発上特に重要な港務に關する特例)

5 重要港務のうち国内産業の開発上特に重要な港務で、政令で定めるものにおいて港務管理者又は運

輸大臣がする港務工事の費用に關する国の負担又は補助については、当分の間、特定重要港務における港務工事の例による。
(港務工事の費用の負担及び補助についての経過規定)

6 昭和二十六年度において、関係地方公共団体がする港務工事の費用について、国が負担し、又は補助する割合が定まつた日以後において、港務管理者が設立され、且つ、港務管理者においてその港務工事を行ふべきときは、国は、昭和二十七年三月三十一日までは、第四十二條又は第四十三條の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、当該港務管理者のする港務工事の費用について、負担し、又は補助するものとする。

7 昭和二十六年度において、運輸大臣が自らする港務工事の費用について、国又は関係地方公共団体が負担する割合が定まつた日以後において、港務管理者が設立され、且つ、運輸大臣が、当該港務管理者との協議により、引き続き当該港務工事を自らするときは、国又は当該港務管理者は、昭和二十七年三月三十一日までは、第五十二條第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、当該港務管理者のする港務工事の費用について、負担し、又は補助するものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 北海道開発のためにする港務工事に關する法律(昭和二十六年法

律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第二條第二号中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。
第三條第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

(植竹春彦君登壇、拍手)
○植竹春彦君 港務法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず本法案の要點の第一は、一方において、港務管理者の業務範圍を拡張し、船舶入出港届受理の事務及び港務作業のサービス改善についての斡旋事務を行うこととしたのであります。他方において、港務局の委員につき欠格條件を緩和して、地方公共団体の議員でも地方議会が推薦した議員ならば一名に限り委員たり得ることに改正して、六大陸側の要望を取り入れた次第であります。第二点は、港務の実情を考慮して漁港法との關係を調整したことであり、第三点は、港務工事費用に對する国の負担率及び補助率の改正であります。即ち神戸、横浜、開門のごとく外国貿易の増進上特に重要な港務の工事費用につきましては、従来全額國費を以て賄つて来た沿革を考慮し、更に外国貿易増進上の実情に照して、現行法の五割を七割五分乃至十割に引上げたのであります。又、旧軍港や刈田港のごとく国内産業の開発上重要な港務の工事費用につきましては、従来、國が全額又は高率の負担や補助をなして参りました沿革に徴して、當分の間、外国貿易増進上特に重要な港務と同様な取扱をすることとし

たのであります。第四点としては、避難港につきましても、重要港務と同様、國が直轄工事をなし得ることといはれました。第五点は、営業の結果、特に港務施設を損傷した者に港務工事費用の一部を負担せしめ得る規定を設けたことでもあります。以上が本法案の主要なる改正点であります。そのほか港務施設の定章規定を整備し、港務局の設立手続を明確にし、港務区域内の工事に関する取締規定を整備したるほか、種々の細かい改正点は何とぞ速記録によりて御了承を御願いたします。

本委員会におきましては、この法律案につきましても慎重審議の結果、本案は実情に照して適當と認め、衆議院送付の原案通り可決すべきものと全会一致で決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤隆武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕

○議長(佐藤隆武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤隆武君) この際、日程第五、森林法案、日程第六、森林法施行法案、(いずれも衆議院提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤隆武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員長羽生三十七君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

森林法案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年五月二十一日

衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

森林法案

目次

第一章 総則(第一條―第三條)

第二章 営林の助長及び監督(第四條―第二十四條)

第三章 保安施設

第一節 保安林(第二十五條―第四十條)

第二節 保安施設地区(第四十一條―第四十八條)

第四章 土地の使用(第四十九條―第六十七條)

第五章 森林審議会(第六十八條―第七十三條)

第六章 森林組合及び森林組合連合会

第一節 総則(第七十四條―第七十八條)

第二節 森林組合

第一款 事業(第七十九條―第八十五條)

第二款 組合員(第八十六條―第九十二條)

第三款 管理(第九十三條―第九十九條)

第四款 設立(第一百三十五條―第一百四十三條)

第五款 解散及び清算(第一百四十四條―第一百五十三條)

第三節 森林組合連合会(第一百五十四條―第一百五十九條)

第四節 登記(第一百六十條―第一百七十八條)

第五節 監督(第一百七十九條―第一百八十五條)

第七章 雑則(第一百八十六條―第一百九十六條)

第八章 罰則(第一百九十七條―第二百十五條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項及び森林所有者の協同組織の制度を定めて、森林の保護増進と森林生産力の増進とを圖り、もつて国土の保全と國民經濟の發展とに資することを目的とする。
(定義)

第二條 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集團して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
二 前号の土地の外、木竹の集團的な生育に供される土地
三 この法律において「森林所有者」とは、權原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することが出来る者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、國が森林所有者である森林及び国有林野法(昭和二十六年法律第 号)第四章の規定による部分林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。
(承継人に対する効力)

第三條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、權原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に對しても、その効力を有する。

第二章 営林の助長及び監督

(森林基本計画)

第四條 農林大臣は、基本計画區につき五年ごとに、翌年四月一日以降五年間の森林基本計画を定めなければならない。

2 前項の森林基本計画は、森林生産の保護を圖ること及び左に掲げる原則に従うことを旨とし、森林施業の合理化に資するものでなければならない。

一 幼齡林を皆伐しないこと。
二 幼齡林については、育林上必要な週期的間伐をすること。
三 皆伐した伐採跡地には、伐採後二年以内に造林すること。
四 急傾斜地における森林を皆伐しないこと。

3 森林基本計画に定める事項は、左の通りとする。

一 造林面積、植栽樹種その他造林及び保育に関する事項
二 伐採方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項
三 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
四 保安施設に関する事項
五 その他森林施業の基本となるべき事項

4 農林大臣は、森林基本計画を定めるには、森林の現況、森林施業に関する事項、經濟事情等につき、あらかじめ都道府県知事の意見を聞かなければならない。

5 農林大臣は、森林基本計画を定めようとする場合において必要があるとき、あらかじめ中央森林審議会の意見を聞くことができる。

6 農林大臣は、森林基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に指示するとともにその概要を公表しなければならない。
(基本計画區)

第五條 前條第一項の基本計画區は、農林大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の條件を勘案し、主として流域別に都道府県を分けて定める。

2 農林大臣は、基本計画區を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
(森林區)

第六條 都道府県知事は、農林大臣の指示に従い、その都道府県内の基本計画區を分けて森林區を定める。

2 都道府県知事は、森林區を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに農林大臣に報告しなければならない。

(森林區施業計画)
第七條 都道府県知事は、第四條第六項の規定により森林基本計画を指示されたときは、その日から三十日以内に、その森林基本計画に基き、民有林について森林區別に、翌年四月一日以降五年間の森林區施業計画案を定めて公表しなければならない。

2 森林所有者、森林組合その他森林區施業計画に利害關係を有する者は、前項の森林區施業計画案の公表があつた日から三十日以内に、都道府県知事に對し、これについて書面により意見を述べることが出来る。

3 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、且つ、必要があるときは都道府県森林審議会の意見を聞き、第四條第六項の指示があつた日から九十日以内に、森林區施業計画を決定しなければならない。

4 森林區施業計画に定める事項は、左の通りとする。

一 人工植栽面積の最小限度、植栽樹種、植栽方法その他造林に関する事項
二 下刈、除伐その他保育に関する事項
三 制限林(第二十五條第一項の規定により指定された保安林、第四十一條の規定により指定された保安施設地区の森林、砂防

法(明治三十二年法律第二十九号)

第二條の規定により指定された

土地の森林、国立公園法(昭和

六年法律第三十六号)第一條の

規定により指定された土地の森

林その他法令により指定された

森林又は指定された土地の森林

であつて、それらの法令によつ

てその立木竹の伐採を制限され

ている民有林をいう。以下同

じ。の立木について、森林ごと

又はその集団ごとの用材林新

林別、広葉樹針葉樹別の主伐立

木材積、間伐立木材積及び主

伐合計の伐採立木材積のそれ

れの許容限度

四 普通林(民有林であつて、制

限林、第十七條第一項の規定に

より指定された特用林及び同條

第二項の規定により指定された

自家用林以外のものをいう。以

下同じ。の立木(地域別及び樹

種別に省令で定める適正伐期

級以上の樹級に属する立木を除

く)について、その森林区にお

ける用材林新林別、広葉樹針

葉樹別の主伐立木材積、間伐立

木材積及び主間伐合計の伐採立

木材積のそれぞれの許容限度

五 伐採方法その他森林の立木竹

の伐採に関する事項

六 林道の開設その他林産物の搬

出に関する事項

七 保安施設に関する事項

八 その他森林施業の基本となる

べき事項

5 都道府県知事は、森林区施業計

画を決定したときは、遅滞なく、

これを公表し、農林大臣に報告す

るとともに、制限林に係る前項第

五号の事項をその森林所有者に書

面により通知しなければならない

い。

6 第四條第二項の規定は、森林区

施業計画を定める場合に準用す

る。

(森林区実施計画)

第八條 都道府県知事は、民有林に

ついて森林区別に、森林区施業計

画に基づき、毎年十月三十一日ま

で翌年の四月一日以降一年間の森

林区実施計画案を定めて公表する

とともに、これを記載した書面を

その森林区に係る市町村の長に送

付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により

送付を受けた書面を利害関係人の

縦覧に供しなければならない。

3 森林所有者又は権原に基き森林

の立木竹の使用若しくは収益をす

る者その他森林区実施計画に利害

関係をする者は、第一項の森林

区実施計画案の公表があつた日か

ら三十日以内に、都道府県知事に

対し、これについて書面により意

見を述べることが出来る。

4 都道府県知事は、前項の意見を

尊重し、十二月三十一日までに森

林区実施計画を決定しなければな

らない。

5 森林区実施計画に定める事項

は、左の通りとする。

一 森林所有者別に、人工植栽を

すべき保安林以外の民有林の所

在、地番及び面積

二 森林所有者別に、人工植栽を

すべき保安林の所在、地番、面

積及び植栽樹種

三 制限林の立木について、森林

ごと又はその集団ごとの用材林

新林別、広葉樹針葉樹別の主

伐立木材積、間伐立木材積及び

主間伐合計の伐採立木材積のそ

れぞれの許容限度

四 普通林の立木(前條第四項第

四号の適正伐期樹級以上の樹級

に属する立木を除く)

について、その森林区における

用材林新林別、広葉樹針葉樹

別の主伐立木材積、間伐立木材

積及び主間伐合計の伐採立木材

積のそれぞれの許容限度

五 その他森林施業に關し必要な

事項

6 都道府県知事は、森林区実施計

画を定めたときは、遅滞なく、こ

れを公表するとともに前項第一号

及び第二号の事項をそれぞれの森

林所有者に書面により通知しな

ければならない。

7 第四條第二項の規定は、森林区

実施計画を定める場合に準用す

る。

(異議の申立)

第九條 前條第四項の規定により決

定された森林区決定計画に異議が

ある者は、その公表があつた日か

ら二十日以内に、省令で定めると

ころにより、都道府県知事に對し

異議の申立をすることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の申立が

あつたときは、その申立の日から

三十日以内に、これについて決定

をし、これをその申立人に通知し

なければならない。

3 前項の場合において森林区実施

計画の変更を相当とする旨の決定

をしたときは、都道府県知事は、

その決定に従い、遅滞なくその森

林区実施計画を変更しなければならない。

(森林計画の変更)

第十條 農林大臣は、森林の現況、

経済事情等に著しい変更があつた

ため森林基本計画の実施が困難で

あると認めるときは、その森林基

本計画の一部を変更することがで

きる。この場合には、第四條第四

項及び第五項の規定を準用する。

2 前項の場合には、農林大臣は、

その変更に係る部分を都道府県知

事に指示するとともに、その概要

を公表しなければならない。

3 農林大臣は、森林区施業計画又

は森林区実施計画が森林基本計画

に抵触すると認めるときは、都道

府県知事に對し、その抵触する部

分につき必要な変更を命ずること

ができる。

4 都道府県知事は、第二項の指示

又は前項の命令があつたときは、

これに基づき、その指示又は命令が

あつた日から三十日以内に、森林

区施業計画又は森林区実施計画を

変更しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定に

より森林区施業計画を変更しよう

とする場合において必要があると

認めるときは、あらかじめ都道府

県森林審議会の意見を聞くことが

できる。

第十一條 森林所有者は、その森林

の現況に著しい変更が生じたた

め、又は造林に必要な資金若しく

は苗木が不足するため、森林区実

施計画で定められた第八條第五項

第一号又は第二号の事項に従つて

植栽することが困難であるとき

は、省令で定める手続に従い、都

道府県知事に對し、その森林区実

施計画の変更を申請することがで

きる。

2 前項の申請があつた場合には、

第九條第二項及び第三項の規定を

準用する。

第十二條 都道府県知事は、第二十

五條第一項の規定による保安林の

指定又は第二十六條第一項若しく

は第二項の規定によるその解除が

あり、その他森林の現況、経済事

情等に著しい変更があつたため、

森林区施業計画又は森林区実施計

画の変更を必要と認めるときは、

森林基本計画に抵触しない範囲内

においてその森林区施業計画又は

森林区実施計画を変更することが

できる。

2 前項の場合には、第十條第五項

の規定を準用する。

第十三條 都道府県知事は、第十條

第四項又は前條第一項の規定によ

り森林区施業計画を変更したとき

は、遅滞なく、その変更に係る部

分を公表し、農林大臣に報告する

とともに、その変更が制限林につ

いての第七條第四項第五号の事項

に係る場合には、その変更された

事項をその森林所有者に書面によ

り通知しなければならない。

2 都道府県知事は、第九條第三項

(第十一條第二項において準用す

る場合を含む)、第十條第四項又

は前條第一項の規定により森林区

実施計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を公表するとともに、その変更が第八條第五項第一号又は第二号の事項に係る場合には、その変更された事項をそれぞれの森林所有者に書面により通知しなければならない。

3 前項の場合には、第九條の規定を準用する。

(植栽の義務)

第十四條 森林所有者は、森林区実施計画で定められた第八條第五項第一号又は第二号の事項に従つて植栽をしなければならない。

(伐採の届出)

第十五條 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、普通林の立木で第七條第四項第四号の適正伐期齢以上の樹齢に属するもの（風倒木、枯損木その他省令で定める立木を除く。）を伐採しようとするときは、伐採の日より六十日前までに、省令で定めるところにより、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。但し、法令又は法令に基く処分により伐採する場合及び国又は都道府県が第四十一條の保安施設事業又は砂防法第一條の砂防工事を実施するため伐採する場合は、この限りでない。

(伐採の許可)

第十六條 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、左に掲げる事項について都道府県知事の許可を受けなければならない。制限林又は普通林の立木（風倒木、枯損木、前條の規定により伐採の届出をしなければならない

ない立木その他省令で定める立木を除く。）を伐採してはならない。但し、除伐する場合及び前條但書に規定する場合は、この限りでない。

一 伐採する森林の所在、地番及び面積

二 主間伐別、用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別、伐採種別の伐採立木材積

2 前項の許可を受けようとする者は、省令で定めるところにより、第八條第六項の森林区実施計画の公表があつた日から三十日以内に都道府県知事に申請書を提出しなければならない。但し、第九條第三項、第十條第四項又は第十二條第一項の規定による森林区実施計画の変更により第八條第五項第三号の伐採立木材積の許容限度が増加した場合に、その変更につき第十三條第二項の公表があつた日から三十日以内に更に申請書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、同項の期間満了後三十日以内に、許可するかどうかを決定し、これを書面により申請者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の申請に係る制限林についての伐採が森林区実施計画に定められた伐採に関する施業の要件に反するとき、その許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、普通林について第一項の許可をする場合において、申請に係る伐採種が森林区実施計画に照らし不相当であるとき

は、その伐採種を変更して許可することができる。

6 第二項の規定による申請に係る制限林又は普通林の用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積が森林区実施計画に定められたそれぞれの許容限度（第二項但書の場合には、その増加部分）をこえて

いる場合には、左に掲げる基準に従い、あわせて申請者の経済事情、林産物の需給事情等を勘案し、その許容限度の範囲内において許可すべきものを定めなければならない。但し、特別の必要がある場合には、普通林について、森林区実施計画に抵触せず、且つ、森林区実施計画に定められたそれぞれの許容限度（第二項但書の場合には、その増加部分）の二割をこえない範囲内においてその許容限度をこえる数量の伐採を許可することができる。

一 間伐は、主伐に優先する。

二 皆伐以外の主伐は、皆伐に優先する。

三 伐採立木の樹齢の高いものは、樹齢の低いものに優先する。

四 伐採立木の樹齢がおおむね等しい場合には、その平均木の大きいものが優先する。

7 第一項の許可の有効期間は、その許可に係る森林区実施計画の期間とする。但し、第二項但書の規定による申請に基く許可の有効期間の始期は、その許可があつた日とする。

8 都道府県知事は、第一項の許可

を受けた者の申請により、六十日をこえない範囲内において、前項の有効期間を延長することができる。

9 第一項の許可に係る森林について、第三十三條第一項（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定による保安林又は保安施設地区の指定の告示があつたときは、都道府県知事は、その許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(特用林及び自家用林)

第十七條 都道府県知事は、省令で定める樹種を主とする森林（制限林を除く。）であつてその立木の果実の採取その他の省令で定める用途に主として供されるものを、その森林の森林所有者の申請に基き、特用林として指定することができる。

2 都道府県知事は、制限林以外の森林であつて、その森林の森林所有者たる個人又はその配偶者若しくは二親等以内の親族の住所の所在する市町村又はその隣接市町村に所在し、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきものを、その森林所有者の申請に基き、五反歩以内において省令で定める面積の範囲内で、自家用林として指定することができる。

3 特用林が制限林となつたときは、その指定は、その効力を失ふ。

4 左の各号の一に該当する場合に、自家用林の指定は、その効力を失ふ。

一 自家用林が制限林となつたとき。

二 自家用林の指定の申請者がその自家用林の森林所有者でなくなつたとき。

三 自家用林の指定の申請者並びにその配偶者及び二親等以内の親族がその自家用林の所在する市町村及びその隣接市町村のいずれにも住所を有しなくなつたとき。

(伐採の例外)

第十八條 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、左の各号の一に該当する場合には、第十五條、第十六條第一項及び第三十一條（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、森林の立木を伐採することができる。

一 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要があるため、その森林の所在地を管轄する市町村長の許可を受けたとき。

二 道路、鉄道、林道、電線又はこれらに準ずる設備に対する支障又は危険を除き、その他省令で定める目的を達する必要があるため、その森林の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けたとき。

2 市町村長は、前項第一号の許可をしたときは、その許可をした日から三十日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

(異議の申立等)

第十九條 第十六條第三項の決定又は同條第九項の許可の取消若しく

はその内容の変更と異議がある者は、処分の日から二十日以内に、省令で定めるところにより、都道府県知事に対し異議の申立をすることができ、この場合には、第九條第二項の規定を適用する。

の許可をするには、あらかじめその国有林野を管轄する管林局長の承認を受けなければならない。

八 魚つき
九 航行の目標の保存
十 公衆の保健
十一 名所又は旧跡の風致の保存

の條件を具備しないか、又は次條の規定に違反していると認められるときは、その申請を達しないて却下することができる。

予定森林について、省令で定めるところにより、九十日をこえない期間において、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を禁止することができる。

第二十條 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は收益をする者は、第十四條、第十五條、第十六條第一項及び第十八條第一項の規定による外、森林区画計画及び森林区画計画に従つて施業することを旨としなければならない。

第二十二條 前條第一項の森林又は土地において火入をする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、且つ、火入をしようとする森林又は土地に接近している省令で定める範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

2 農林大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

第二十九條 農林大臣は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、あらかじめその旨及び保安林予定森林又は解除予定保安林の所在場所その他省令で定める事項をその森林の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、これについて公開による聴聞を行わなければならない。

第二十一條 森林又は森林に接近している省令で定める範囲内にある原野、山岳、荒地その他土地において、省令で定めるところにより、その森林又は土地を管轄する市町村長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入をしてはならない。但し、国又は地方公共団体が火入をする場合は、この限りでない。

第二十三條 前二條に規定するものの外、都道府県は、條例をもつて森林における火災の予防その他危害防止のために必要な定をするることができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、前條第二項の規定を適用する。

第三十條 都道府県知事は、前條の通知を受けたときは、遅滞なく、省令で定めるところにより、その通知の内容を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に關し登記した權利を有する者にその内容を通知しなければならない。

3 農林大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに聴聞の期日及び場所をその意見書を提出した者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

第二十二條 前條第一項の森林又は土地において火入をする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、且つ、火入をしようとする森林又は土地に接近している省令で定める範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

第二十四條 前三條の規定を除き、この章の規定は、試験研究の目的に供している森林であつて農林大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

2 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を經由しなければならない。

第三十一條 都道府県知事は、前條の規定による告示があつた保安林予定森林における制限

4 農林大臣は、第三十條の告示の日から四十日を経過した後（第一項の意見書の提出があつたときは、これについて第二項の聴聞をした後）でなければ保安林の指定又は解除をすることができない。

一 造林のための地こしらへ
二 開墾準備
三 害虫駆除
三 焼畑
五 前各号に準ずる事項であつて省令で定めるもの

第二十五條 農林大臣は、左の各号に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。

3 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林大臣に達しななければならない。但し、申請が第一項

第三十二條 第二十七條第一項に規定する者は、第三十條の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、省令で定める手続に従い、都道府県知事を経由して農林大臣に意見書を提出することができる。

第三十三條 農林大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨及びその保安林の所在場所その他省令の定める事項を告示する

とともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 保安林の指定又は解除は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

3 都道府県知事は、第一項の通知を受けたときは、その処分の内容をその処分に係る森林の森林所有者及びその処分が第二十七條第一項の申請に係るものであるときはその申請者に通知しなければならない。

(保安林における制限)

第三十四條 保安林の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、家畜を放牧し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を變更する行為をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

(損失の補償)

第三十五條 国は、保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者に対し、保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(受益者の負担)

第三十六條 国は、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に、その受ける利益の限定において、前條の規定により

補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。

2 農林大臣は、前項の場合には、補償金額の全部又は一部を負担する者に対し、その負担すべき金額並びにその納付の期日及び場所を書面により通知しなければならない。

3 農林大臣は、前項の通知を受けた者が納付の期日を過ぎても同項の金額を完納しないときは、督促状により、期限を指定してこれを督促しなければならない。

4 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその負担すべき金額を納付しないときは、農林大臣は、国税滞納処分の例によつてこれを徴収することができる。

(担保権)

第三十七條 保安林の立木竹又は土地について先取特權、質權又は抵當權を有する者は、第三十五條の規定による補償金に対してもその權利を行うことができる。但し、その拂渡前に差押をしなければならない。

(造林又は復旧の命令)

第三十八條 都道府県知事は、保安林又は保安林予定森林につき第六條第一項の規定に違反した者に対し、期間及び樹種を定めて造林に必要な行為を命じ、又は第三十一條若しくは第三十四條の規定に違反した者に対し、期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(標識の設置)

第三十九條 農林大臣は、森林を保安林として指定したときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

この場合において、保安林の森林所有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

(権限の委任)

第四十條 この節に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

2 前項の規定により第二十五條又は第二十六條に規定する農林大臣の権限が委任された場合には、第二十五條第二項(第二十六條第三項において準用する場合を含む。)中「中央森林審議会」とあるのは、「都道府県森林審議会」と読み替へるものとする。

第二節 保安施設地区

(指定)

第四十一條 農林大臣は、第二十五條第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 農林大臣は、前項の事業(以下「保安施設事業」という。)を都道府県が行ふ必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請が相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その

他の土地を保安施設地区として指定することができる。

(指定の有効期間)

第四十二條 前條の保安施設地区の指定の有効期間は、七年以内において農林大臣が定める期間とする。但し、農林大臣は、必要があると認めるときは、三年を限りその有効期間を延長することができる。

(解除)

第四十三條 農林大臣は、国又は都道府県が保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならない。

2 保安施設地区の指定後一年を経過した時に国又は都道府県がなお保安施設事業に着手していないときは、その時に、指定はその効力を失ふ。

(保安林に関する規定の準用)

第四十四條 保安施設地区の指定については、第二十九條から第三十三條まで及び第三十九條の規定を、保安施設地区における制限については、第三十四條の規定を準用する。但し、保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十一條及び第三十四條の規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第三十二條第四項の規定は、準用しない。

(受益義務)

第四十五條 保安施設地区の土地の所有者その他その土地に關し權利を有する者(以下この節において「関係人」という。)は、国又は都道府県が、その保安施設地区におい

て、その指定の有効期間内に行う造林、森林土木事業その他の保安施設事業の実施行為及びその期間満了後十年以内に行う保安施設事業に係る施設の維持管理行為を拒んでならない。

2 国又は都道府県は、その行つた前項の行為により損失を受けた関係人に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(費用区分)

第四十六條 国は、その行う保安施設事業により利益を受ける都道府県にその事業に要した費用の三分の一以内を負担させることができる。

2 国は、都道府県が行う保安施設事業に対し、その要した費用の三分の二以内を補助することができる。

(保安林への転換)

第四十七條 保安施設地区であつて第四十二條の規定による指定の有効期間の満了の時に森林であるものは、既に保安林となつてゐるものを除き、その時に、第二十五條の規定により保安林として指定され、これについて第三十三條の規定による告示及び通知があつたものとみなす。

(適用除外)

第四十八條 国又は都道府県が保安施設地区において行ふ第四十五條第一項の行為については、第四十四條において準用する第三十四條の規定(その保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十四條の規定)は、適用しない。

第四章 土地の使用

(立入調査等)

第四十九條 森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は收益をする者は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができ、

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採する場合に、あらかじめその土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採しようとする者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、その土地の占有者又は立木竹の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

6 森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は收益をする者は、森林に重大な損害を與えるおそれのある害虫、獸類、菌類又はバラスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があ

るときは、都道府県知事の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができ、この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

(使用権設定に関する認可)

第五十條 森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者は、その搬出又は設備のため他人の土地を使用することが必要且つ適当であつて他の土地をもつて代ふことが著しく困難であるときは、その土地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地の所有者(所有者以外に権原に基きその土地を使用する者がある場合には、その者及び所有者)に対し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができ、

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その土地の所有者及びその土地に關し所有権以外の権利を有する者(以下「関係人」という。)の意見を聞かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地の所有者及び関係人に通知するとともにその土地の所在する市町村の事務所に掲示しなければならない。

4 第一項の認可を受けた者は、同項の搬出又は設備に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができ、

る。この場合には、前條第三項から第五項までの規定を準用する。

(裁定の申請)

第五十一條 前條第一項の規定による協議がととのわぬとき、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、省令で定める手続に従い、その使用権の設定に關し都道府県知事の裁定を申請することができ、但し、同項の認可があつた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

(意見書の提出)

第五十二條 都道府県知事は、前條の申請があつたときは、省令で定める手続に従い、その旨を公示するとともにその申請に係る土地の所有者及び関係人に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を與えなければならない。

2 都道府県知事は、前項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)
第五十三條 使用権を設定すべき旨の裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 設定すべき使用権の内容及び在続期間
三 使用の時期
四 補償金の額並びにその支拂の時期及び方法

2 都道府県知事は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について、申請の範囲内で、且つ、第五十條第一項の搬出又は設備のため

必要な限度で裁定をしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、省令で定める手続に従い、その旨をその裁定の申請者及び前條第一項の通知を受けた者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

(使用権の取得)
第五十四條 前條第一項の裁定があつたときは、その裁定において定められた使用の時期に、裁定を申請した者は、その土地の使用権を取得し、その土地に關するその他の権利は、その使用権の内容及び抵触する限度においてその行使を制限される。

(収用の請求)
第五十五條 使用権が設定された場合において、その土地の使用が三年以上にわたるとき、又はその使用権の行使によつて土地の形質が変更されるときは、土地の所有者は、その土地につき使用権を有する者に対し、その土地の収用に關する協議を求めることができ、

この場合において、土地の一部が収用されることによつて残地を従来用いていた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地の所有者は、その全部の収用に關する協議を求めることができ、

2 前項の場合には、第五十一條本文及び第五十二條の規定を準用する。この場合において、第五十一條中「同項の認可を受けた者」とあるのは、「第五十五條第一項の協

議を求めた者」と読み替へるものとする。

3 前項において準用する第五十一條の裁定においては、その収用の可否を定め、収用すべき旨の裁定においては更に左に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 補償金の額並びにその支拂の時期及び方法

4 前項の裁定については、第五十三條第二項及び第三項の規定を準用する。

(収用の効果)
第五十六條 前條第三項の収用すべき旨の裁定があつたときは、その裁定において定められた収用の時期に、収用する者は、その土地の所有権を取得し、その他の権利は、消滅する。

(協議がととのつた場合)
第五十七條 第五十條第一項又は第五十五條第一項の規定による協議がととのつた場合において、その当事者が、省令で定めるところにより、それぞれその協議において定められた第五十三條第一項各号の事項又は第五十五條第三項各号の事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を設定すべき旨の裁定又は収用すべき旨の裁定があつたものとみなす。

(損失補償)
第五十八條 土地の使用又は収用に よつてその土地の所有者及び関係人が受ける損失は、土地を使用

し、又は収用する者が補償しな
ればならない。

2 土地の一部を使用し、又は収用
することによつて、残地の価格が
減じ、その他残地に関して損失が
生ずるときは、その損失を補償し
なければならぬ。

3 土地の一部を使用し、又は収用
することによつて、残地に通路、
みぞ、かきその他の工作物の新
築、改築、増築若しくは修繕又は
盛土若しくは切土をする必要が生
ずるときは、これに要する費用を
補償しなければならぬ。

4 前二項に規定する補償の外、土
地を使用し、又は収用することに
よつてその土地の所有者又は関係
人が通常受ける損失は、補償しな
ければならぬ。

5 土地の所有者又は関係人が、第
五十五條第三項の規定による都道府
県知事の通知があつた後に土地の
形質を変更し、工作物の新築、改
築、増築若しくは大修繕をし、又
は物件を附加増置したときは、こ
れについての損失は、補償しなく
てもよい。但し、あらかじめ都道
府県知事の承認を受けてこれらの
行為をしたときは、この限りでな
い。

(使用の廃止による損失の補償)
第五十九條 第五十五條第三項の規定
による都道府県知事の通知があつ
た後にその土地を同條第一項の目
的のため使用することを廃止した
者は、これによつてその土地の所
有者又は関係人が損失を受けたと
きは、これを補償しなければなら
ない。

2 土地の所有者又は関係人は、前
項の規定による損失の補償につい
て土地の使用を廃止した者と協議
がととのわす、又は協議すること
ができないときは、都道府県知事
に裁定の申請をすることができ
る。この場合には、第五十二條並
びに第五十三條第一項第四号及び
第三項の規定を準用する。

3 前項において準用する第五十三
條第三項の公示があつたときは、
裁定の定めるところにより当事者
間に協議がととのつたものとみな
す。

(訴訟)

第六十條 この章の規定による都道
府県知事の裁定において定められ
た損失の補償に関する事項につい
て不服がある者は、裁定の通知を
受けた日から六十日以内に、訴を
提起することができる。この場合
には、第五十條第一項の認可を受
けた者、土地の所有者又は関係人
を被告としなければならぬ。

(供託)

第六十一條 土地を使用し、又は収
用する者は、左の各号の一に該当
する場合には、補償金を供託する
ことができる。

一 補償金を受ける者がその受領
を拒んだとき。

二 土地を使用し、又は収用する
者が過失がなく補償金を受ける
者を確知することができないと
き。

三 土地を使用し、又は収用する
者が補償金拂渡の差押又は仮差
押を受けたとき。

(協議又は裁定の失効)
第六十二條 土地を使用し、又は収
用する者が補償金の支拂の時期ま
でにその支拂(供託を含む)をし
ないときは、その協議又は裁定
は、その時以後その効力を失う。
但し、関係人が損害賠償の請求を
することを妨げない。

(原状回復の義務)
第六十三條 使用者は、土地の使用
を終つたとき、又は前條の規定に
より協議若しくは裁定が失効した
ときは、土地を原状に回復し、又
は原状に回復しないことによつて
生ずる損失を補償して、これを返
還しなければならぬ。

(土地収用法の準用)
第六十四條 土地収用法(明治三十
三年法律第二十九号)第六十四條
から第六十七條まで(危険負担の
移転等)の規定は、この章の規定
による使用又は収用に係る土地に
準用する。この場合において、同
法第六十六條第一項但書(「第五
十條」とあるのは「森林法(昭和
二十六年法律第一号)第五十五條
第一項後段」と読み替へるものと
する。

(水の使用権の使用)
第六十五條 この章の土地の使用及
び収用に関する規定は、水の使用
に関する権利の上に使用権を設定
する場合に準用する。

(水流における工作物の使用等)
第六十六條 森林から水流によつて
木材若しくは竹材を搬出し、又は
搬出する設備をする者は、その搬
出又は搬出設備のため水流におけ
る他人の工作物を使用し、移動

し、改造し、又は除却することが
必要且つ適當であつて他の方法を
もつて代へることが著しく困難で
あるときは、その工作物の所在地
を管轄する都道府県知事の認可を
受けて、その工作物の所有者(所
有者以外に権原に基きその工作物
を使用する者があるときは、その
者及び所有者)に対し、その工作
物の使用、移動、改造又は除却に
関する協議を求めることができ
る。この場合には、土地の使用及
び収用に関するこの章の規定を準
用する。

(流送木材のための立入)

第六十七條 森林から水流によつて
木材又は竹材を搬出する者は、水
流に木材又は竹材を流すため必要
があるときは、沿岸の土地に立ち
入ることができ、この場合には、
これによつて生じた損失を補
償しなければならぬ。

第五章 森林審議会

(設置及び所掌事務)
第六十八條 農林省に中央森林審議
会を、都道府県に都道府県森林審
議会を置く。

2 中央森林審議会又は都道府県森
林審議会は、森林に関する重要事
項について、それぞれ農林大臣又
は都道府県知事の諮問に依つて答
申する。

3 中央森林審議会及び都道府県森
林審議会は、森林に関する重要事
項について、関係行政庁に建議す
ることができる。

(組織)
第六十九條 中央森林審議会は、委
員をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者をもつて
充てる。

一 学識経験を有する者 十七人
二 農林省その他の関係行政機関
の職員 十人

3 委員は、内閣総理大臣の承認を
得て農林大臣が任命する。

4 第二項第一号の委員の任期は、
二年とし、補欠委員の任期は、前
任者の任期期間とする。但し、再
任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。
第七十條 都道府県森林審議会は、
委員をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者をもつて
充てる。

一 学識経験を有する者 十人
二 都道府県その他の関係行政機
関の職員 五人

3 委員は、都道府県知事が任命す
る。

4 第二項第一号の委員の任期は、
二年とし、補欠委員の任期は、前
任者の任期期間とする。但し、再
任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。

(会長)
第七十一條 中央森林審議会及び都
道府県森林審議会の会長は、それ
ぞれ第六十九條第二項第一号の委
員又は前條第二項第一号の委員が
互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会
を代表する。
3 会長に事故があるときは、第一
項の委員が互選した者がその職務
を代行する。
(専門委員)
第七十二條 農林大臣は、専門の事

項を調査させるため必要があると認めるときは、中央森林審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第七十三條 この法律に定めるものの外、中央森林審議会及び都道府県森林審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 森林組合及び森林組合連合会

第一節 總則

(組合の目的)

第七十四條 森林組合及び森林組合連合会は、森林所有者の協同組織により森林施業の合理化と森林生産力の増進とを図り、あわせて森林所有者の経済的社会的地位の向上を期することを目的とする。

2 森林組合及び森林組合連合会は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、營利を目的としてその事業を行つてはならない。

(組合の名称)

第七十五條 森林組合及び森林組合連合会(以下この節において「組合」とと總稱する)は、その名称中に森林組合又は森林組合連合会という文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に森林組合又は森林組合連合会という文字を用いてはならない。

(組合の人格及び住所)

第七十六條 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律との關係)

第七十七條 森林組合の組合員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四條第一号の小規模の事業者とみなす。但し、法人(第七十九條第二項第二号の事業を行う組合を除く)たる組合員であつて常時使用する従業員の数が百人(商業又はサービス業を主たる事業とするものについては二十人)をこえ、又はその経営する森林の面積が三千町歩をこえるものは、この限りでない。

(登記)

第七十八條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

第二節 森林組合

第一款 事業

(事業の種類)

第七十九條 森林組合(以下「組合」といふ)は、左の各号のいずれかに掲げる事業を行うものとする。

一 組合員のための森林経営案の作成その他の森林の経営に關する指導、組合員の委託を受けて行う森林の施業若しくは経営又は組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受及びこれらに附帶する事業

二 森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く)及びこれに附帶する事業

2 前項第一号に掲げる事業を行う組合(以下「施設組合」といふ)は、同号に掲げる事業の外、左に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の行う林業に必要な資金の貸付

二 組合員の行う林業に必要な物資の供給

三 組合員の生産する林産物の運搬、加工、保管又は販売

四 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成に關する施設

五 組合員の行う林業に必要な林道の設置その他共同利用に關する施設

六 防火線の設置、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に關する施設

七 組合員の福利厚生に關する施設

八 林業に關する組合員の技術の向上及び組合事業に關する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に關する施設

九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十 前各号の事業に附帶する事業

3 組合員に出資をさせる組合でなければ、組合員の信託を受けて森林の経営を行い、又は第一項第二号に掲げる事業を行うことができない。

4 組合は、組合員以外の者が林道を利用することを拒んではならない。

5 組合は、前項の場合において利用料の納付その他の條件を附することを妨げない。但し、施設組合

は、第八十五條第一項の規定による分担金を負担させた者に対しては、組合員に附した條件をこえる條件を附してはならない。

6 第二項第一号に掲げる事業を行う組合は、定款で定める金融機關に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機關の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

7 施設組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者に林道以外の施設を利用させることができる。但し、一事業年度において組合員以外の者が利用することができ、その事業の分置の額は、その事業年度において組合員が利用するその事業の分置の額をこえてはならない。

(倉庫証券の発行)

第八十條 前條第二項第三号に掲げる保管事業を行う施設組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉庫証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた施設組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉庫証券を交付しなければならぬ。

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百二十七條第二項(預証券に關する規定の適用)及び第六百二十八條(倉庫証券による寄託物買入の場合の一部出庫)の規定は、第一項の倉庫証券に準用する。

4 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)第八條から第十條まで(行政官庁の監督)及び第十二條(職權委任)の規定は、第一項の場合に準用する。

第八十一條 前條第一項の許可を受けた施設組合の作成する倉庫証券には、その施設組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

2 施設組合でない者の作成する倉庫証券には、森林組合倉庫証券という文字を記載してはならない。

第八十二條 施設組合が倉庫証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として更新することができる。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限り、第八十三條 商法第六百十六條から第六百十九條まで(寄託者、証券所持人の倉庫業者に対する權利)等及び第六百二十四條から第六百二十六條まで(供託又は競売の權利等)の規定は、施設組合が倉庫証券を発行した場合に準用する。

(団体協約の効力)

第八十四條 第七十九條第二項第九号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 前項の団体協約は、直接に組合員に對してその効力を生ずる。

3 組合員の締結する契約であつてその内容が第一項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その規程によつて契約したものとみなす。

(分担金)

第八十五條 施設組合は、林道を開設し、拡張し、又は復旧したときは、都道府県知事の認可を受け、その事業の実施によつて特に利益を受ける者(その組合の組合員を除く)にその事業に要した費用の一部を負担させることができる。

2 施設組合は、前項の認可を受けようとするときは、申請書にその事業に関する事業計画書、経費明細書及び受益者別分担金額を記載した書面を添え、その林道の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ同項の受益者の意見を聞かなければならない。

第二款 組合員

(組合員たる資格)

第八十六條 施設組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 森林所有者

二 前号に掲げる者の外、組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当とするもの

2 第七十九條第一項第二号に掲げる事業を行う組合(以下「生産組合」という)の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内に住所を有する個人

二 組合の地区内にある森林又は

その森林についての権利を組合に現物出資する個人

3 第一項第一号の規定の適用については、組合に森林を信託したところによつて森林所有者でなくなつた者は、その組合との関係においては、同号の森林所有者とみなす。

(生産組合の事業と組合員との関係)

第八十七條 生産組合の組合員の三分の二以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。

2 生産組合の行う事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員でなければならない。

(出資)

第八十八條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 前項の規定により組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 生産組合の繰出資口数の過半数は、その組合の行う事業に常時従事する組合員によつて保有されなければならない。

6 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第八十九條 出資組合の組合員は、

組合の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第九十條 組合員は、各々一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。但し、第八十六條第一項第二号の規定による組合員(以下「准組合員」という)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 各組合員は、前項但書の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四條第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

3 組合員は、定款で定めるところにより、第百十三條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費)

第九十一條 施設組合は、定款で定

めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支拂について、相殺をもつて施設組合に対抗することができない。

(過剰金)

第九十二條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し過剰金を課することができない。

(雇用契約)

第九十三條 施設組合は、定款で定めるところにより、一年をこえない期間を限り、組合員がその組合の施設の一部をもつて利用すべき旨の契約を組合員と締結することができない。

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、施設組合は、その締結を拒んだことを理由としてその組合員がその組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入の自由)

第九十四條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第九十五條 組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という)に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につきその組合の承認を得た時(組合が加入金を徴収することを定めた場合には、その支拂を了した時)に組合員となる。

2 出資組合に加入しようとする者は、

は、定款で定めるところにより加入につきその組合の承認を得て、引受出資口数に應ずる金額の拂込を了した時(その組合が加入金を徴収することを定めた場合には、その支拂を了した時)又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

第九十六條 死亡した組合員の相続人であつて組合員たる資格を有するものが組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前條の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員となつたものとみなす。この場合には、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(脱退の自由)

第九十七條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができない。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができない。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第九十八條 組合員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができ、この場合において、組合は、その総会の日の前七日前まで

に、その組合員に對しその旨を通知し、その者又は代理人が總會において弁明する機会を與えなければならぬ。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の拂込、経費の支拂その他の組合に對する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該當する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することができない。

(脱退者の持分の拂戻)

第九十九條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終におけるその出資組合の財産によつて定める。

(時効)

第一百條 前條の規定による請求權は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(拂戻の停止)

第一百一條 出資組合は、脱退した組合員がその出資組合に對する債務を完済するまでは、その持分の拂戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第一百二條 出資組合の組合員は、定款で定めるところにより、總會の議決を経てその出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第九十九條及び第一百條の規定を準用する。

第三款 管理

(定款に記載すべき事項)

第一百三條 組合の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 但し、非出資組合であつて第七十九條第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び組合員の委託を受けて行ふ森林の施業又は經營に關する事業(以下「委託事業」という。)のいずれをも行わないものの定款には第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を、その他の非出資組合の定款には第六号に掲げる事項を、生産組合の定款には第七号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に關する規定

六 出資一口の金額及びその拂戻の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

七 経費の分担に關する規定

八 剰余金の処分及び損失金の処理に關する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 役員、定款、職務の分担及び選挙に關する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

2 組合の定款には、前項に掲げる事項の外、組合の存立時期を定め

たときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに對して與える出資口数を記載しなければならない。

3 農林大臣は、模範定款例を定めることができる。

(規約で定めうる事項)

第一百四條 左に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 總會又は總代会に關する規定

二 業務の執行及び會計に關する規定

三 役員に關する規定

四 組合員に關する規定

五 その他必要な事項

(役員、定款及び選挙)

第一百五條 組合に役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、施設組合にあつては五人以上、生産組合にあつては三人以上とし、監事の定数は、施設組合にあつては二人以上、生産組合にあつては一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、總會において選挙する。但し、設立當時の役員は、創立總會において選挙する。

4 役員は、無記名投票によつて行ふ。

5 投票は、組合員(准組合員を除く。以下この條において同じ。)一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法に

よる選挙の結果投票の多数を得た者を當選人とする。

7 組合の理事は、施設組合にあつてはその定数の少くとも五分の三、生産組合にあつてはその全員が、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。但し、設立當時の理事は、施設組合にあつてはその定数の少くとも五分の三、生産組合にあつてはその全員が、組合員たる個人又は組合員なる役員でなければならない。

(役員、定款及び選挙)

第一百六條 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立當時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會(合併による設立の場合は設立委員)において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第一百十七條の改選の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少くとも一人が就任するまでなおその職務を行ふ。

(役員、定款及び選挙)

第一百七條 監事は、理事(仮理事を含む。以下同じ。)又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(就業關係にある者の役員への就業禁止)

第一百八條 組合の行う事業と実質的に競争關係にある事業(その組合の組合員の営む林業及びその組合が直接又は間接にその構成員とな

つてゐる連合会の行う事業を除く。)を営む者(その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者)は、その組合の理事又は監事になることができない。

(理事の自己契約等の禁止)

第一百九條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(總會の招集)

第一百十條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

第二百一十條 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時總會を招集することができる。

2 組合員(准組合員を除く。)が總組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時總會を招集しなければならない。

第二百十二條 理事の職務を行ふ者がいないとき、又は前條第二項の請求があつた場合において理事が正當な理由がないのに總會招集の手続をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。

(總會招集の手続)

第二百十三條 總會招集の通知は、その總會の日の十日前までに、その會議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第百十四條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第百十五條 理事は、定款、規約及び組合の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について左に掲げる事項を記載しなければならぬ。但し、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなくてよい。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日
三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
四 拂込済出資額及びその拂込の年月日

五 准組合員である者については、その旨

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第百十六條 理事は、通常総会の日の一週間前までに、非出資組合であつて第七十九條第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び委託事業のいづれをも行わないもの

にあつては事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めるなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(役員改選の請求)

第百十七條 組合員(准組合員を除く)は、総組合員(准組合員を除く)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員改選を請求することができる。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならぬ。但し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に附さなければならぬ。この場合には、第百十一條第二項及び第百十二條の規定を準用する。

5 第三項の規定による書面の提出

があつたときは、理事は、総会の日(七日前までにその請求に係る役員にその書面又はその字を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならぬ)。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員に対する民法の準用)

第百十八條 理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項(法人の損害賠償)、第五十二條第二項(理事の業務執行)及び第五十三條から第五十六條まで(理事の代表権等)の規定を、監事については、同法第五十九條(監事の職務)の規定を準用する。

(総会の議決事項)

第百十九條 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
四 経費の賦課及び徴収の方法
五 貸付金の利率の最高限度
六 毎事業年度内における借入金

の最高限度
2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可については、第百三十九條第二項、第百四十條及び第百四十一條の規定を準用する。

(総会の議事)

第百二十條 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができる。

4 総会の議決については特別の利害関係を有する者は、総会の議決に加わることができない。

5 前二項の規定によつて議決に加わることができない者の議決権の数は、第一項の出席者の議決権の数に算入しない。

(特別議決事項)

第百二十一條 左に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 解散又は合併
三 組合員の除名

(総会に対する民法及び商法の準用)

第百二十二條 総会については、民法第六十四條(総会の決議事項)並びに商法第二百四十四條(総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(決議取消の訴等)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあるのは「森林法第百十三條」と、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「森林法第百二十一條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第百二十三條 組合員(准組合員を除く。以下この條において同じ)の総数が百人を超える施設組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、組合員でなければならない。

3 総代会の定数は、組合員の総数の四分の一以上でなければならない。但し、組合員の総数が二百人をこえる施設組合にあつては、五十人以上であればよい。

4 総代会には、第百五條第三項から第六項までの規定を準用する。

5 総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、役員若しくは総代を選挙し、第百四十六條第一項の設立委員を選任し、又は第百二十二條の事項について議決することができない。

6 施設組合は、第一項の規定により総代会を設けた場合において、第百十條の規定に基き通常総会を招集しなければならない。

(出資一口の金額の減少)

第百二十四條 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第百二十五條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならぬ。

3 出資組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（株式会社の資本の減少の無効の訴）の規定を準用する。

（準備金及び繰越金）
第百二十六條 組合（非出資組合であつて第七十九條第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び委託事業のいずれをも行わないものを除く）は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失の補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 組合は、第七十九條第一項第一号に掲げる指導事業及び同條第二項第八号に掲げる事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の配当）
第百二十七條 組合は、損失を補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 施設組合の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分又は拂込済出資額に応じてしなければならない。この場合において、拂込済出資額に応じてする配当の率は、年五分をこえてはならない。

3 生産組合の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において拂込済出資額の割合に応じてし、なお剰余金があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

第百二十八條 出資組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることができる。

（財務基準）
第百二十九條 前三條に定めるものの外、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができようように、その財務を適正に処理するために従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び資金の貸付に関する基準は、政令で定める。

（組合の持分取得の禁止）
第百三十條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（信託法の特例）
第百三十一條 組合員の信託を受けて森林の経営を行う施設組合（以下「信託組合」という。）に森林を信託した組合員は、受益者となり信託の利益の全部を享受する。

2 信託組合は、他の者と共同して組合員から信託の引受をすることはできない。

3 信託組合は、委託者たる組合員に資金を貸し付ける場合において必要があるときは、信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十二條（委託者の権利取得の制限）の規定にかかわらず、その組合員の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第百三十二條 信託組合については、信託法第二十二條第一項但書（委託者の権利取得の特例）、第二十三條（管理方法の変更）、第四十六條（委託者の解任）及び第五十八條（信託の解除）に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第百三十三條 信託組合への信託は、信託法第五十六條（信託の終了）に規定する事由の外、左に掲げる事由によつて終了する。

一 信託法第四十四條（委託者の資格喪失）又は第四十六條の規定による委託者としての任務の終了

二 信託法第四十七條の規定による解任

三 組合の解散（合併による解散を除く。）

第百三十四條 信託組合への信託には、信託法第七條（受益者の利益享受）、第二十六條（委託者の管理委任）、第四十一條から第四十三條まで（裁判所の監督、委託者の任務終了及び受託者の解任の制限）、第四十五條（受託者の管理経緯）、第四十八條（裁判所の管理人選任等の処分）、第四十九條（新受託者の選任）及び第六十六條から第七十三條まで（公益信託）の規定は、適用しない。

（発起人）
第百三十五條 組合を設立するには、施設組合にあつては十人以上、生産組合にあつては五人以上の森林所有者たる個人が発起人となることを必要とする。

（設立準備会）
第百三十六條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目録見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公示して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の決定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員（準備組合員を除く）たる資格を有する者であつてその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決額の三分の二以上で決する。

2 定款作成委員は、施設組合にあつては十人以上、生産組合にあつては五人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した者のうち施設組合にあつては第八十六條第一項第一号に掲げる者の、生産組合にあつては同條第二項各号に掲げる者の過半数の同意をもつて決する。

（創立総会）
第百三十八條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の決定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員（準備組合員を除く）たる資格を有する者であつてその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決額の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第九十條、第二百二十條第四項及び第五項並びに商法第二百四十四條（総会の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（決議取消

の訴等)の規定を適用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは、「森林法第二百一十一條」と読み替へるものとする。

(設立の認可の申請)

第三百三十九條 発起人は、創立總會の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第四百十條 行政庁は、前條第一項の認可の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

第四百一十一條 第三百三十九條第一項の認可の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受領した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政庁が第三百三十九條第二項の規定により報告書提出の要求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間

は、これを第一項の期間に算入しない。

4 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決の確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を適用する。

(理事への事務引渡)

第四百十二條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後これをすることを妨げない。

(成立の時期)

第四百十三條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第五款 解散及び清算

(解散の事由)

第四百十四條 組合は、左に掲げる事由によつて解散する。

- 一 總會の決議
- 二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 第五百八十二條第一項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第三百三十九條第二項、第四百十條及び第四百一十一條の規定を適用する。

4 第一項に掲げる事由による外、施設組合は、組合員(准組合員を除く)が十人未満になつたことにより、生産組合は、組合員が五人未満になつたことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併の手續)

第四百十五條 組合が合併しようとするときは、各組合の總會において合併を議決しなければならない。

2 合併をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第三百三十九條第二項、第四百十條及び第四百一十一條の規定を適用する。

4 出資組合の合併には、第二百二十四條及び第二百二十五條の規定を適用する。

第四百十六條 合併によつて組合を設立するには、各組合の總會において組合員(准組合員を除く)たる個人又は組合員(准組合員を除く)たる法人の業務を執行する役員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任には、第二百二十一條の規定を適用する。

3 第一項の規定による役員のうち理事の選任には、第五百五條第七項本文の規定を適用する。

(合併の時期)

第四百十七條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所所在地において、第六百六十五條の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第四百十八條 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行ふ事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務及びその組合が信託組合である場合には、その組合の信託に關する権利義務を含む)を承継する。

(清算人)

第四百十九條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五百十條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五百十一條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第五百十二條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の適用)

第五百十三條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(準用規定)、第三百三十五條ノ二(準用規定)、第三百三十七條(意見の聴取等)、第三百三十六條(管轄裁判所)、第三百三十七條(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百三十八條(清算人不適格者)の規定を適用する。この場合において、民法第七十五條中「前條とあるのは、」森林法第二百一十一條と読み替へるものとする。

第三節 森林組合連合会(事業の種類)

第五百十四條 森林組合連合会(以下「連合会」という。)は、左に掲げ

違ふを承知することゝはな
ない。

（役員）
第五百五十六條 連合会の理事の定数

ものの外、第八十八條から第二百條までの規定を準用する。この場

委託事業」とあるのは「第百五十四
条第一項第二号から第七号までに

四十四條第四項中「施設組合は、組合員（准組合員を除く。）が十人

組合又は連合会は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事

第百六十三條 第百六十條第二項の事項中に変更を生じたときは、主

においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以

第二百二十四條第二項の規定による
公告及び催告をしたこと並びに異

による組合又は連合会の解散の登記は、第三項に規定する場合を除

いて、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 組合又は連合会の解散を命ずる裁判が確定した場合には、非訟事件手続法第三百三十五條及び第九十三條第三項（裁判による会社の解散の登記）の規定を準用する。

第百七十三條 第百六十五條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する組合又は連合会の理事の申請によつてする。

2 前項の場合には、第百六十九條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）

第百七十四條 第百六十六條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第百六十六條第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてし、その申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第百七十五條 組合又は連合会の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第百五十二條（第百五十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（登記の期間の計算）

第百七十六條 登記すべき事項であつて行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を計算する。但し、第百四十一條第二項及び第五項（第百五十九條第四項において準用する場合を含む。）の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を計算する。

（登記事項の公告）

第百七十七條 登記した事項は、登記所において、遅滞なくこれを公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第百七十八條 組合又は連合会の登記には、非訟事件手続法第四百二十二條から第四百五十一條ノ六まで及び第四百五十四條から第四百五十七條まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

第五節 監督

（業務又は財産状況の報告の徴収）

第百七十九條 行政庁は、組合若しくは連合会から、その組合若しくは連合会が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守つていかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合若しくは連合会に対し、その組合員若しくは役員、役員、使用人、事業の分置その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合若しくは連合会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることが出来る。

（業務又は会計状況の検査）

第百八十條 組合員又は役員が、総組合員又は総会員の十分の一以上の同意を得て、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することが出来る。

（法令等の違反に対する措置）

第百八十一條 行政庁は、第百七十九條の規定による報告を徴した場合又は前條の規定による検査を行つた場合において、その組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、その組合又は連合会に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

（裁判所による解散命令）

第百八十二條 組合若しくは連合会がこの法律の規定若しくは他の法律の特別の規定に基いて行つたことのできる事業以外の事業を行つたとき若しくは前條の規定による命令に従わなかつたとき、又は生産組合につき第百八十七條若しくは第百八十八條第五項の規定の違反があつたときは、裁判所は、行政庁の申立により、その組合又は連合会の解散を命ずることが出来る。

2 前項の規定による事件は、その

組合又は連合会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第二項の場合における手続については、最高裁判所の定めるところによる。

（議決、選挙及び当選の取消）

第百八十三條 組合員（准組合員を除く。）又は役員（准役員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）又は総役員（准役員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由とし、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内にその議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことが出来る。

2 前項の規定は、創立総会の場合に準用する。

（専用契約の取消）

第百八十四條 行政庁は、第九十三條第一項（第百五十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の内容が公益に反すると認めるときは、その契約を取り消すことが出来る。

（所管行政庁）

第百八十五條 この章中「行政庁」とあるのは、第百四十八條（第百五十九條第五項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、都道府県の区域又はその区域をこえる区域を地区とする組合又は連合会については農林大臣、その他の組合又は連合会については都道府県知事とする。

2 この章に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することが出来る。

第七章 雑則

（共有林の分割請求の制限）

第百八十六條 森林の共有者は、民法第二百五十六條第一項（共有物の分割請求）の規定にかかわらず、その共有に係る森林の分割を請求することができない。但し、各共有者の持分の価額に従いその過半数をもつて分割の請求をすることを妨げない。

（林業技術普及員及び林業経営指導員）

第百八十七條 都道府県に林業技術普及員及び林業経営指導員を置き、その都道府県の吏員をもつて充てる。

2 都道府県知事は森林区ごとに、これを担当する林業経営指導員を定めなければならない。

3 林業技術普及員は、林業技術に関する試験研究の成果の普及に関する事務に、林業経営指導員は、森林区実施計画の作成及びその実施の監督に関する事務に従事する。

第百八十八條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者又は権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者からその施業の状況に関する報告を徴することが出来る。

2 農林大臣又は都道府県知事は、

この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、測量若しくは実地調査をさせ、標識を建設させ、又は測量、実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 前項の規定により他人の森林に立ち入つて測量、実地調査、標識建設又は立木竹の伐採をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国又は都道府県は、第二項の規定による当該職員の処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(掲示)

第百八十九條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による通知又は命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、その通知又は命令に係る森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場における通知又は命令の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報又は都道府県の公報に掲載しなければならぬ。

この場合においては、その掲示を始めた日又は官報若しくは都道府県の公報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した

日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(特別区等に対する適用)

第百九十條 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の市にあつては区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。

(訴訟)

第百九十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は認可の申請に対する許可、裁定その他の行政庁の処分(第四章の規定による都道府県知事の裁定のうち損失の補償に関する部分を除く。)に不服がある者は、訴訟を提起することができる。

2 農林大臣は、第四章の規定による都道府県知事の認可又は裁定に関する訴訟の裁決をする場合には、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならない。保安林又は保安施設地区の指定又は解除に関する訴訟であつてその不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものの裁決をする場合もまた同様とする。

(都道府県の費用負担)

第百九十二條 左の各号に掲げる費用は、都道府県の負担とする。
一 森林区画設計書の作成及び実施に要する費用
二 森林区画設計書の作成及び実施に要する費用
三 都道府県森林審議会に要する費用

四 保安林に關し都道府県知事が行う事務に要する費用

(国庫の補助)

第百九十三條 国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び森林区画設計に定める林道の開設又は拡張につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に對し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

第百九十四條 国は、林業に関する試験研究をする者に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その試験研究に要する費用の一部を補助する。

第百九十五條 国は、都道府県に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、林業技術普及員及び林業経営指導員の設置のため必要な費用の二分の一以内を補助する。

第百九十六條 国は、都道府県に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第百九十三條の規定により都道府県が負担する費用の二分の一以内を補助する。

第八章 罰則
第百九十七條 森林においてその産物(人工を加えたものを含む。)を窃取した者は、森林窃盗とし、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百九十八條 森林窃盗が保安林の区域内において犯したものであるときは、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第百九十九條 森林窃盗の贓物原料として木材、木炭その他の物品を製造した場合には、その物品は、森林窃盗の贓物とみなす。

第二百條 民法第百九十六條(占有者の費用償還請求権)の規定は、森林窃盗の贓物の回復には適用しない。但し、善意の取得者についてはこの限りでない。

第二百一條 森林窃盗の贓物を收受した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
2 森林窃盗の贓物の運搬、寄蔵、故買又は牙保をした者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二百二條 他人の森林に放火した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 自己の森林に放火した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。
3 前項の場合において、他人の森林に延焼したときは、六月以上十年以下の懲役に処する。

4 前二項の場合において、その森林が保安林であるときは、一年以上の有期懲役に処する。
第二百三條 火を失して他人の森林を焼燬した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 火を失して自己の森林を焼燬し、これによつて公共の危険を生じさせた者も前項と同様とする。
第二百四條 第百九十七條、第百九十八條及び第二百二條の未遂罪は、これを罰する。
第二百五條 第二十一條第一項又は

第二百二條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

この場合において、その火入をした森林が保安林であるときは、三万円以下の罰金に処する。
2 第二十一條第一項又は第二百二條の規定に違反し、これによつて他人の森林を焼燬した者は、三万円以下の罰金に処する。この場合において、その森林が保安林であるときは、五万円以下の罰金に処する。

第二百六條 第十六條第一項の規定に違反し、制限林の立木を伐採した者は、三万円以下の罰金に処する。
第二百七條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第三十一條の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
二 第三十四條第一項の規定に違反し、立竹を伐採し、家畜を放牧し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

第二百八條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第二項の規定に違反し、普通林の立木を伐採した者
二 第三十九條(第四十四條において準用する場合を含む。)の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者

第二百九條 第十五條の規定に違反

し、届出書を提出しないで立木を伐採した者は、五千円以下の罰金に処する。

第二百十條 組合又は連合会の役員が、どのような名義をもつてするのであつても、組合若しくは連合会の事業の範囲外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合若しくは連合会の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正條がある場合には、適用しない。

第二百十一條 第八十條第四項（第五十九條第一項）において準用する場合を含む。以下この條において同じ。において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第七十九條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第七十九條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、千円以下の罰金に処する。

第二百十二條 第九十七條若しくは第九十八條の罪（これらの未遂罪を含む）又は第二百一條若しくは第二百十條第一項の罪を犯した者には、情状により懲役刑及び罰金刑を併科することができる。

第二百十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百五條から第二百九條まで及び第二百十一條の違反行為をしたときは、

行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務又は財産に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第二百十四條 左の場合には、組合又は連合会の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて組合又は連合会が行ふことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第七十九條第四項、第五項但書若しくは第七項但書又は第五十四條第二項、第三項但書若しくは第五項但書の規定に違反したとき。

三 第九十三條第二項（第五十九條第二項）において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

四 第九十四條（第五十九條第二項）において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

五 第九十七條（第五十九條第三項）において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

六 第九十條、第九十一條第二項又は第九十二條（以上の各規定を第五十九條第三項において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

七 第九十五條又は第九十六條（以上の各規定を第五十九條第三項において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

八 第九十七條第五項（第五十九條第三項）において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

九 第二百二十四條若しくは第二百二十五條第二項（以上の各規定を第五十九條第三項において準用する場合を含む。の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第二百四十五條第四項（第五十九條第五項）において準用する場合を含む。において準用する第二百二十四條若しくは第二百二十五條第二項の規定に違反して出資組合の合併をしたとき。

十 第二百二十六條又は第二百二十七條（以上の各規定を第五十九條第三項において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

十一 第二百三十條（第五十九條第三項）において準用する場合を含む。の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十二 第二百四十四條第五項（第五十九條第五項）において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

十三 第二百五十條又は第二百五十二條（以上の各規定を第五十九條第五項において準用する場合を含む。の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十四 第五百一十一條（第五百十九條第五項）において準用する場合を含む。の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十五 第五百十三條（第五百十九條第五項）において準用する場合を含む。以下この條において同じ。において準用する民法第七十九條第一項（債權申出の公告と催告）又は同法第八十一條第一項（清算中の破産）に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第五百十三條において準用する民法第七十九條の規定に違反して同項の期間内に債權者に弁済したとき。

十七 第五百十三條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十八 この法律の規定による登記を怠つたとき。

第二百十五條 第七十五條第二項又は第八十一條第二項（第五十九條第一項）において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

附則 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 森林法（明治四十年法律第四十三号）は、廃止する。

（審査報告書は都合により附録に掲載）

森林法施行法案 右の本院提出案をここに送付する。昭和二十六年五月二十一日 衆議院議長 林 義治 参議院議長 佐藤 尚武 殿

森林法施行法案 第一條 森林法（明治四十年法律第四十三号）（以下「旧法」という。）第九條又は第六十九條ノ三の規定により編成された施業案及び同法第十條第一項の規定により都道府県知事がした指定であつて森林法（昭和二十六年法律第 号）（以下「新法」という。）の施行の際現に効力を有するものについては、新法附則第二項の規定にかかわらず、旧法第九條から第十一條ノ二まで、第十三條ノ三、第六十九條ノ三、第六十九條ノ四、第九十四條ノ二、第九十三條及び第九十三條ノ二の規定は、その施業案又はその指定に係る森林の所在する森林区について第三條第三項の規定により定められた森林区実施計画の期間が開始するまでは、なおその効力を有する。

2 旧法の規定による森林組合（以下「旧組合」という。）が解散し、又は第七條第一項の規定により新法の規定による森林組合（以下「新組合」という。）となつた場合において、前項の森林区実施計画の期間がまだ開始していないときは、旧法第六十九條ノ三の規定によりその旧組合が編成した施業案であつて新法の施行の際効力を有していたものは、その旧組合が解散し、又は新組合となつた時以後においては、各組合員ごとに旧法第九條の規定により編成された施業案とみなす。

(伐採についての経過規定)

第二條 新法の施行後六十日間、新法第十五條中「伐採の日の六十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

2 森林所有者その他権利に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、その森林の所在する森林区について第三條第三項の規定により定められた森林区実施計画の期間の開始前に、新法第十六條第一項の規定により伐採の許可を必要とする立木を伐採しようとするときは、省令で定める手続に従い、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定により伐採の届出をした立木をその届出に従つて伐採する場合に、新法第十六條第一項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定に違反し、届出をしないで同項の立木を伐採した者は、五千円以下の罰金に処する。

(森林計画の特例)

第三條 新法の施行後、新法第四條第一項の規定により各基本計画画について最初に定める森林基本計画の期間は、同項の規定にかかわらず、農林大臣が各森林基本計画ごとに定める日から昭和二十七年三月三十一日までとする。

2 前項の森林基本計画には、伐採方法その他森林の立木の伐採に関する事項以外の事項は、定めることを要しない。

3 都道府県知事は、新法第四條第六項の規定により第一項の森林基本計画を指示されたときは、新法第七條の規定による森林区実施計画

画を定めることなく、その基本計画区内の民有林について新法第八條の規定により森林区実施計画を定めなければならない。この場合において、同條第一項中「森林区実施計画に基き、毎年十月三十一日までに翌年の四月一日以降一年間の」とあるのは「指示された森林基本計画に基き、その指示の日から三十日以内のその森林基本計画の期間を期間とする」と、同條第三項中「三十日以内」とあるのは「十五日以内」と、同條第四項中「十二月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月三十一日」と読み替えるものとする。

4 前項の森林区実施計画には、新法第八條第五項第三号及び第四号に掲げる事項その他森林の立木の伐採に關し必要な事項以外の事項は、定めることを要しない。

第四條 昭和二十七年四月一日を始期とする森林基本計画については、新法第四條第一項の規定中「五年」とあるのは「昭和二十七年四月一日以降一年から五年までの間において農林大臣が基本計画画ごとに定める期間」と読み替えるものとする。

2 前項の森林基本計画に基いて定める森林区実施計画については、新法第七條第一項中「翌年四月一日以降五年間の」とあるのは「その森林基本計画の期間を期間とする」と読み替えるものとする。

(旧法による保安林に関する制限等の効力)
第五條 旧法第二十七條(旧法第三

十六條において準用する場合を含む。)の規定による保安林についての使用収益の制限若しくは禁止又は施業若しくは保護の方法の指定であつて新法の施行の際現に効力を有するものは、新法附則第二項の規定にかかわらず、昭和二十七年三月三十一日までは、なおその効力を有する。

2 前項の制限若しくは禁止又は指定に關しては、旧法第二十八條から第三十條まで、第三十三條、第三十四條(これらの規定を旧法第三十六條において準用する場合を含む。)及び第九十八條の規定は、新法附則第二項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

(旧組合及び旧連合会)
第六條 旧組合及び旧法の規定による森林組合連合会(以下「旧連合会」といふ。)であつて新法の施行の際現に存するものについては、新法附則第二項の規定にかかわらず、旧法第五章の規定は、なおその効力を有する。

2 旧組合及び旧連合会には、新法第七十五條第二項の規定は、適用しない。

3 旧組合又は旧連合会であつて新法の施行の日から旧組合にあつては九箇月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く。)は、それぞれその時に解散する。

(新組合又は新連合会への組織変更)
第七條 旧組合又は旧連合会は、前條第三項の期間内に定款を変更して、旧組合にあつては新組合と、

旧連合会にあつては新法の規定による森林組合連合会(以下「新連合会」といふ。)となることのできる。

2 前項の旧組合の定款の変更は、森林組合令(昭和十五年勅令第五百五十九号)の規定にかかわらず、総組合員の三分の二以上、且つ、総組合員のうち組織変更後の新組合の組合員(准組合員を除く。)となる資格を有するものの半数以上が出席した總會において、総決裁権数の三分の二以上で出席した組合員の二分の一以上、且つ、出席した組合員のうち組織変更後の新組合の組合員(准組合員を除く。)となる資格を有するものの三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(組織変更の場合の制限)
第八條 旧組合又は旧連合会が組織変更により新組合又は新連合会となる場合には、地区を変更し、又は出資一日の金額を減少することができない。

2 旧組合又は旧連合会であつて組合員又は組合員に出資をさせているものは、組織変更により非出資の新組合又は新連合会となることのできない。

(組織変更の認可)
第九條 旧組合又は旧連合会が第七條の規定により定款変更の議決をしたときは、遅滞なく、新定款を旧組合にあつては都道府県知事に、旧連合会にあつては農林大臣に提出して組織変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の認可の申請については、

新法第四百十條及び第四百十一條の規定を準用する。

(組織変更の登記)
第十條 旧組合又は旧連合会は、組織変更の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において組織変更の登記をしなければならない。

2 前項の登記には、新法第六十條第二項の事項を掲げなければならない。

3 旧組合又は旧連合会は、第一項の登記をすることによつて新組合又は新連合会となる。

4 第一項の登記については、新法第六十條第三項、第六十九條第一項及び第二項並びに第七十條の規定を準用する。

5 第一項の登記の申請には、その旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その旧組合又は旧連合会の登記簿の謄本を添附しなければならない。

6 旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地で第一項の登記をしたときは、登記官は、職権で、その旧組合又は旧連合会の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

7 旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

8 前項の通知があつた場合には、第六項の規定を準用する。

9 第六項（前項において準用する場合を含む。）の手續をしたときは、登記官吏は、その旧組合又は旧連合会の従たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

10 前項の通知があつた場合には、第六項の規定を準用する。

（脱退）

第十一條 旧組合が第七條第一項の規定により新組合となつた場合には、その旧組合の組合員のうち新組合の組合員たる資格を有しないものは、旧組合が新組合となつた時にその旧組合を脱退したものとみなす。

2 前項の場合において、新組合の組合員となつた者が、新組合の組合員となつた日から二週間以内、その新組合に對し脱退する旨を通知したときは、新法第九十七條第一項の規定にかかわらず、その組合員は、その通知をした時にその新組合を脱退する。

（新組合と旧連合会との關係）

第十二條 旧連合会の會員たる旧組合が第七條第一項の規定により新組合となつた時に、その旧連合会が新連合会への組織変更をしていないときは、旧法第七十四條第二項の規定にかかわらず、その新組合は、引き続きその旧連合会の會員たる地位を失わない。

2 前項の新組合は、新組合となつ

た日から二週間以内に同項の旧連合会に對し脱退する旨を通知したときは、森林組合令第六十九條の規定にかかわらず、その時にその旧連合会を脱退する。

（旧組合と新連合会との關係）

第十三條 旧連合会が第七條第一項の規定により新連合会となつた時に、その旧連合会の會員たる旧組合が新組合への組織変更をしていないときは、新法第五百五十五條第二号の規定にかかわらず、その旧組合は、その時にその新連合会の准會員となる。

2 前項の規定により新連合会の准會員となつた旧組合は、旧連合会が新連合会となつた日から二週間以内、その新連合会に對し脱退する旨を通知したときは、新法第五百五十九條第二項において準用する第九十七條第一項の規定にかかわらず、その時にその新連合会を脱退する。

（組織変更後の組合員又は會員の責任）

第十四條 旧組合又は旧連合会が第七條第一項の規定により新組合又は新連合会となる際旧組合の組合員又は旧連合会の會員の持分の上に存した責任は、その組合員又は會員が新組合の組合員又は新連合会の會員となつたときは、その者の有すべき新法第九十九條第一項（新法第五百五十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による補償請求権、新法第二百二十七條（新法第五百五十九條第三項において準用する場合を含む。）の配當

請求権及び新組合又は新連合会が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとする。

2 旧組合が第七條第一項の規定により新組合となつた場合において、その旧組合が追補責任の組合であつたときは、その旧組合の組合員であつて新組合の組合員となつたものは、組織変更前に生じた旧組合の債務については、新法第八十八條第四項の規定にかかわらず、旧法第七十條ノ三第一項の規定による責任を免がれることができない。

3 前項の責任は、旧組合が新組合となつた日から二年以内に請求又は請求の予告がなかつた債權については、その期間を経過した時に消滅する。

（事業範囲の特例）

第十五條 旧組合又は旧連合会が第七條第一項の規定により新組合又は新連合会となつた際、従前旧組合又は旧連合会として行つていた事業の範囲を縮小したときは、その縮小した事業の義務を処理するために必要な行為は、新法の規定にかかわらず、行ふことができる。

（印紙税法の一部改正）

第十六條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「若ハ漁業協同組合を」と、漁業協同組合若ハ森林組合に改める。

（登録税法の一部改正）

第十七條 登録税法（明治二十九年

法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「林業会、」を「森林組合、森林組合連合会に、」林業会法、」を森林法、」に改める。

（事業者団体の法の一部改正）

第十八條 事業者団体の法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「中 小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）」の次に「リ 森林法（昭和二十六年法律第

号）」を加え、同項第二号中「ロ 森林法（明治四十年法律第四十三号）」を「ロ 旧森林法（明治四十年法律第四十三号）」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十九條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「又は水産業協同組合を」と、水産業協同組合、森林組合又は森林組合連合会に改める。

（造林臨時措置法の一部改正）

第二十條 造林臨時措置法（昭和二十六年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項の表中「地方森林会」を「中央森林審議会」に改め、同條第二項中「地方森林会」を「中央森林審議会」に改める。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第二十二條 土地調整委員会設置法

十五年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「森林法（明治四十年法律第四十三号）第九條又は第六十九條ノ三の規定による施業案（以下單に「施業案」という。）」を「森林法（昭和二十六年法律第

号）第八條の規定による森林区実施計画に、「当該施業案」を、当該森林区実施計画に改める。

第二十二條（見出しを含む。）中「施業案」を「森林区実施計画」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

第二十一條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第五十号を次のように改める。

五十 森林法（昭和二十六年法律第 号）に基き森林基本計画を定めて都道府県知事は指示すること。

第四條第五十二号を次のように改める。

五十二 削除

第四條第五十六号中「編入」を「指定」に改める。

森林法（明治四十年法律第四十三号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五條中「森林法（明治四十年法律第四十三号）」を「森林法（昭和二十六年法律第一号）」に改める。

（森林漁業資金融通法の一部改正）
第二十三條 森林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

二の二 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 年四分五厘

第三條第二項に次の但書を加える。

但し、森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金を貸し付ける場合の貸金の限度は、貸付に係る森林の立木で都道府県知事が定める利用伐期齢以上の年齢に属するもののうち、適正伐期齢に達しないものの評価額とする。

第三條第三項中「貸付金の償還は、割賦償還の下に（前條第二号の二の規定による貸付金については定期一時償還）を加える。

（旧法に基く処分等の経過規定）
第二十四條 新法の施行前に既に生じた旧法第二十八條（旧法第三十六條）において準用する場合を含むに規定する損害の補償及び新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、新法附則第二項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

2 旧法の規定（第五章の規定を除く）又はこれに基く命令の規定によつてした処分、議決、申請、請求、手続その他の行為は、新法又

第二條中第二号の次に次の一号を加える。

二の二 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金

第三條第一項の表中造林に必要な資金の部の次に次のように加える。

はこれに基く命令にこれに相当する規定がある場合には、これらの規定によつてしたものとみなす。

附則
この法律は、新法の施行の日から施行する。

（羽生三七君登壇、拍手）

○羽生三七君 只今議題となりました森林法案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

内容の報告に先立つて、一応我が国森林経済の概要に就いてみたいのであります。まず、すでに周知のことと、我が国の森林は、敗戦の結果、戦前に比べて、面積で六割、蓄積で七割弱に減少したものであります。総蓄積六十億石のうち、既開発林二十四億石、開発可能の未開発林三十二億石、合計五十六億石が利用可能であり、その正常年伐量は一億数千万石と云われているのであります。これに対し、当面の用材需要は年間所要量を昭和二十五年年度伐採見込数量で見ますと、二億数千万石に達するのであります。既に開発林に比較して約二五〇%、全利用可能林に比較して約一二〇%の過伐

となつており、而もこれは年々の傾向であるのであります。この過伐の傾向が続けば、仮に跡地造林が完全に行われても、蓄積及び生長量の減少、伐期齢の低下、林相の悪化を来たすのであります。現況においては植伐関係が著しく均衡を破つていたのであります。特に戦時中及び戦後の濫伐と再造林の不振は、百四十万町歩に及ぶ要造林地、二十九万町歩に及ぶ荒廃林地の発生を見ていることによつても明瞭であります。このような濫伐並びに造林不振による森林荒廃の結果、近年数次に亘る風水害により甚大な被害を蒙つてゐるのであります。このまま放置しておけば、木材その他の林産物の給源が枯渇して国民経済の維持発展に大きな支障を與えるとともに、治山治水その他国土の保全を阻害し、ために国民経済の基礎を危くする誘因となつて、誠に憂慮すべき事態の到来が予想せられるのであります。ここににおきまして、森林法案を積極的に改善し、以て森林の保護増進と森林生産力の発展を図ることが喫緊の要求となつて参つたのであります。

次に、現行法中、最も重要なものと云うべき営林の監督及び森林組合に関する規定について、その骨子の大要を申し上げます。森林所有者を組合員とする森林組合に施業案を編成せしめ、或いは一団地五十町歩以上の森林所有者が希望する場合に単独に施業案を編成せしめて、地方長官の認可を受けしめ、地方長官は民有林の経営がその認可した施業案に基いて行われるよう監督するといふのであります。民有林全般にいわたる施業案監督主義を採用したものであります。而して施業案

に反する施業が行われた場合には、行政は伐採停止命令或いは造林の代執行をなすことができ、森林所有者はこの伐採停止命令に違反した場合にのみ罰則の適用を受けるのであります。併し生活維持のため止むを得ないときは、この命令又は代執行をなし得ないことになつております。戦時中及び戦後の混乱期に際して、需給のバランス、再造林を阻止する種々の要因の存在等を勘案すれば、施業案を理解し得る林業技術者の不足及び監督機構の劣弱等と相俟つて、過伐に対する停止命令或いは造林の代執行を行ひ得なかつたことも止むを得ないと思はれるのであります。又現行の森林組合は、施業案に基いて組合員の行う施業を調整することが法制上主たる事業となつておるのであります。人的結合の組合たる協同組合でなく、森林を基礎とする土地組合でありますから、強制加入又は必要あるときは強制設立であり、表決権も不平等であります。更に出資組合は協同組合と同様な経済事業を併せ行ひ得るのであります。この点は立法当時も鋭く論議されたのであります。終戦後、経済民主化の行われて

いる今日、当然、森林組合は経済事業を排して純粹の土地組合に改組するか、或いは土地組合的性格を排して協同組合に改組するかといふいずれかの措置をとる必要があるものであります。森林法案が提案されるに至つた事情は以上のごとくであります。

以下本法案の大綱を申し上げます。第一は、すでに述べました施業案監督主義を廢して、奨励の意味を多分に含めましたところの施業指定主義とも云うべき方法に改めた点であります。

即ちその一は、全国の森林を四百三に区分して基本計画とし、これを更に区分して二千七十一の森林区を設け、行政は基本計画、森林区施業計画及び森林区実施計画よりなる森林計画を作成し、森林所有者はこれに基いて施業することを旨としなければならないものとす。その二は、民有林を、五反歩以内の自家用採新炭、採草等の用に供する自家用林、うるし等の特用樹種を主林とする特用林、保安林その他法令により伐採を制限されている制限林及びこれらのいずれにも属さない普通林の四種類に区分し、制限林及び適正伐期齢以下の普通林の伐採については、当該森林区の生長量に等しい材積を限度として伐採の許可制をとり、適正伐期齢以上の普通林の伐採については届出のみを要することとする。なお、前者については、木材の需給上特に必要あるときは二割以内の増伐を認め、許可の優先順位は法律の規定によることとする。その三は、保安林以外の森林で人工植栽をすべきものについては個所及び面積のほかに樹種を指定する。その四、二の伐採についての違反者には罰則を適用する。以上の四点が骨子であります。三の造林についての違反には造林臨時措置法による要造林地の指定又は行政執行法による代執行をなし得ることとなつてゐるのであります。

おうとするとき、農林大臣が指定するものであります。

第三は土地の使用及び収用であります。これは現行法とおおむね同様のものであります。

第四は森林審議会の新設であります。従来は都道府県に地方森林会があり、保安林の編入解除及び土地の使用収用に関する裁決についてのみ権限を有していたのであります。本法案では中央森林審議会及び都道府県森林審議会をそれぞれ設置し、広く森林に関する重要事項について農林大臣又は都道府県知事の諮問に及び、或いは建議することができるようであります。

第五は森林組合及び森林組合連合会に関する規定であります。森林組合は従来の土地組合の性格を排し、協同組合の原理に基いておるものであります。施設組合及び生産組合からなるものであります。組合の事業の範囲は主として直接林業に関する面に限られております。又、組合の管理、設立、解散その他の規定は一般の協同組合とおおむね同様であり、森林組合連合会に関する規定も一般の協同組合連合会とおおむね同様であります。

第六は雑則及び罰則であります。雑則においては、林業技術普及員及び林業経営指導員の設置、訴願、都道府県の費用負担、国庫補助等の規定の新設が主な改正点であります。

以上が本法案の大要であります。農林委員会におきましては、五月二十二日以来前後七回に亘り、又別に建設、通商産業両委員会との連合委員会を開き、提案者並びに政府当局との間に慎重な審議を重ねたのであります。主なる審議事項は、一、木材需給の

不均衡に対する方策、二、伐採の許可、届出制の簡易化又は便法、一、坑木対策、一、適正伐期齢の問題、一、伐採許可限度の拡大、一、間伐の協同作業補助奨励、一、砂防法と保安施設地区との関係調節、一、森林審議会の構成とその意見の尊重、一、森林組合の事業の範囲、一、森林組合の育成等でありまして、特に石炭増産に関連する坑木対策については活発に議論せられ、政府から善処するとの答弁がありました。

たが、これら審議の詳細は速記録によつて御了承をお願いしたのであります。かくして昨二十九日討論に入り、小林、片桐、平沼、三浦、鈴木各委員より、一、総合自立経済の観点から、特に需給のバランスを考慮すること、一、林業の特殊性に鑑みて助長保護政策を確立すること等の希望を附して賛成せられ、次いで採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に森林法施行法案について申し上げます。本法案は只今御報告いたしました森林法案の施行に伴う経過規定及び関係法律改正の規定でありまして、第一は、森林区実施計画の期間開始前は、旧法による施業案は効力を有し、伐採許可制度発効前に行う伐採はすべて届出を要する。その二は、旧組合及び旧連合会は定款変更の手続によつてそれぞれ新組合及び新連合会に組織変更し得る。その三は、伐採制限に必要な低利長期の生活維持資金を農林漁業資金融通特別会計から融資するため、農林漁業資金融通法を改正するの三点が主なる点であります。

本法案は森林法案と密接不離の関係にありまして、最初から並行して審議を続けたのであります。その詳細は速記録に譲りたいと存じます。かくて本法案は森林法案と一括して討論採決に附しました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤栄作) 両案に対し討論の通告がございまして、発言を許します。兼岩傳一君。

「兼岩傳一君登壇、拍手」

○兼岩傳一君 私は日本共産党を代表して本案に反対いたしますものであります。

最近我が国の山林の荒廃は、一方におきましては治山治水の大破壊、大水害となつて現われ、他方におきましては森林資源の非常な枯渇となつて現われて来ております。この問題を如何にして解決するか。これに答えるためには、先ず我々は山林の荒廃のよつて来たところの根本的な原因を明確に把握しなければならぬのであります。第一の原因は、申すまでもなく十数年に亘る日本帝国主義の中国及びアジア諸国に対する侵略戦争のために行なつたところの濫伐でございまして、そうして、この濫伐によりまして利益を貪つた者は、統制会社の役員、特権官僚、大山林地主、悪質な業者であつたのであります。これに反し、その犠牲になつた者は、入会権を蹂躪され、徴用され、低賃金によつて強制的に働き使われ、低賃金によつて農村民であつたことも又明瞭であります。第二の原因は、アメリカ空軍の驚くべき都市爆撃、原子爆弾によつて焦土化した市街地の再建のために、未曾有の建築用

材を必要とした、このための濫伐であります。加うるに、最近朝鮮戦争による特需の発注に基き、ものが更に増加したこと。以上一言にして言へば、日本の山林荒廃の根本原因は戦争にあつたことは全く明確な事実であります。これを前提としていたしまして本法案を検討いたしますよう。

この法律案は三つの特徴を持つておる。

第一に、この法律案は、我々の常に主張しておるところの山林育成の根本的な対策であるところの、半封建的な大地主から山林を解放して、村民、山林労働者、開拓農民などの民主的な経営に進んで行くという根本政策を講じないで、再び官僚統制に立ち返り、大山林所有者の保護育成を意図しておることが明瞭であります。即ち本法第二章に規定いたしております森林基本計画は、同法第五章の官僚と大山林地主の構成いたしますところの森林審議会というものによつて決定される。この森林基本計画は、造林義務の強制と伐採事業の制限によりまして、中小山林所有者には不利益となり、そこで森林地の奥地移行という止むを得ざる措置と相待ちまして、大山林所有者、ブルジョア、特需などの大資本家の支配に帰着して行くことは明瞭であります。これと反対に、平和的な需要の制限が加えられる関係上、住宅建築用材、薪炭材の価格を漸次高騰させて行くということも又明瞭であります。

第二に、本法案によつて結成されるところの森林組合及び連合会は如何なる性質を持つておるか。政府の説明によりますと、民主的なものだそうでありまして、併し事實は全く反対でありまして、旧来の山林地主の支配する半封建的な生産関係を何ら変革することなく、そのまま結成されておるといふ点において、誠に反動的なものであります。この結果は、山林大地主、大資本家の独占的な支配を許すことになり、農山村民或いは山林労働者を古い奴隸的な状態から一歩も解放しないのみか、一層劣悪な状態に追い込むものであります。

第三に、最もこの法律案の決定的な点は、本法案がいわゆる日米経済協力の名においてアメリカの大軍需拡張へ隷属するところ、吉田内閣、自由党の根本的な売国政策の一環を成しておるということでありまして、即ち本法案は、平和のために森林を育成するのでなく、軍需物資に役立てるための針葉樹、この針葉樹は世界的に見まして帝國主義陣営の支配圏には非常に少く、アジア全体を見廻しても、台湾を除いては日本よりほかにはない。この針葉樹を日本の再軍備のために育成しようとする論点でおるといふ点であります。その最も有力な証拠は、自由主義経済を一枚看板としてやつておられる自由党が、この最も大切な自由主義経済の一枚看板をあえて外して官僚統制に逆行せざるを得なかつた真の根拠、これはこの日米経済協力の名においてするところの真の主人公への「よく聞いておけよ」と呼ぶ者あり力関係に屈服されたという、ここに真の根拠があるのであります。(さうだ)その通り」と呼ぶ者あり)

以上の討論によりまして、自由党と吉田内閣の歩む道は、日本の森林の荒廃を解決して治山治水を完備し、日本を平和的に建設することではなくて、一

時的には森林を更に復興するかのこ
き形態を示しますけれども、それは更
に大なる森林の荒廃に導くであらうと
いうことを予言いたしまして、反対討
論を終るものであります。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) これにて討論の
通告者の発言は終了いたしました。討
論は終局したものと認めます。
これより両案の採決をいたします。
両案全部を問題に供します。両案に賛
成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○議長(佐藤寅次郎) 過半数と認めま
す。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤寅次郎) この際、日程に
追加して、国土緑化推進に関する決議
案(平沼彌太郎君外十二名発議)(委員
会審査有略要求事件)を議題とするこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認
めます。本決議案につきましては平沼
彌太郎君外十二名より委員会審査有略
の要求書が提出されております。決議
者要求の通り委員会審査を省略し、直
ちに本決議案の審議に入ることに御異
議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認
めます。よつてこれより決議者に対し
趣旨説明の発言を許します。平沼彌太
郎君。

国土緑化推進に関する決議案
右の議案を決議する。
昭和二十六年五月二十五日
決議者
平沼彌太郎 加賀 操
三橋八次郎 門田 定蔵

滝井治三郎 三好 始
三浦 辰雄 小林 孝平
白波瀬米吉 西山 龜七
池田宇右衛門 片柳 眞吉
羽生 三七
参議院議長佐藤寅次郎

国土緑化推進に関する決議

国土の荒廃は今やまさに言語に絶するものがある。多年にわたる山林の過伐濫伐の結果、風水害は相次いで起り、これがため山林、田畑、電力、交通機関等々が国産文化のあらゆる部門は危殆に瀕し、その被害額は毎年実に一千億円を突破している。このままにして放置するならば荒廃は更に荒廃を生み、その禍害は加速度的に増大して国土の前途はまことに憂心に堪えないものがある。このときあたり、先には国を挙げての国土緑化運動の強力展開あり、今亦森林法の根本改正その他森林関係法案の通過成立をみる。国土の荒廃に對し森林関係法規の整備充実はまことに時宜を得たものといふべく、この機を逸せず、国土緑化推進の必要をいよいよ深く痛感する。参議院は院議をもつて速やかなる全国土の緑化推進を期し、ここに政府の決意を促さんとするものである。政府は速やかにこれが具体的の方策を講じ次期国会に報告されたい。

右決議する。
〔平沼彌太郎君發議、拍手〕
○平沼彌太郎君 只今森林法の画期的改正案が共産党を除きまして全会一致を以て可決されましたことは誠に慶賀に堪えません。(嬉しいことじやない

よ)と呼ぶ者あり、笑ひ。森林政策の一大転換期に際し、国民の代表たる我々議員は、率先して森林の復興に盡瘁し、以て国民にその範を示す覚悟が必要と存じます。又政府においても民有林所有者を指導助成して森林法の目的を達成すべきであります。本決議案を提出したためにもここにあります。

先づ決議案を朗讀いたします。

国土の荒廃は今やまさに言語に絶するものがある。多年に亘る山林の過伐濫伐の結果、風水害は相次いで起り、これがため山林、田畑、電力、交通機関等々が国の産業文化のあらゆる部門は危殆に瀕し、その被害額は毎年実に一千億円を突破している。このままにして放置するならば荒廃は更に荒廃を生み、その禍害は加速度的に増大して国土の前途はまことに憂心に堪えないものがある。このときあたり、先には国を挙げての国土緑化運動の強力展開あり、今亦森林法の根本改正その他森林関係法案の通過成立をみる。国土の荒廃に對し森林関係法規の整備充実はまことに時宜を得たものといふべく、この機を逸せず、国土緑化推進の必要をいよいよ深く痛感する。参議院は院議をもつて速やかなる全国土の緑化推進を期し、ここに政府の決意を促さんとするものである。政府は速やかにこれが具体的の方策を講じ次期国会に報告されたい。

右決議する。
この国土緑化推進に関する決議案の目的を達成するために欠くことのできない以下四項目に亘る諸政策をここに披瀝して、政府の決意を促さんとするものであります。その一つは、未立木地即ち荒山の解消であります。現在我が国の未立木地中、速かに造林を必要とする面積は実に百五十万町歩に及んでおります。が、今後なお木材需要の増大により、伐採跡地はますます増加の傾向にあります。政府はこれら未立木地を解消せしめるために、造林臨時措置法並びに森林法の活用と、その他諸施策の強力なる推進を図るべきであります。

その二は、森林の整備と利用度の向上であります。幼齡林、壯齡林の保護、間伐撫育の励行並びに適切な技術の投入等により、先づ生長量の増大即ち森林蓄積の増加を図ることが最も必要であります。これによる木材新炭の不足を補正するには、奥地未利用林の開発のため奥地林道の強力なる開設が最も重要と思ひます。又開墾予定地及び開墾放棄地にして何人が見ても開墾不適地と認めるものは、速かに森林に還元して国土の高度利用を図るべきであります。

その三は、木材新炭の利用合理化並びに消費節約であります。木材新炭の需要量は毎年実に二億数千万石に達し、今後ますます増加の傾向にあります。然るに生長量は一億六千万石に過ぎません。この膨大な需要と供給力とのアンバランスを調整するには、利用の合理化と消費の節約を必要とします。例えば製材技術の改善、木材耐久力の延長、代用品の使用、燃焼施設の改善等によつて節約し得る余地は随所に発見することができま

す。政府はこれに施策に万全を期すべきであります。ただ消費規制により重要産業を萎縮せしめないよう十分考慮すべきであります。

その四は国土緑化のための助長政策の強化であります。林業は長期に亘る事業であり、而もその利益率は極めて低いのであります。然るにこの特質を無視して愛林思想を滅殺するようないろいろの施策が行われておるため、山林緑化を阻んでおる面が多いのであります。又近時盛んに緑化を叫ばれておりますが、ただ単に精神運動のみではその実効は期しがたいのであります。よつて以下四項目に亘る民有林助長政策を強力に実行して緑化の実質的推進を図るべきであります。

その一つは森林金融の増強についてであります。今同農林漁業資金融通法により、造林、林道、伐採等の融資が決定したことは喜ばしいことであり、併しこの融資額は所期の目的を達成することができません。特に長期低金利を要する造林、撫育、林道等の資金は積極的にその増強を図るべきであります。

その二は林業税制の改正についてであります。現在の林業税制は森林の特質性を無視している点が多く、その結果、森林経営上負担過重となり、或いは不合理な税制となつて、森林緑化を阻んでいる面が多いのであります。政府は速かに林業の本質に適合するよう合理的税制の改正を図るべきであります。

その三は林業予算の増強についてであります。林業関係の予算が編成に當つて毎年不当な査定を受けておつたこ

とが、国土を荒廃せしめた大きな原因となつておると思ひます。而して今後これを繰返すようでは、只今決議された森林法も全く意味のないものとなるのであります。政府は森林の公共性に鑑み、造林、林道、治山、治水等の事業費に對しては思い切つた助長の措置を講ずべきであります。

四は森林組合の育成助長であります。只今決議された森林法を完全に実施するには、林業の末端機構たる森林組合の整備強化が要不可欠となつたのであります。政府はこの際、森林組合強化のため、あらゆる施策を傾注すべきであります。

以上、本決議案提出の理由とこれが強力な裏付けとしての対策について所見の一端を述べた次第であります。政府はこれが具体的方策を講じて次期国会に報告すると同時に、着々これを実現せしむるよう要望いたします。何とぞ議員各位にはこの国土緑化推進に関する決議案を全会一致を以て可決せられるよう熱望して止みません。以上。(拍手)

○議長(佐藤栄作) 本決議案に對し討論の通告がござります。発言を許します。江田三郎君。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君 只今提案になりました国土緑化の重要なことは今更私が附加せる必要はないことでありまして、この国土の緑化の推進のために政府が具体案を作成し、次の国会にこれを報告するといふ決議案の趣旨には、我々社会党といふまでもなく、もとより賛成でございますが、ただその具体案を作りまします内容につきまして、只今提案者からは概々の項目が挙げられており

ますけれども、なお、若干を附加したいと思ふのであります。

今回、森林法その他の森林関係の法案が成立いたしました。これは要するに国土緑化の推進点ができただけであつて、問題はこの成立させた法律に従ひまして如何にこれを実施するかといふ点であります。(一)根本対策ができていないじやないか。(二)根本対策に伐採の制限と造林の強化でございます。而もこの伐採制限と造林の強化、その他、林道の開設その他の施設につきまして、これは個人の意思によるのでなく、或いは地方自治体の意思によるのでなく、国が施策案を作つて行われるのであります。(三)官公庁統制と呼ぶべきであります。ここに個人の意思といふものが大きく束縛されるのであります。そういうような国の施策案につきましては、政府のほうでは例によりまして五カ年計画といふようなものを立てられると思ふのであります。問題は、従来のように、ただ五カ年計画を立ててみたり或いは治山計画を立ててみたりといふだけでは何にもならぬのであります。それを実施するた

めの一番大きな問題は、先ず第一に個人の森林所有者に對する資金の供給であります。今日の農山漁村が如何に疲弊しておるかといふことは私が申し上げるまでもないことでありまして、又日本は森林所有者の八〇％が零細な所有関係であることからいたしまして、これに國の施策案によりまして伐採を制限し或いは造林を強制するといふことになると、よほど強固な資金の裏付けをなさなければ、とてもできるものではなく、何遍計画を立てましたところ

で結局はペーパー・プランに終るものが落ちではないかと思ふのであります。今度の問題につきまして、提案の森林法の趣旨に従ひますと、森林漁業資金融通特別会計から伐採調整資金として個人に三十万円を限度として融資することになつております。私はこの個人の融資の額が三十万円では不足であるといふことを考へるのであります。更にその金が不足でないといふは、更に一定の枠があるわけでありまして、而もその一定の枠はその他の方面にそれ／＼用途がきまつておるわけでありまして、そこで、新たにきまつた伐採調整資金を融通するということになつて、当然、森林漁業資金融通特別会計を殖やして行かなければならぬのであります。これを依然として六十億の枠に縛つて置きましたのでは何ら金の出道はないといふことになつて思ふのであります。金が出るはずであるけれども、どこからも出る金はないといふことになるのであります。その点を政府においてどういふような対策を講ずるかといふことが第一の問題点であります。併し仮に伐採調整資金を融通いたしましたところで、個人の力には限度があるわけでありまして、やは大きな造林、或いは治山、或いは国土の緑化といふものは、国が国自身の力によつて事業を行うといふことが行われなければならぬと思ふのであります。特に今日の日本の森林の荒廃が戦争に大きな原因があつたといふことは、それだけでなしに、その原因が素

迎にありまして、森林が今日荒廃しておるというところは多くの面に國民全体が被害を受けておるわけでありまして、例えばこの治山がなくては治水といふことは確立しない。治山がなくては災害の防止といふこともできない。或いは又治水政策が確立していなければ電源の開発もできないわけでありまして、勿論我々は電源の開発をやかましく問題にしておりますけれども、日本のこの建設されたところのダムの平均壽命が僅かに十五年である。それは何に原因するかと言へば、ダムを建設した際のその土流の森林が非常に荒廃しておつて、その土砂の崩壊があり或いは土砂の流出があるといふことが大きな原因になつておるわけでありまして、このダムを本當に役立たして行くためには、これを効率的に使用するためには、どうしてその土流の山を治めなければならぬはずであります。さういふ電力の開発の点からいたしまして、或いは洪水の防止の点からいたしまして、或いは農業関係の利水にいたしまして、或いは農業関係のものがこの治山といふことに結び付くのであります。さういふ点からいたしまして、この国土緑化といふ大きな仕事といふものは当然國が相當の經費を負担して行かなければならぬと思ふのであります。更に一方におきましても、この伐採を制限するといふことになると、そこに消費と供給との不均衡が出て来るわけでありまして、これを解決するためには當然奥地林の開発が問題になるわけでありまして、この奥地林の開発のための林道の問題のことは、到底個人の力でできるものではないのであります。奥地林が今日まで未開発に殖されておるということ

は、個人が引かぬ商業ベースでやつたのでは引合はれないから、かような状態に残されておるのであります。これについては當然國が林道開発について積極的な國費の支弁をしなければならぬと思ふのであります。然るにかような点から今日までの公共事業費の支出を見ますと、林野庁の昭和二十六年度二百二十億の予算要求に對しまして、僅かに七十九億が認められておるだけなのであります。さういたしますと、この林野庁が立てるところの国土の緑化政策或いは治山政策といふものは、個人の森林所有者に資金がないといふことだけでなしに、國が十分の經費を出さぬといふことからも、すでにペーパー・プランになり終りつゝあるのであります。さういふ点を政府が如何にやつて行くかといふことが大きな問題であると思ふのであります。更に、如何に奥地林を開発いたしましたもその量は制限があるわけでありまして、なお、山は僅かに一年や二年では生長しないので、そこに伐採を制限したといふことがありまします。当然消費の規正を行なつて行かなければならぬはずであります。消費の規正につきましては、木材の利用合理化の研究が行われておりますけれども、これはただ單にこの利用合理化の研究の結果に待つて啓蒙運動をやるといふことでは解決の付かない問題でありまして、そこに何らかの法的な措置が消費規正について行われなければ、いつまでたつたところで、かような法律は生命のない、片端から崩されて行くところの法律になり終るのではないかと私は心配するのであります。その点から消費の規正について政府が如何なる対策を持つかと

いうことが重要な問題になつて来ると思ふのであります。

次に我々が心配いたしますものは、さういふような森林の緑化或いは治山の問題につきまして、今固成立いたしましたところの森林法によりまして、森林審議会が設けられまして、ここに寄つて案を集められた計画が立てられることになつております。併しなから、この森林審議会というものと片方にあるとこの国土総合開発審議会との関係は一体どうなるのか。ややもいたしますと、山の問題が一つの官庁のセクションリズムからいたしまして山だけの立場で考えられておつたといふのが今日の通弊でありまして、これは山だけでなしに、農業は農業だけを、建設事業に建設事業だけを、山は山だけを考へておつたといふところに、今日まで日本のあらゆる面の施策が強力に行われなかつたといふ点があると思ふのであります。この点は、森林審議会を一方に作りまして、片方に国土の総合開発をいたしますところの総合開発審議会との関係をどう調整して行くか。そこに我々は、森林の問題は、只今先程申しましたように、或いは電力に關係し、或いは利水に關係し、或いは洪水の防衛に關係するのでございまして、当然大きく国土総合開発の観点から山の問題が考へられなければならないと思ふのであります。この点を一政府がどうするかといふことも問題であると思ふのであります。更に、提案者の説明にもございまして、この森林組合の育成の問題、もとよりここに問題になりますところの治山を進めて行きますために、国土の緑化を進めて行きますために、

には、国は要するに呼び水を引くのでありまして、その主体になるのは森林所有者であり、その森林所有者によつて結成されるこの森林組合を如何にして育成して行くかといふことは誠に困難な問題であります。今日、農業協同組合に至る所まで成績の著らない誠に悲しむべき現象を呈呈しておりますけれども、恐らく森林組合は農業協同組合以上の困難に直面するのではないかと思ふのであります。その点に政府が如何なる対策を持つかといふことが問題になつて来ると思ふのであります。

更に、最後にもう一点附け加えますならば、この山の労働者に対してどういふような対策を持つか。今日まで国有林の労働者に対しては或る程度の厚生施設等も行われておりましたけれども、私有林の、民有林の労働者に対しては何らの手が打たれていない。このことに思いをいたされなければ、ただ単に一部の諸君が指摘するがごとく、この国土緑化なり治山といふものがたゞ少数の山持ちのための政策であるといふような指摘を受けることになると思ふのであります。(その通り)と申す者あり

さうな議論につきまして政府の具休案の樹立に当りましては十分に取入れられることを條件といたしまして、只今の提案に賛成いたしますのでございす。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤寅次郎) 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。

○議長(佐藤寅次郎) 日程第七、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事小杉繁安君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月二十五日
衆議院議長 林 謹治
参議院議長 佐藤武敏

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 身体障害者福祉司(第九條)第十二條」を「第三章 保護の機関(第九條)第十二條」に、「第三章 更生施設施設の設置(第二十七條)第三十四條」を「第三章 身体障害者更生施設施設(第二十七條)第三十四條」に、「第四章 費用(第三十五條)第三十七條」を

「第四章 費用(第三十五條)第三十七條の二」に改める。

第四條中「身体上の障害のため職業能力が損傷されている」を「身体上の障害がある」に改める。

第五條第一項中「この法律に基いて国又は地方公共団体が設置する」を削り、「身体障害者更生指導施設」を「肢体不自由者更生施設」に、「中途失業者更生施設」を「失明者更生施設」、「一、養護要具製作施設」を「補装具製作施設」に改める。

第六條第四項中「意見を具申することができる」を「意見を具申し、及び第二十五條に規定する業務の運営について必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の機関に対し、勧告をすることが出来る」に改める。

「第三節 身体障害者福祉司」を「第三節 保護の機関」に改める。
第九條及び第十條を次のように改める。

「(身体障害者福祉司)」
第九條 都道府県は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定により設置する福祉司に關する事務所(以下「福祉事務所」という)に、身体障害者福祉司を置くなければならない。

2 市及び町村は、その設置する福祉事務所に、身体障害者福祉司を置くことができる。

3 身体障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という)の命を受けて、身体障害者の福祉に關し、左に掲げる業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。
二 第十一條の二第二項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行うこと。

4 身体障害者福祉司の置かれていない福祉事務所の長は、前項第二号の業務については、都道府県の身体障害者福祉司(当該福祉事務所の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市の設置するものであつて、その設置する他の福祉事務所に身体障害者福祉司が置かれていないときは、その身体障害者福祉司)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

身体障害者福祉司は、前項の規定により福祉事務所長から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

第十條 身体障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、左の各号の一に該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 社会福祉事業法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、身体障害者の更生援助その他その福祉に關する事業に二年以上従事した経験を有するもの。

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基く大学において、厚生大臣の指定する社会福

社に関する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生大臣の指定するものを卒業した者

五 前各号に準ずる者であつて、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

第十一條中「前二條に規定する身体障害者福祉司の事務の処理及び」を削り、「更生相談」を「更生援護」に改め、同條に次の二項を加える。

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の医学的、心理学的及び職業的判定を行うところとする。

3 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。

第十一條の次に次の一條を加える。

(福祉事務所)

第十一條の二 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

一 身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、この法律に定める福祉の措置を受けるように指導すること。

二 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに附随する業務を行うこと。

2 福祉事務所長は、前項第一号に

掲げる業務を行うに当つて、特に医学的、心理学的及び職業的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

第十二條を次のように改める。

(協力機関)

第十二條 福祉事務所を設置しない町村(特別区を含む。)の長は、当該町村の区域内に居住地を有する身体障害者の更生援護について、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長(以下「援護の実施機関」という。)又は福祉事務所長の行う事務に協力しなければならない。

第十五條第一項に次の但書を加え、各條第四項中「その申請者が第四條前段の規定に該当すると認めるときは、」を「その障害が別表に掲げられるものに該当すると認めるときは、」と改め、同條第五項中「その申請者が、第四條前段の規定に該当しないと認めるときは、」を「その障害が別表に掲げられるものに該当しないと認めるときは、」と改め、同條第六項中「身体障害者」を「身体障害者手帳の交付を受けた者」に改める。

但し、本人が十五歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人という。)が代つて申請するものとする。

第十五條中第七項を第十項とし、第六項の次に次の三項を加える。

7 身体に障害のある十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満十五歳に達したとき、又は本人が満十五歳に達する

以前にその保護者が保護者でなくなつたときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。

8 前項の場合において、本人が満十五歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の親族者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

9 前二項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。

第十六條第一項を次のように改め、同條第二項(第三号を除く。)中「身体障害者」を「身体障害者手帳の交付を受けた者」に、同項第一号中「第十八條の規定による調査の結果、その障害が」を「本人の障害が」に改め、同項第二号中「調査の下に」又は「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一條の二第一項の規定による調査」を加える。

身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の親族者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなつたとき、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

の通知を受けた者」に、同條第四項中「当該身体障害者を」第二項の通知を受けた者に改める。

第十八條第一項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に、同項第三号中「都道府県」を「当該地方公共団体」に改め、同條第二項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に、同項第一項に改め、同項を第三項とし、同條第三項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 市長及び福祉事務所を設置した町村の長は、身体障害者につき、第十六條第二項各項に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通告しなければならない。

第十九條中「第二十七條第三項」を「第二十七條第二項若しくは第三項」に、「市町村」を「都道府県若しくは市町村」に、「都道府県知事」を「援護の実施機関」に改める。

第二十條第一項中「都道府県知事は、身体障害者から申請があつたときは、」を「援護の実施機関は、その管理する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する身体障害者から申請があつたときは、」に改め、同條第二項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に改める。

第二十一條第一項中「都道府県知事を」援護の実施機関」に改める。

第二十三條中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に、「管轄区域」を「管理する福祉事務所の所管区域」に改める。

第二十五條第一項から第三項までの各項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 罰則

第三章 更生援護施設の設置

第二十七條 身体障害者更生援護施設を「第二十七條中第四項を第五項とし、第五項中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、同項を第六項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

第二十八條に次の一項を加える。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者更生援護施設については、前項の規定による基準を、社会福祉事業法第六十條第一項の規定による最低基準とみなして、同法第五十七條第四項、第六十條第二項及び第六十六條の規定を適用する。

第二十九條を次のように改める。

(肢体不自由者更生施設)

第二十九條 肢体不自由者更生施設は、肢体不自由者を收容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う施設とする。

第三十條中「中途失明者更生施設」を「失明者更生施設」に、「中途失明者」を「失明者」に改める。

第三十二條を次のように改める。

(補装具製作施設)

第三十二條 補装具製作施設は、補聴器、義肢、車椅子等身体障害者

「社会事業法」及び「身体障害者福祉法」に改める。

附則に次の一項を加える。
(公益質屋を経営する者の経過規定)

27. この法律の施行の際、現に従前の公益質屋法第一條第二項の規定により認可を受けて公益質屋を経営している公益質屋人は、昭和二十七年五月三十一日まで、同法の適用については、社会福祉法人とみなす。

(予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の一部改正)
7 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第五号中「第三十六條」を「第三十七條の二」に、「第三十五條第二号及び第三号」を「第三十五條第一号、第三十六條第二号及び第三号」に改める。

(小杉安君登壇、拍手)

○小杉安君 只今議題となりました身体障害者福祉法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先般制定されました社会福祉事業法の規定によりまして、第一線の現業機関として福祉に関する事務所が設置されることになりました。この事務所を中心として福祉事業が総合的に行われることとなりましたので、これに即応して所要の改正をいたさうとするのが本改正法案の提案理由でございます。

次に本改正法案の要点につきまして御説明申し上げます。第一は、身体障害者更生支援の実施機関は現在都道府県知事となつておられますが、これを都

道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村の長に改めることとあります。第二は、身体障害者福祉司、身体障害者更生相談所、福祉事務所及び福祉事務所を設けない町村の所掌事務を明確にし、且つそれら相互の関係を調整することとあります。第三は、身体障害者手帳を身体障害者児童に対しても交付するようにすることとあります。

第四は、身体障害者更生支援施設の新設主体は現在国及び地方公共団体となつておりますが、これを国、地方公共団体及び社会福祉法人その他の者に改めることとあります。第五は、費用負担に関する点、その他関係條文の整理をすることとあります。

以上がこの改正法案の主眼点であります。政府当局から詳細に亘り説明を聴取した後、今回の改正は社会福祉事業法制定に伴う当然の措置と認めましたので、質疑応答及び討論を省略いたしました。直ちに採決いたしました結果、全会一致を以て本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第八、有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長小串清一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年五月二十六日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武君

有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案
有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律

有価証券の処分の調整等に関する法律(昭和二十二年法律第八号)は、廃止する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において政令で定める日から施行する。

2 証券処理調整協議会は、この法律施行の日に解散する。

3 証券処理調整協議会の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

4 旧有価証券の処分の調整等に関する法律は、証券処理調整協議会の清算及びこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第一條に規定する閉鎖機関をいう。の所有する有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第一項第一号から第八号までに掲げる有価証券をいう)を、この法律施行後においても旧有価証券の処分の調整等に関する法律第一條に掲げる目的の趣旨に従い、処分しなければならない。

6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

「第百十三條中「又は証券処理調整協議会」を削る。

7 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会」を「及び閉鎖機関整理委員会」に改める。

8 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改める。

第一條第一項中「証券処理調整協議会」を削る。

9 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会」を「及び閉鎖機関整理委員会」に改める。

10 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

11 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会」を「及び閉鎖機関整理委員会」に改める。

12 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号中「証券処理調整協議会」を削る。

13 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第百十三條、改正前の公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律第一條、改正前の国庫出納金等端数計算法第一條第一項、改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二條、改正前の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項第二号、改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九條第一項並びに改正前の地方税法第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号の規定は、清算中の証券処理調整協議会については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

「小串清一君登壇、拍手」

○小串清一君 只今上程せられました有価証券の処分調整等に関する法律の廃止に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知のごとく、有価証券の処分の調整等に関する法律は、財産税法に基いて国庫に納付した有価証券、持株会社整理委員会が持株会社及び財閥家族から譲り受けた有価証券及び閉鎖機関整理委員会が管理する閉鎖機関の所有する有価証券等について、その処分を円滑且つ公正ならしめるため、有価証券市場の状況に応じて、その処分の時期、価額、数量等に所要の調整を加えると共に、広く国民の間にこれらの有価証券の分散を図ることを目的として、昭和二十二年一月に制定されたものであります。而してこれらの有価証券は現在殆んど大部分の処分が完了し、殊に持株会社整理委員会の保有有価証券は全部の処分を終りまして、近く解散する予定となっておりますので、この法律の目的はほぼ達成せられたものと認め、同法を廃止すると共に、同法に基いて設置された証券処理調整協議会を解散しようとするものであります。これに伴いまして、協議会の解散の日を、この法律公布の日から三ヶ月を超えない期間内において政令で定める日といたし、目下のところ大体本年六月三十日を予定しております。又解散及び清算に必要な手続規定は別に政令で定めることといたしてお

ります。協同解散の日からその清算の完了に至るまでの期間においては、清算事務の処理に必要な経費を支弁するため、本年度予算を引続き執行できることとすると共に、協議員からの必要経費の徴収、未済事務の処理については、同協議会が解散後も解散前と変わらないことといたそうとするものであります。なお政府又は閉鎖機関整理委員会の所有する処分未済の有価証券は、同法廃止後も、制定の趣旨に従い、今後ともその処分を促進させようとするものであります。

さて、本案審議に当りまして、委員会は必要なる資料を要求し、各委員と政府委員との間には熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。

○議長(佐藤武吉) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤武吉) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤武吉) 日程第九、漁港法第十七條第二項の規定により、漁港

整備計画について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月二十六日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤武吉

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港の整備計画について承認を求めるの件

内閣は、漁港法第十七條第一項の規定により、漁港審議会の意見を採択して農林大臣から提出せられた別紙漁港整備計画を提出のとおり決定したので、同條第二項の規定に基づき、国会の承認を求める。

漁港整備計画

わが国の経済を再建し、国民生活を安定せしめる方策の一環として水産業を発展させることは、地理的條

件からみて極めて適切且つ必要である。

戦前世界第一の水産国であつたわが国の漁業も未だその経営形態或は漁獲物の利用効率又は漁業労働の生産力等の点において原始的な産業たる域を脱し得ない実情にあるのでこれを近代産業の列に伍して健全に発達せしめるため、まず漁港の根拠地である漁港を全国に亘り計画的に整備拡充しその機能を増進させることによつて漁業の合理的経営を行い生産の増進をはかるとともに漁業経営費を低減し漁民生活の安定向上に資する必要がある。

一、計画方針

(イ) 漁業と漁業施設の現状に一応基礎をおき、なお漁業の将来性や国際関係による種々の制限の推移及び漁場資源と生産條件との関連、配置等を勘案し、施設の不足度合の高いもの又は経済的効果の多いものから順次整備する。

(ロ) 漁港の整備計画は原則的には相当長期に亘る計画とすべきであるが、差当り昭和二十六年年度以降に緊急整備を要するものについて第一次整備計画をたてた。

(ハ) 漁業根拠地は全国沿岸に亘り大小数千あるが、この計画においては近く漁港として指定さ

れる予定の約三、〇〇〇港の内修築に對する方針が具体化された一、〇六〇港を整備漁港の選定対象とした。

二、計画

(イ) 漁港施設の充足度は漁業状況の推移と併行或は優先して行われなければならないが、従来実施されてきた経過や国家財政の現況を考へて第一次整備計画においては昭和二十五年からの継続施行分一三六港の外新規着手分三二四港計四五〇港採用計画した。これが種別の内訳は第一種漁港一九八港、第二種漁港一五二港、第三種漁港六一港、第四種漁港三九港である。

(ロ) 漁港の機能を遺憾なく発揮させるために、各漁港における漁業状態、施設の現状等を勘案し夫々の漁港に適応した外かく施設、けい留施設、水域施設の基本施設や輸送施設、航行補助施設、漁港施設用地、漁船漁具保全施設、補給施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設、漁業用通信施設、漁船・員厚生施設、漁港管理施設の機能施設を整備する。

(ハ) 整備漁港

第一種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主なる施設
北海道	北 節 婦	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地。
	厚 賀	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地。
	清 部	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	第二栄浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	厚 田	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地。
	豊 浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	頓 別	外かく施設。
	汐 吹	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	東 靜 内	外かく施設。
	有 戸	外かく施設、けい留施設。
	遠 別	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	鯉 浦	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	標 津	外かく施設。
	床 潭	外かく施設、けい留施設。
	厚 内	外かく施設、けい留施設。
	音 調 津	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	虻 田	外かく施設、けい留施設。
	太 樽	外かく施設、けい留施設。
	余市河口	水域施設。
	昆布森	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	山 臼	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	大 沢	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	登 栄 床	けい留施設。
	富 武 士	外かく施設、けい留施設。

	茂 辺 地	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	力 査	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	相 沼	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	靜 狩	外かく施設、けい留施設。
	落 部	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	志 海 苔	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	泊 (檜山)	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	宮 野	外かく施設、けい留施設。
	豊 解	外かく施設、けい留施設。
	落 石	外かく施設、けい留施設。
	涌 元	外かく施設、けい留施設。
	泊 (後志)	外かく施設、けい留施設、水域施設。
青 森	横 浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	蟹 田	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	泊	外かく施設、水域施設。
	下 風 呂	外かく施設、けい留施設。
	北 金ヶ沢	外かく施設、けい留施設、補給施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	佐 井	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁船漁具保全施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
岩 手	大田名部	外かく施設。
	野 田	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
	根 白	外かく施設、けい留施設。
	小 浜	外かく施設、けい留施設。
	田之浜	外かく施設。
	久 慈 湊	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地。
宮 城	相 川	外かく施設、けい留施設。

宮城	長渡	外かく施設、けい留施設。
小	竹	外かく施設。
泊		外かく施設、けい留施設。
波路	上	外かく施設、けい留施設、水域施設。
船	越	外かく施設、けい留施設。
秋田	象洞	外かく施設、水域施設。
椿		外かく施設、水域施設。
八	森	外かく施設、水域施設。
本	莊	けい留施設。
岩	館	外かく施設、水域施設。
山形	小岩川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
由良		外かく施設、けい留施設、水域施設。
吹浦		外かく施設、けい留施設、水域施設。
福島	請戸	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
九	面	けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
熊	町	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設。
茨城	日立	外かく施設、けい留施設、水域施設。
千葉	浜萩	外かく施設、けい留施設、水域施設。
白	子	けい留施設、水域施設。
豊	浜	外かく施設、水域施設、けい留施設、輸送施設。
御宿		外かく施設、水域施設。
江	見	外かく施設、けい留施設、水域施設。
大	貫	外かく施設、けい留施設、水域施設。
東京	泉津	外かく施設、けい留施設。
元	村	外かく施設、水域施設。
野	伏	けい留施設。

神奈川	江之浦	外かく施設、けい留施設。
茅ヶ崎		外かく施設。
佐	島	外かく施設、けい留施設。
片	瀬	外かく施設、けい留施設、水域施設。
新潟	名立	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
間	瀬	外かく施設、けい留施設、輸送施設。
水	津	外かく施設、水域施設、けい留施設。
脇	川	外かく施設。
小	木	外かく施設、けい留施設。
富山	宮崎	外かく施設、けい留施設。
宇	波	外かく施設、けい留施設。
四	方	外かく施設、けい留施設、水域施設。
石川	松波	外かく施設、けい留施設。
鹿	磯	外かく施設、けい留施設、水域施設。
姫		外かく施設、けい留施設。
安	宅	水域施設、けい留施設。
福井	鴨入	外かく施設、水域施設、けい留施設。
城ヶ谷		外かく施設、けい留施設、水域施設。
鮎	川	外かく施設、けい留施設。
甲	桑城	外かく施設。
白	浜(城崎)	外かく施設。
静岡	伊浜	外かく施設、けい留施設。
初	島	外かく施設、けい留施設。
由	比	外かく施設、けい留施設。
愛知	赤羽根	けい留施設。

愛知	日間賀	外かく施設、けい留施設。
三重	賢浦	外かく施設、けい留施設、水域施設。
滋賀	遊木	外かく施設。
	堅田	外かく施設、けい留施設。
	尾上	外かく施設。
	北舟木	外かく施設、水域施設。
京都	長江	外かく施設、けい留施設。
	瀬崎	外かく施設。
	由良	外かく施設、けい留施設。
	浅茂川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
大阪	岡田	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地。
	淡輪	外かく施設、けい留施設。
兵庫	生穂	外かく施設、水域施設、けい留施設。
	岩見	外かく施設。
	鎧	外かく施設、けい留施設。
	炉之口	外かく施設。
	離	外かく施設、けい留施設。
和歌山	周參見	外かく施設、けい留施設。
	栖原	外かく施設、けい留施設。
	戸津井	外かく施設。
鳥取	酒津	外かく施設、水域施設。
	岩戸	外かく施設、けい留施設。
	御来屋	水域施設、けい留施設。
島根	沖泊	外かく施設。
	和木	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	大浜	外かく施設、水域施設。

須津	外かく施設。
下府	外かく施設。
岡山正頭	外かく施設、けい留施設、水域施設。
真鍋島	外かく施設、水域施設。
金浦	水域施設、けい留施設。
広島能地	外かく施設、けい留施設、水域施設。
吉名	外かく施設、水域施設。
山口上関	外かく施設。
川棚	外かく施設、水域施設。
佐賀	外かく施設、水域施設、けい留施設。
奈古	外かく施設。
阿月	外かく施設、水域施設。
徳島阿部	外かく施設、水域施設、けい留施設。
大湊	外かく施設、水域施設。
北泊	外かく施設、けい留施設。
香川吉見	外かく施設、けい留施設、水域施設。
愛媛桜井	外かく施設、けい留施設。
下泊	外かく施設。
上灘	外かく施設、けい留施設。
饒生	外かく施設、水域施設。
垣生	外かく施設、けい留施設、水域施設。
宮窪	外かく施設、漁港施設用地。
郷生	外かく施設。
高山	外かく施設。
豊之浦	外かく施設。
喜路	外かく施設、けい留施設、水域施設。

愛媛	周木	外かく施設、水域施設、けい留施設。
豊田	外かく施設、けい留施設。	
高知	西泊	外かく施設、水域施設。
吉良川	外かく施設、水域施設。	
矢井賀	水域施設、けい留施設。	
養老	外かく施設、けい留施設、水域施設。	
久通	外かく施設。	
羽根	外かく施設、けい留施設。	
赤岡	けい留施設、水域施設。	
福岡	柏原	外かく施設、けい留施設。
宇島	外かく施設。	
香尾	外かく施設。	
玄海	けい留施設。	
脇田	外かく施設、水域施設、けい留施設。	
奈多	外かく施設。	
志賀島	外かく施設、けい留施設。	
佐賀	竹崎	けい留施設、水域施設。
飯屋	外かく施設、けい留施設。	
向島	外かく施設、けい留施設。	
長崎	東風泊	外かく施設。
京泊	外かく施設、けい留施設、水域施設。	
伊福貴	外かく施設、水域施設。	
佐賀	外かく施設、けい留施設、水域施設。	
平島	外かく施設。	
湯江	外かく施設。	
南有馬	外かく施設。	

第二種漁港

熊本塩谷	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
島子	外かく施設、水域施設、漁港施設用地。
都呂呂	外かく施設。
野釜	外かく施設、水域施設。
大遣	外かく施設。
湯島	外かく施設。
大分	安岐
宮崎	長目
川本	外かく施設、水域施設、けい留施設。
青島	外かく施設、水域施設。
鹿兒島	中飯
羽島	外かく施設、けい留施設。
今和泉	外かく施設、水域施設、けい留施設。
伊座敷	外かく施設。
野間池	けい留施設、水域施設。
大川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
市来	外かく施設、けい留施設、水域施設。
都府県名道	漁港名
北海道	大洞
神恵内	外かく施設、水域施設、けい留施設。
登別	外かく施設、けい留施設、水域施設。
常呂	外かく施設、けい留施設、水域施設。
鹿部	けい留施設。

北海道	豊浦	外かく施設、水域施設。
	白糠	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	館浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	浜鬼志別	外かく施設、水域施設。
	抜海	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	久遠	外かく施設。
	尾岱沼	けい留施設、水域施設。
	尾札部	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	追直	外かく施設、けい留施設。
	入雲	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	木古内	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	江良	水域施設。
	乙部	外かく施設、けい留施設。
	青森	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
	脇野沢	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	岩手	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	崎浜	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
	小白浜	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
	長部	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	宮城	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	閑上	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	鮎立	けい留施設。
秋田	平沢	水域施設、けい留施設。
	金浦	外かく施設、けい留施設。
福島	松川浦	外かく施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	久之浜	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地。
	豊間	水域施設、外かく施設、漁港施設用地。

茨城	久慈	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	大津	外かく施設、けい留施設。
	平瀨	外かく施設。
千葉	大原	水域施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	小湊	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	鴨川	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	七浦	外かく施設、水域施設。
	富崎	外かく施設、けい留施設、水域施設。
東京	葛西	水域施設。
	坪田	外かく施設、水域施設。
神奈川	小田原	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	福浦	外かく施設。
新潟	出雲崎	外かく施設。
	筒石	外かく施設、けい留施設。
	能生	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
富山	滑川	外かく施設、水域施設。
	経田	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	水橋	外かく施設、水域施設。
石川	地下之間	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	高浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	鶴飼	外かく施設、けい留施設。
	富来	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	石崎	水域施設。
	黒島	外かく施設、けい留施設。
福井	四ヶ浦	外かく施設、けい留施設。
	秦崎	外かく施設、けい留施設、水域施設。

福井	高浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
静岡	舞阪	外かく施設、けい留施設、水域施設。
小川	川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
網代	代	外かく施設、けい留施設。
安良里	里	けい留施設。
静岡	浦	けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
静岡	戸田	外かく施設、けい留施設。
愛知	福田	外かく施設、水域施設。
愛知	鬼崎	外かく施設、水域施設。
栄	生	けい留施設、水域施設。
大井	井	外かく施設、けい留施設。
知	柄	外かく施設、けい留施設。
三重	島勝	外かく施設、けい留施設。
磯津	津	外かく施設。
須賀利	利	けい留施設。
大淀	淀	水域施設。
鈴鹿	鹿	水域施設。
安乗	乗	外かく施設、けい留施設。
菅島	島	外かく施設、けい留施設。
京都	間人	水域施設。
大阪	佐野	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地。
堺	堺	外かく施設、水域施設、けい留施設、輸送施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設、漁港施設用地。
岸和田	田	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地。
兵庫	坂	外かく施設、けい留施設。
居組	組	外かく施設、けい留施設、水域施設。
仮屋	屋	外かく施設、けい留施設。

丸山	山	外かく施設、けい留施設。
育波	波	外かく施設。
林崎	崎	外かく施設、けい留施設。
和歌山	三輪崎	外かく施設、けい留施設。
江川	川	けい留施設、水域施設。
大島	島	外かく施設。
加太	太	外かく施設。
鳥取	泊	けい留施設、水域施設。
島根	仁方	外かく施設。
温泉津	津	外かく施設、けい留施設。
小伊津	津	外かく施設、けい留施設、水域施設。
岡山	寄島	外かく施設。
下津井	井	外かく施設、けい留施設。
虫明	明	外かく施設、けい留施設、水域施設。
音戸	戸	外かく施設、けい留施設。
沖浦	浦	外かく施設、水域施設。
柿浦	浦	外かく施設。
吉和	和	外かく施設、けい留施設、水域施設。
横田	田	けい留施設、水域施設。
走	走	外かく施設、けい留施設。
阿多田	田	外かく施設、けい留施設、水域施設。
山口	床波	外かく施設、けい留施設、水域施設。
須佐	佐	外かく施設、けい留施設、水域施設。
柳井	井	けい留施設、水域施設。
矢玉	玉	外かく施設、けい留施設。
下関北浦	浦	外かく施設。

徳島	由岐	外かく施設、けい留施設。
安	喰	外かく施設、けい留施設、水域施設。
香川	栗津	外かく施設、水域施設。
伊吹	外かく施設。	
引田	外かく施設、けい留施設、水域施設。	
福田	外かく施設、けい留施設。	
生里	外かく施設。	
西浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。	
愛媛	福浦	外かく施設、けい留施設。
柏崎	外かく施設、けい留施設。	
高知	宇佐	外かく施設。
福岡	沖之端	けい留施設、水域施設。
加布里	外かく施設、けい留施設、水域施設。	
大島	外かく施設、けい留施設。	
佐賀	名護屋	けい留施設。
高串	けい留施設、水域施設。	
浜	外かく施設。	
小川島	外かく施設、けい留施設。	
長崎	生月	外かく施設、けい留施設。
館浦	外かく施設、けい留施設。	
佐尾	外かく施設。	
鴨居瀬	外かく施設、けい留施設。	
樟島	外かく施設。	
芦辺	外かく施設、水域施設。	
浜串	外かく施設。	
前津吉	外かく施設、水域施設。	

三	重	外かく施設。
奈	摩	外かく施設、けい留施設。
三井	寒	外かく施設。
阿	鵜浦	外かく施設。
熊本	嵐口	外かく施設。
大	江	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
佐伊	津	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
丸	島	外かく施設、けい留施設。
大分	松浦	外かく施設、けい留施設。
長	洲	外かく施設、けい留施設、水域施設。
大	分	外かく施設、けい留施設、水域施設。
香々	地	外かく施設。
竹田	津	外かく施設。
宮崎	大堂津	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
門	川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
鹿児島	阿久根	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
第三種漁港		
都道府	漁港名	整備を必要とする主なる施設
北海道	青苗	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	様似	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	古平	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	浜益	外かく施設。
	白尻	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	函館	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	戸井	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	壽都	外かく施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。

北海道	三石	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	砂原	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	福島	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	熊石	外かく施設、水域施設。
青森	青森	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、輸送施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	鯉ヶ沢	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	大畑	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、輸送施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	八戸	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
岩手	大槌	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	大船渡	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	釜石	けい留施設、輸送施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	山田	けい留施設、輸送施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
宮城	石巻	けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	女川	けい留施設。
	気仙沼	けい留施設、水域施設。
	塩釜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	渡波	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
福島	四倉	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
茨城	那珂湊	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	波崎	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。

千葉	銚子	外かく施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	勝浦	外かく施設。
	千倉	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	船形	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
神奈川	三崎	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
新潟	西津	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
石川	蛸島	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
福井	小浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
静岡	焼津	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
愛知	形原	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	豊浜	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
愛知	三谷	水域施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
三重	波切	水域施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
京都	舞鶴	水域施設。
兵庫	香住	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
和歌山	勝浦	けい留施設、水域施設。
	和歌浦	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	串本	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
鳥取	網代	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
島根	恵曇	外かく施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
山口	関	けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
茨城	関	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。

山 口 仙 崎	徳 島 牟 岐	愛 媛 八 幡 浜	高 知 室 戸 岬	長 崎 長 崎	熊 本 牛 深	大 分 蒲 江	宮 崎 油 津	鹿 兒 島 枕 崎	串 木 野 崎	第四種漁港	都 道 府 県 名	漁 港 名	備 考
外かく施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。	外かく施設、けい留施設、水域施設。	けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。	外かく施設、水域施設。	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。	水域施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。	水域施設。	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。		北海道	宇 登 呂	整備を必要とする主なる施設
												羅 白	外かく施設、けい留施設、水域施設。
												仙 法 志	外かく施設、けい留施設。
												苗 舞	外かく施設、けい留施設、水域施設。
												元 稻 府	外かく施設、けい留施設、水域施設。
												余 別	外かく施設、けい留施設。
												山 背 泊	外かく施設、けい留施設、水域施設。
												麻 野	外かく施設、けい留施設、水域施設。
												神 威 脇	外かく施設、けい留施設、水域施設。
												雄 冬	外かく施設、けい留施設。
												小 島	外かく施設、けい留施設。
												青 森 小 泊	外かく施設、けい留施設。
												岩 手 鳴 之 越	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。

秋田	北浦	外かく施設、水域施設。
山形	飛島	外かく施設、けい留施設、水域施設。
東京	神湊	外かく施設、けい留施設、水域施設。漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
	阿古	けい留施設、水域施設。
	八重根	けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
新潟	鷺崎	外かく施設、けい留施設、水域施設。
石川	鮎倉島	外かく施設、けい留施設。
三重	和具	外かく施設。
京都	中浜	外かく施設。
島根	十六島	外かく施設。
	浦郷	けい留施設。
山口	川尻	外かく施設、けい留施設。
愛媛	本浦	外かく施設、けい留施設。
	佐田岬	けい留施設。
福岡	沖之島	外かく施設。
長崎	豆敷	外かく施設、水域施設、けい留施設。
長崎	真浦	外かく施設、けい留施設。
	一重	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	平	外かく施設、けい留施設。
	崎山	外かく施設、けい留施設、水域施設。
大分	佐賀関	外かく施設、けい留施設。
宮崎	北浦	外かく施設、けい留施設。
鹿児島	口之永良部	外かく施設。
	内浦	外かく施設、けい留施設、水域施設。
	坊泊	けい留施設。
	手打	外かく施設、けい留施設。

附記

右計画中左記十港に關しては目下運輸省と協議中であるから、協議が整い漁港の指定があることを條件としてその効力を生ずるものとす。

第二種漁港

第三種漁港

八戸(青森県) 釜石(岩手県)
石巻(宮城県) 塩釜(宮城県)
舞鶴(京都府) 勝浦(和歌山県)
長崎(長崎県) 牛深(熊本県)
油津(宮崎県)

〔本下辰雄君登壇、拍手〕

○本下辰雄君 只今議題となりました漁港法第十七條第二項の規定により漁港整備計画について承認を求めの件に關しまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ず政府提出の理由を申し上げます。我が国の経済を再建し、國民生活を安定せしめる方策の一環として水産業を發展させることは、地理的條件から見て極めて適切且つ必要である。戰前世界第一位の水産國であつた我が國の水産業も、現況を顧みると、その經營形態或いは漁獲物の利用効率又は漁業労働の生産力等の点において未だ原始産業の域を脱しない憾みがあるもので、これを近代産業の列に伍して健全に発達せしめるため、先ず漁業の根拠地である漁港を全國に亘つて計画的に整備拡充し、その機能を増進させることによつて、漁業の合理的經營を行い、生産の増進を図ると共に、漁業經營費を低減

し、漁民生活の安定向上に資する必要があるが、この漁港整備計画については、漁港法第十七條の規定により最終的には国会の承認を受けることによつて確立されるわけで、極めて權威があり、いわば我が國の水産業の面における國土の総合開発計画の根幹をなすものと考へてゐる。農林省としては、漁港法施行以來、漁港の指定と共に慎重に審議して、漁港の整備計画を立て、漁港審議會の意見を徴したところ、五月七日原案通り議決の答申があつたので、去る二十二日の閣議決定を経て、諸般の手續を終了したので、国会の承認を頂きたいというのがこの提案の理由であります。

次にこの整備計画の内容を申し上げます。計画の方針としては、一、漁業と漁港施設の現状に一応基礎を置き、なお、漁業の将来性や國際關係による種々の制限の推移、及び漁場資源と生産條件との関連、配置を勘案し、施設の不足度合の高いもの又は経済的效果の多いものから順次整備する。

二、漁港の整備計画は原則的には相当長期に亘る計画とすべきであるが、差当り昭和二十六年年度以降に緊急整備を要するものについて第一次整備計画を立てた。三、漁業根拠地は全國沿岸に亘り大小数千あるが、この計画においては、近く漁港として指定される予定の約三千港のうち、修築の方針が具体化された一千六十港を整備計画の選定対象とした。以上の方針に基づきまして、漁港の充足度は漁業の推移と並行或いは優先して行われなければならないが、従来実施されて来た経過や國家財政の現況を考へて、この第一次整備計画においては、昭和二十五年から起

総施行分三百三十六港のほか、新規着手分三百十四港、合計四百五十港を採用計画しておるのであります。その種別の内訳は、第一種漁港百九十八港、第二種漁港百五十二港、第三種漁港六十港、第四種漁港三十九港となつております。又本計画におきましては、漁港の機能を遺憾なく發揮させるために、各漁港における漁業状態、施設の現状等を勘案し、それらの漁港に適した外部施設、緊要施設、水域施設の基本施設や、輸送施設、航行補助施設、漁港施設用地、漁船漁具保全施設、補給施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設、漁業用通信施設、漁船船員厚生施設、漁港管理施設等の機能施設を整備することになつております。

なお整備漁港の一つの名称その他については説明を省略いたします。

委員会におきましては、政府當局と質疑応答を重ねましたが、政府説明のうち主なるものを申し上げます。一、この整備計画を実施するために、内閣は毎年度國の財政の許す範囲内において必要な経費を予算に計上しなければならぬことになつてゐるので、この整備計画は、漁業の發展、漁業經營の安定の見地から漁港施設を計画的に充実にさせるための、いわば我が國の水産業の面における國土総合開発計画の根幹をなすものである。二、整備計画に取上げられる漁港は農林大臣が指定したものでなければならぬ。指定があつて初めてその漁港の修築及び維持管理に關して國家的な施策が與えられることになる。三、整備計画樹立の基準については、整備漁港四百五十港を各都道府県別に割當するために、各都道府県別の漁船隻数、漁船トン数、海岸線の

延長、漁獲高及び漁港施設の不足度、漁業開發の面等を考慮して割當比率を定め、各都道府県別の港数を定めた。四、各都道府県別内における採用漁港の選定については、各漁港の現状における利用漁船の収容能力及び水場高に對する接岸能力の絕對量の不足度合、経済効率、配置等によつて採点し、高点順に採用した。五、整備漁港資金計画としては、整備漁港四百五十港を完成させるためには總事業費昭和二十五年現在の單価において五百四十七億三千四百一十萬圓を要し、このうち國費は二百五十億二千二百五十八萬圓を必要とする。六、本計画実施の成果としては、新たに接岸設備延長十一萬四千五百五十メートル、碇泊用水面積一千二百六十七萬二千平方メートルが増加され、漁船一トン当りの接岸長は〇・二三メートル、(現在は〇・一三メートル、所要量は一・二メートル)碇泊用水面積は二十平方メートル(現在十平方メートル)、所要量は六十平方メートル)に増加され、漁船の保全、漁業能率の増進、漁獲物の鮮度保持等、漁港の機能及びその利用率が総合的に増強されるので、漁業の進展に資するところが著しい。六、経済的效果としては、直接的には漁船の保全、漁船稼働率の向上、漁船船型の増大、鮮度の保持、漁獲物の処理能力の強化、漁業經營費の節減が可能となり、間接的には、加工業保護施設の発達による漁獲物の高度利用、漁産物の維持、漁民生活の安定、漁村文化の向上等、多方面に亘つており、数字的に算定することとは困難ではあるが、この第一次整備計画が完成した暁において生ずる効果のうち、機動的に挙げれば、漁船の収

容能力、接岸能力が約倍加されることによつて、年々百億圓程度の便益が得られ、投不資本額即ち總事業費約五百億圓を五十年乃至六十年程度にて回收することが出来る能力が附加されることになる。

以上政府當局よりの説明があつた後、質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、一委員より、本整備計画は總事業費約五百億圓を要し、農林省としては三カ年を以て完成したいとのことであるが、我が國の現況を考へると、漁港の整備実施は極めて緊急を要するものがあるから、政府は今後可及的速かに必要なる予算的措置を講じ、本計画の完成を急がれたとの希望を附して賛成する旨の意見の開陳があり、他に発言なく、かくて討論を打ち切り、採決に入りましたところ、全会一致を以て原案の通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件を問題に供します。本件は委員長報告の通り承認を與へることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與へることに決定いたしました。

○議長(佐藤寅次郎) この際、日程の順序を変更して、日程第二十より第四十二までの諸議、日程第二十三、及び第二十三の三の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認め

めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長木下源吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲げ〕

〔木下源吉君登壇、拍手〕

○木下源吉君 只今議題となりました新恩給法制定に関する請願四十六件及び地域給に関する請願二十九件、その他の請願四件、並びに陳情二件に關しまして、人事委員会における審議の結果、先ず新恩給法制定に関する請願四十六件並びに町村吏員の恩給改善に関する陳情一件についてであります。その主なる趣旨とするところは、恩給受給者の生活を擁護すると共に、現職公務員をしてその職務に専念せしめ、先になされたマイヤーズ氏の勧告に副い、国家公務員法第八條の規定にふさわしい民主的な新恩給法を速かに制定せられたいとの請願であり、又町村吏員の恩給と国家公務員の恩給との不均衡を是正し、統合せられた制度にせられたいとの陳情であります。本委員会は、今後該問題の法制化に當り、これらの趣旨、要望を重んずると共に、本件を深く検討することとし、又速かに政府をして十分研究の上、所要の措置をとらしめることが必要であると認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に地域給に關しての請願二十九件並びに陳情一件についてでございますが、これらの請願陳情は、それらの市町村における物価の実情その他の特殊事情から、現行支給割合を引上げ、又は維持し、又は新たに指定されたい

との要請をその主なる内容とするものであり、全国的に広範囲に亘り非常な熱心に提出せられてゐる実情であります。本委員会におきましては、支給地域区分に關する法律の立案審議に當り、でき得る限り正確な結論を導くための一環として、これらの請願陳情の趣旨を重んじ、慎重な審議を行なつてゐるものであり、これらの請願陳情の多くは、深く検討すればするほど、それらの趣旨を要請に妥當な点が見受けられるものであり、本委員会におきましては、今回までに御報告申し上げました請願陳情と同様に取扱うべきであると認め、該法律の立案審議に當り再検討する意味において、その趣旨を採択すべきものと認めました。なお、該支給地域区分に關しては先に人事院の意見の申出もありましたが、この際、速かに政府をして十分研究検討せしめ、所要の措置をとらしめる必要があるものと認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

次にその他の請願四件についてであります。先ず請願第七百四十二号は岐阜県飛騨地方の僻地手当支給に關する請願でありまして、当地の地理的特殊事情を検討して該手当の不合理を是正してもらいたいといふことをその主なる内容とするものであります。次に請願第八百六十六号は、林野庁經營の林野事業に従事する山林労働者を特別職に編入せられたいとの請願であります。国有林の伐採運搬等に従事する林野事業の現行職員は、国家公務員の一級職非常勤職員として取扱われておるため、公務員として正当な保護を受けることができず、又労働法

規による利益保障をも與えられない不合理な状態に置かれてゐるから、これらの山林労働者を特別職に編入せられたいとの要請であります。該問題に關しましては、本委員会としては、先に議員派遣によりその実地調査並びに実地調査を行ひ、その後においても研究検討を続けておる問題であります。次に請願第九百五十一号は公務員の給與ベース改訂等に関する請願であり、生活必需品の値上り等のため生活の困難を來たしてゐるから、速かにベース改訂を実施すると共に新地域給の指定を促進せられたいとの要請であります。

次に請願第九百八十七号は電氣通信職員の特例俸給表制定に関する請願でありまして、電通職員の業務は複雑困難且つ長年月の経験が必要とするものであり、その給與も当然一般公務員と同一の俸給表の適用を受けるのは不合理であり、民間の同一職種との均衡、国鉄、専売職員等の給與等を十分考慮した特別俸給表を新たに設定してもらいたいといふ趣旨であります。これに關しましては前回にも同様の趣旨の請願を御報告申し上げました。なお電氣通信委員会より本委員会に申入れのあつた趣旨とも趣旨を同じうするものと思われまふ。

以上四件の請願につきましても、政府関係者の意見をも徴して慎重審議の結果、いずれもその趣旨をおおむね安んじ、所要措置をとらしめる必要があるものと認めまして、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤武吉君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤武吉君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤武吉君) この際、日程の順序を変更して、日程第四十三より第五十六までの請願及び日程第二百三十四より第二百四十三までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤武吉君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事杉山昌作君。

〔審査報告書は都合により附録に掲げ〕

〔杉山昌作君登壇、拍手〕

○杉山昌作君 只今議題となりました請願及び陳情につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会におきましては特に小委員を挙げてこれが審議に當らせましたのであります。小委員会におきましては、紹介議員から趣旨の説明を聴取し、更に政府の見解を質す等、慎重に審議を重ねた次第でありまして、その結果は次の通りでございます。

先ず請願第四百五十四号、第五百八十八号、第六百二十九号、第六百四十九号及び陳情第四百十一号は、いずれも退職金は退職者の将来の生活に對する唯一の保障でありまして、臨時余剰の所得として直ちに消費して差支ないといふふうなものではなく、将来に養へる順天生活の費に支出されるものでありますから、これに對しては所得税を免除せられたいとの趣旨であります。

請願第五百五十三号は、美容業者の所得は勤勞の対価として給與所得と同様のものであるから、税法上は勤勞所得者と同じく又はこれに準じた取扱を受けられるように法的措置を講ぜられたいとの趣旨であります。陳情第四百十一号は、かばん類に對するところの物品税の免税点を物価騰貴の現状から現行の三千円を倍額程度に引上げられたいとの趣旨であります。請願第五百九十一号及び陳情第四百号は、雜物消費税の廃止によつて雜物の販売業者は手持品の値下りを來たし、致命的な打撃を受けておるから、廃止税相当額の政府補償を速かに実現せられたいとの趣旨であります。請願第九百四十一号は、林業に對する課税は重税となつてゐるのみならず、税法の運用にも種々不適正な点があるから、林業經營の特異性を考慮して速かに適切な改正をせられたいとの趣旨であります。請願第八百三十七号は、栃木県塩谷郡北高根村は供出米事前割当の増加に伴つて不当に重税を課せられておるし、又畑地に對する所得税も他に比して重いから、今後は実情を精査の上、適正な課税をせられたいとの趣旨であります。陳情第三百八号は、富給税の課税に當つては、營業種の評価及び取引相場のない株式の評価等について再検討の上、公正なる運営を期せられたいとの

趣旨であり、陳情第三百十号は、塩化ダイニール製造工業については、その体制を確立するまでは、これが育成を図るの見地から、法人税法第六條によつて免税せられたいとの趣旨であり、請願第九百七十九号は、たばこ小売業者の手数料は一般商品の小売利益率に比して極めて低いから、これを一割程度に引上げられたいとの趣旨であります。請願第九百二十六号は、東北地方の開発を促進するために日本開発銀行の支店を東北地区に設置せられたいとの趣旨であり、請願第二百二十八号、第四百十九号、第四百五十三号、第九百九十二号、第千四百五十五号、第千六百十五号、第千六百八十六号、第千八百四十一号、及び陳情第二百九十九号、第三百号、第二百二十号、第三百十一号は、いずれも漁業制度の改革によつて削減せしめられた漁業権に對して交付せらるべき補償金に對して租税を課することは、右の補償金が直ちに政府に對して漁業免許料として納付される事実と併せ考へ、誠に不当な取扱であつて、漁業権制度の改革と漁業界の経済的立直しを画餅に帰せしめる虞れがあるから、これを全部免税せられたいとの趣旨でありまして、以上二十七件は、いずれも政府に對して十分研究の上その実現に努力すべきものとして、これを院議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第でございます。

であるとの意味を以て採択いたしました。又請願第五百三十九号は、齒科医師はその収入の九〇％が社会保険に基く診療にかかるとの趣旨でありまして、而もその診療報酬の支拂は四月も遅延する現状であるために、医療費材の高騰と相俟つて甚だしく生活に困窮しているから、必要経費の認定及び基礎控除に十分の考慮を拂ひ、更に社会保険に基く診療報酬に對しては課税を撤廃される等の措置をとられたいとの趣旨でありまして、これら請願事項の一つ／＼は実現不適当のものもありまして、全般として課税の適正化を図ること必要なりとの意味におきまして採択いたしました。

そのものの適否は別といたしまして、何らかの地方金融機關設立の必要ありとの意味におきましてこれを採択いたしました。又陳情第三百二十三号は、外地引揚者が引揚前に外地銀行を経由して内地に送金いたしました金が今日に至つてもなお受取れないために、引揚者は生活に困窮しているから、在外公館等借入金返還の措置に倣つて、これが政府弁償を促進せられたいとの趣旨でありまして、政府弁償は困難と認めますけれども、銀行支拂ができるかどうか、送金の時期方法等、実情を調査し、できるだけ同情的に取計らつてやるべきであるとの意味を以て採択いたしました。

以上六件はそれ／＼院議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第でございます。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤寅次郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員会理事西山亀七君。

願及び陳情であります。請願千九十七、千二百三十一、千三百十九は瀬戸内海漁業調整に関する請願であります。請願千五百十六、千八百四十四は漁業用資材に対する補助金制度復活の請願であります。請願千九十六は、い

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、日程第九十八、第九十九の請願及び日程第二百六十三の陳情の

道のサービス改善に関するもの、鉄道の電化に関するもの、国営バスの延長に関するもの、港湾の整備に関するもの、海上交通の保安に関するもの、気象業務の整備に関するものに分類することができま

かには内閣に送付することに決定いたしました。
○議長(佐藤寅次郎) この際、日程の順序を変更して、日程第三百一十一より第三百十八までの請願及び日程第二百七十八より第二百八十までの陳情を一

次に簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願及び陳情三件は、第五国会において決議せられた趣旨に基づき、速かに郵政省自体における積立金の運用を実現せられたいというのであります。本件は先に資金運用部資金法案の成立によりまして運用権は一

七は、北上川水系宮城県柳津、飯野町、のえん堤魚てい改善等に関する請願であります。請願千七百十五は沿岸漁業振興対策に関する請願であります。請願千八百四十六は静岡県狩野川放水路開さくによる被害漁民の救済対策確立の請願であります。請願千七百八十八は中央漁業調整審議会拡充に関する請願であります。陳情二百四十五は鹿児島県枕崎島に「かつお」飼養施設設置の陳情であります。陳情二百四十八は県水産業会継承資金に対する長期融資の陳情であります。陳情二百九十三は水産銀行設置に関する陳情であります。陳情三百八十四は米軍用船による漁具被害に対する損害賠償の陳情であります。

○議長(佐藤寅次郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第九十八、第九十九の請願及び日程第二百六十三の陳情のほ

のと決定し、内閣に送付するを要するものと決定し、日程第二百七十七より第三百十までの請願及び日程第二百七十六より第二百七十七までの陳情につきま

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めま

最後には郵便法の一部改正に関する請願及び小包葉書発行計画中止等に関する請願は、前者は小包と同時に通信文を送達する制度を創設せられたとい

○議長(佐藤寅次郎) この際、日程の順序を変更して、日程第三百一十一より第三百十八までの請願及び日程第二百七十八より第二百八十までの陳情を一括して議

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めま

○議長(佐藤寅次郎) 総員起立と認め

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認め

又秋田県能代市農群合に郵便局設置の請願、福島県木崎郵便局に集配事務開始の請願、栃木県宇都宮市一ノ沢町市新城町に郵便局設置の請願、鹿児島県吾平町岡田田に無集配郵便局設置の陳情は、いずれも郵政施設の改善、利用の増進等、郵政省の措置を要する請願陳情であります。委員会におきま

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認め

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認め

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認め

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認め

以上極めて簡単であります。御報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな

会議に付して内閣に送付すべきものと
全会一致を以て決定した次第でありま
す。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。
これらの請願及び陳情は委員長報告の
通り採択し、内閣に送付することに賛
成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤寅次郎) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、内閣に送付す
ることに決定いたしました。

○議長(佐藤寅次郎) この際、日程の
順序を変更して、日程第三百三十九より
第四百三十三までの請願及び日程第二百
八十一の陳情を一括して議題とするこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。労働委員長赤松常子君。

〔審査報告書は都台により附録に
掲載〕

〔赤松常子君登壇、拍手〕

○赤松常子君 只今議題となりました
請願第七百三十三号、事業附属寄宿舍規
程中一部改正に関する請願は、現行
寄宿舍規程は最低基準であるから、寄
宿者居住者のために自由なる生活の確
立と十分な休養による労働力の拡大

再生産に必要な設備を講ずること、及
び安全、衛生並びに寄宿舍災害防止の
ための措置を講ずることを要請するも
のであります。

次に請願第七百八十二号、特需契
約下の労働条件等に関する請願は、最
近の特需契約下においては特殊条件の
名の下に労働基準法が無視されがちで
あるから、かかることのないよう労働
条件は一般的水準を下らないこと等を
要請するものであります。

次に請願第七百八十三号、労働用
物資対策強化に関する請願は、現下内
外の諸情勢と我が国労働事情とに鑑
み、労働用物資対策の意義及び効果を
再検討し、積極的な労働保護の施策とし
て労働用物資の配給対策を更に拡充強
化するよう要請するものであります。

次に請願第八百五十七号、失業対
策事業資材費国庫補助等に関する請願
は、失業対策事業資材費の三分の二の
補助を交付すること等を要請するもの
であります。

次に請願第九百二十一号、国等を
相手方とする契約における労働条件に
関する法律制定の請願は、先般政府に
対する不正手段による支拂請求防止等
に関する法律は、「国等を相手方とす
る契約における労働条件のうち労働条件に
係るものを定めることを目的とする法
律」が制定せられるまで、一般職種別
賃金の告示に関する規定のみを残して
廃止されたままになり、労働者保護に
十分でないから、速かに国等を相手方
とする契約における労働条件に関する
法律を制定するよう要請するものであ
ります。

次に陳情第四百十二号、妊婦法單獨
立法化に関する陳情は、産業方面にお

いては、調査の結果、妊婦及び妊婦結
核の広汎な発病を見ているから、妊婦
法を單獨立法化してその対策に万全を
期するよう要請するものであります。

以上請願五件、陳情一件は、いずれ
もその願意妥協なるものと認めまし
て、これを採択し、院議に付し、内閣
に送付すべきものと決定いたしましたし
ます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。
これらの請願及び陳情は委員長報告の
通り採択し、内閣に送付することに賛
成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤寅次郎) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、内閣に送付す
ることに決定いたしました。

○議長(佐藤寅次郎) この際、日程の
順序を変更して、日程第四百四十四より
第五百五十二までの請願及び日程第二百
八十二より第二百八十六までの陳情を
一括して議題とすることに御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。建設委員長小川久義君。

〔審査報告書は都台により附録に
掲載〕

〔小川久義君登壇、拍手〕

○小川久義君 只今議題となりました
日程第四百四十四から第五百五十二まで及
び第二百八十二から第二百八十八まで
の請願九件、陳情七件について、建設

委員会の審議の結果を簡単に御報告い
たします。

これらの請願陳情は、河川に関する
もの二件、道路に関するもの四件、災
害復旧に関するもの三件、住宅に関する
もの四件であります。このほか土地
收用法に関するもの二件及び連合軍用
木材等の調達一元化に関するもので
あります。建設委員会といたしまして
は、審議の結果、願意を妥協と認めま
してこれを採択し、土地收用法に関す
るものを除き、院議に付し、内閣に送
付すべきものと決定した次第でありま
す。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。
これらの請願及び陳情は委員長報告の
通り採択し、日程第二百八十七及び第
二百八十八の陳情のほかに内閣に送付
することに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔総員起立〕

○議長(佐藤寅次郎) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、日程第二百八
十七及び第二百八十八の陳情のほかに
内閣に送付することに決定いたしましたし
ます。

○議長(佐藤寅次郎) この際、日程の
順序を変更して、日程第五百五十三より
第五百五十九までの請願、日程第二百八
十九及び第二百九十の陳情を一括して
議題とすることに御異議ございません
か。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。電力問題に関する特別委員長西田
隆男君。

〔審査報告書は都台により附録に
掲載〕

〔西田隆男君登壇、拍手〕

○西田隆男君 只今議題となりました
請願八件、陳情二件の委員会における
審議の経過並びに結果について簡単に
御報告いたします。

先ず復元関係としましての請願陳
情は、いずれも、戦争中、日発配電会
社等に強制出資されました電気施設を
それら出資者に返還して欲しいとの
趣旨でございます。請願第五百八十八
号、川原、石河内発配電所復元に関す
る請願は、宮崎県小丸川水系の西発電
所を宮崎県に返還してもらいたいとの
趣旨でございます。請願第六百九十九
号、請願第七百五十五号、日本発送電
株式会社への出資設備帰属に関する請
願は、いずれも同趣旨のものでござい
まして、四国における住友共同電力株
式会社への出資設備を返還し、新居浜所
在工場と直結した運営をさせて欲しい
との趣旨でございます。請願第七百七
五十八号、岐阜県揖斐川水系水力発電
所復元に関する請願は、揖斐川水系の
西嶺山発電所及び西平発電所を揖斐川
電気工業株式会社へ返還して欲しいと
の趣旨でございます。陳情第四百三十
号、大淀川発電所復元に関する陳情
は、大淀川の電気化学工業株式会社の
自家発電として設置した大淀川第一及
び第二発電所を同社に返還して欲しい
との趣旨でございます。次に請願第七
百七十六号、陳情第三百五十八号、
只見川電源帰属に関する陳情、請願第
千四百六十六号、只見川上流未開発電

源の増風に関する請願の三件は、いずれも同趣旨のものでございまして、福島県は只見川系河川及び猪苗代湖、檜原湖その他の電源力を有しながら、これが水利権は関東側に所屬しているため、電力需給面に著しい不均衡を生じているので、東北産業の振興、資源の開発上、只見川電源の開発権と同系事業の運営及び発生電力配分の主導権を新東北電力会社に所屬せしめられたいとの趣旨でございまして、次に請願第五百八十三号、宮崎県宮崎川発電所開発促進に関する請願は、九州電力事情の緩和、県未開発資源開採等の観点から、渡川発電所を宮崎県営にて昭和二十六年度事業として承認せられたいとの趣旨でございまして、次に請願第五百八十四号、電気事業再編成に関する政令運用に関する請願は、政令運用については九州の特異性を考慮し、料金地域差の低減、地帯間融通電力の確保、電源開発の促進等の実現を要望しているものでございまして、

以上請願八件、陳情二件は、慎重審議の結果、願意妥当と認め採択し、議院の決議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました次第でございまして、

以上御報告いたします。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第六十より第百六十五までの請願及び日程第二百九十一より第二百九十七までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事堀末治君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事木内キヤウ君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀末治君 只今議題となりました請願及び陳情について地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

請願第五百五十四号は、美容業に対する特別所得税を第二種業務として課税しているのは不当であるから、第一種業務に切り換えられたいというのであります。請願第九百七十五号は、地方税法第三百二十三條は市町村民税の減免に関する規定を設けているにもかかわらず、実際の取扱はこの趣旨を無視して運用されておるから、政府はこの規定の適正運用については指導すると共に、不当課税については救済手段を講ぜられたいというのであります。請願第六百八十五号並びに陳情第三百五十九号、第三百六十四号及び第三百七十九号は、行政事務の再配分に関する地方行政調査委員会の報告の趣旨を実現する措置をとると共に、これと表裏一体となす地方財政の確立

を図りたいというのであります。又陳情第四百二十四号は市町村の消防力の強化のため国及び都道府県の助成を要するものである。次に請願第八百六十八号は旅館の宿泊に対する遊興飲食税を減免されたいというのであり、請願第五百五十一号、第千六百六十四号及び第九百五十七号並びに陳情第二百九十八号、第三百四十六号は、平衡交付金の増額を願うものであり、陳情第二百九十九号は平衡交付金算定基準の適正化を願うものであり、請願第八百五十五号は食糧配給の公団廃止に伴う主要食糧配給事務費の国庫負担を望むものであり、陳情第三百八十八号は監査委員制度の強化を願うものでありまして、いずれも前回報告と同趣旨のものであります。次に陳情第三百六十八号は東京都に主税局を設置されたいということでありまして、委員会におきましては、政府当局と質疑応答を重ね、慎重審議いたしました結果、いずれも願意妥当と認めまして、これを議院の決議に付し、陳情第三百六十八号を除く以外の各件を内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、日程第二百九十七の陳情のほかに内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第六十六より第百八十一までの請願、日程第二百九十八及び第二百九十九の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事木内キヤウ君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事木内キヤウ君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔木内キヤウ君登壇、拍手〕

○木内キヤウ君 只今上程されました文部委員会付託の請願並びに陳情に關しまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

請願第五百五十二号は、六三制学校施設整備に関する国庫補助を要望したものであります。請願第七百五十九号は、二件は結核教職員身分の保障に關するものであります。請願第六百六十六号、第七百七十八号、第九百五十三号、第九百九十二号は、教職員の旅費に関するもの、職業教育法の制定、小学校児童の完全給食の実施に伴う施設費の国庫補助、養育教育費国庫負担の法的措置、盲人用特殊学用品購入費国庫補助及び学校事務職員を教育公務員とする等の要望であります。次に請願第四百四十三号は二件は、大学附属病院の放射線従業員の待遇改善、海技専門学院の昇格及び学校における宗教知識の教育を要望したものであります。請願第七百五十六号、第九百四十号は、国宝文化財防護費を平衡交付金算定の基礎に包含することの要望と、東京都港区善福寺を史跡に指定することの要望であります。請願第四百五十六号は世界無名戦士の墓の建設に関するものであります。請願第七百五十五号及び陳情第三百二二号は、地方団体の社会教育費国庫補助に關するものと、公民館建設費等の国庫補助増額に關するものであります。

本委員会におきましては、以上の請願十八件、陳情二件について慎重に審査の結果、いずれも趣旨妥当と認め、採択の上、請願第七百十八号を除く十九件を内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、日程第八十一の請願のほかに内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第八十一の請願のほかに内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

に決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二百九十

七の陳情のほかに内閣に送付すること

まず、先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事小杉安君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔小杉安君登壇、拍手〕

○小杉安君 只今上程せられました諸議及び陳情百三十九件に關する厚生委員会の審議の結果を御報告申し上げます。

これらの諸議陳情は二月六日以来四回に亘り慎重審議を重ねた結果、日程第百八十二号より日程第百三十一号までの諸議百二十一件及び日程第百三十一号より日程第百三十七号までの陳情十八件は、院議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸議及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤寅次郎) 議員起立と認めます。よつてこれらの諸議及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 両院法規委員幹任の件

一、再院法務委員の選舉
一、日程第二 土地收用法案
一、日程第三 土地收用法施行法案

一、日程第四 港灣法の一部を改正する法律案

一、日程第五 森林法案

一、日程第六 森林法施行法案

一、国土緑化推進に關する決議案

一、日程第七 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

一、日程第八 有価証券の処分の調整に關する法律の廃止に關する法律案

一、日程第九 漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件

一、日程第十乃至第四十二の諸議

一、日程第百三十二及び第百三十三の陳情

一、日程第四十三乃至第五十六の諸議

一、日程第百三十四乃至第百四十三の陳情

一、日程第五十七乃至第七十八の諸議

一、日程第百四十四乃至第百五十三の陳情

一、日程第七十九乃至第九十九の諸議

一、日程第百五十乃至第百六十三の陳情

一、日程第百六十四乃至第百七十七の陳情

一、日程第百三十一乃至第百三十八の諸議

一、日程第百三十九乃至第百八十八の陳情

一、日程第百三十九乃至第百四十三の諸議

一、日程第百八十一の陳情

一、日程第百四十四乃至第百五十二の諸議

一、日程第百八十二乃至第百八十八の陳情

一、日程第百五十三乃至第百五十九の諸議

一、日程第百八十九及び第百九十九の陳情

一、日程第百六十乃至第百六十五の諸議

一、日程第百九十一乃至第百九十七の陳情

一、日程第百六十六乃至第百八十一の諸議

一、日程第百九十八及び第百九十九の陳情

一、日程第百八十二乃至第百三十一の諸議

一、日程第百三十七の陳情

出席者左の通り。

議長 佐藤 寅次郎

副議長 三木 治朗

議員 結城 安次郎 山川 良二君

山本 勇造君 村上 義二君

宮城 大蔵君 澤口 三郎君

前田 謙吉君 堀越 儀助君

藤原 辰治君 中山 福藏君

野田 俊作君 西田 天香君

徳川 宗敬君 常岡 一郎君

伊達 源一郎君 竹下 豊次君

高橋 道男君 高木 正夫君

鈴木 直人君 杉山 昌作君

島村 軍次君 西郷 吉之助君

小林 政夫君 小宮 常吉君

橋見 義男君 木下 辰雄君

河井 彌八君 片柳 眞吉君

柏木 康治君 加賀 操君

奥村 常吉君 岡本 愛祐君

岡部 常吉君 尾崎 行雄君

梅原 眞隆君 溝淵 孝次君

長島 銀藏君 木村 守江君

高橋 進太郎君 仁田 竹一君

宮田 重文君 上原 正吉君

草葉 隆國君 石川 榮一君

大谷 豊潤君 九鬼 紋十郎君

平沼 彌太郎君 大矢 半次郎君

城 義臣君 植竹 春彦君

岡崎 眞一君 西川 基五郎君

小野 義夫君 黒田 英雄君

石坂 豊一君 岩沢 忠恭君

北村 一男君 中川 幸平君

一松 政二君 徳川 頼貞君

中山 海彦君 小串 清一君

工藤 鐵男君 小杉 繁安君

中川 以良君 飯島 通次郎君

井上 上つる君 赤木 正雄君

廣瀬 興兵衛君 野田 卯一君

重宗 雄三君 大野 木秀次郎君

長谷 山行致君 松平 勇雄君

古池 信三君 平井 太郎君

安井 謙吉君 山本 米治君

岡田 信次君 愛知 揆一君

薄井 治三郎君 石村 幸作君

三好 始君 池田 宇右衛門君

入交 太蔵君 島津 忠彦君

石原 辰市郎君 紅澤 みつ君

深川 大蔵君 木内 キヤウ君

鈴木 恭一君 大島 定吉君

郡 勘一君 川村 松助君

竹中 七郎君 谷口 隆三郎君

有馬 英二君 油井 賢太郎君

西山 龜七君 堀 末治君

園 伊能君 櫻内 義雄君

西田 隆男君 大屋 晋三君

泉山 三六君 平岡 市三君

左藤 義詮君 小林 英三君

栗栖 越夫君 鬼丸 義賢君

村尾 重雄君 金子 洋文君

門田 定藏君 カニエ 邦彦君

藤原 道子君 島 清君

若木 勝藏君 永井 純一郎君

三橋 八次郎君 原 虎一君

高田 正三郎君 片岡 文重君

吉川 末次郎君 小林 孝平君

荒木 正三郎君 菊川 孝夫君

赤松 常子君 菊田 七平君

三輪 貞治君 成瀬 幡治君

田中 一君 大隈 信幸君

前之園 喜一郎君 岩木 哲夫君

岩男 仁藏君 伊藤 修君

波多野 鼎君 小笠原 三男君

吉田 法晴君 駒井 藤平君

小川 久義君 境野 清雄君

稻垣 平太郎君 羽生 三七君

江田 三郎君 大野 幸一君

曾根 益君 中村 正雄君

細川 嘉六君 須藤 五郎君

兼岩 傳一君 堂森 芳夫君

梅津 錦一君 重盛 壽治君

岡村 文四郎君 東 隆君

森 八三三君 佐多 忠隆君

小林 亦治君 岩崎 正三郎君

相馬 勝治君 千田 正君

三浦 辰雄君 石川 清一君

松浦 定義君 岡田 宗司君

堀木 謙三君 松原 一彦君

羽仁 五郎君 内村 清次君

小酒 井義男君 山下 義信君

池田 七郎兵衛君 矢嶋 三義君

木下 源吾君 棚橋 小虎君

下條 恭兵君 河崎 ナツ君

上條 愛一君 森崎 隆君

國務大臣

運輸大臣 山崎 猛君

労働大臣 保利 茂君

厚生大臣臨時代理

政府委員 木村忠二郎君

厚生省社会局長 島村 軍次君

農林政務次官 黒田 静夫君

運輸省港灣局長 澁江 操一君

建設省管理局長

定価 一部 六円五十銭

送料 実費

発行所

東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三二 印刷 庁
振替東京 一九〇〇〇 官報課